

【教育委員会定例会】会議録

会 議 名	令和6年第2回教育委員会定例会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和6年2月9日（金）		
開催時間	午後3時00分 ～ 午後4時10分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	大山 日出夫 教育長	小 関 朝 之 委員	早川 貴美子 委員
	倉 橋 さとみ 委員	久保田 善彦 委員	
出席説明員	岩松 朋子 教育指導部長	田巻 正義 教育政策課長	秋元 康裕 学校ICT推進担当課長
	絵野沢 秀雄 学校運営部長	森田 剛 学校支援課長	松本 令子 学務課長
	上遠野 葉子 子ども家庭部長	安部 嘉昭 子ども政策課長	柳瀬 晴夫 子ども施設運営課長
	蜂谷 勝己 私立保育園課長	平塚 晃夫 子ども施設入園課長	物江 耕一朗 青少年課長
	橋本 太郎 こども支援センターげんき所長	早崎 直人 支援管理課長	森田 路子 教育相談課長
	高橋 徹 こども家庭支援課長	土田 浩己 生涯学習振興公社事務局長	薄井 正徳 生涯学習振興公社学習事業部長
書 記	毛利 正成 教育政策担当係長	川村 淳一 教育政策担当係長	岡元 健生 教育政策担当主任
欠 席 者	八尋 崇 教育指導課長		
傍 聴 者	0名		
会議次第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和 6 年 2 月 9 日

第 2 回足立区教育委員会

午後 3 時 0 0 分開会

○教育長 ただいまから本年第 2 回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

—————◇—————

○教育長 初めに、会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録署名委員に、早川委員、久保田委員をご指名いたしますので、よろしくお願いします。

それでは、日程第 1 を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 1、第 6 号議案「足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第 6 号議案について、絵野沢学校運営部長から説明をお願いします。

学校運営部長。

○学校運営部長 恐れ入ります。資料の 4 ページをお開きください。第 6 号議案の説明資料になっております。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

今回対象となる条例については、小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の方の公務災害の補償に関する条例になっておりまして、この条例の中に休業補償についての規定をさせていただいております。規定の中に、休業補償の対象外となる場合が列举されておりまして、この中の 1 つが、刑法上の刑事施設等に拘禁されている場合と、婦人補導院に収容されている場合とあります。

先に、2 番の「改正の理由」の米印のところに、婦人補導院について書かせていただいておりますが、売春防止法第 17 条に基づいて、補導処分がされ

た場合の女子を収容する施設という規定されておりました。現在昭島市に 1 か所あるのみとなっております。

今回、困難な問題を抱える女性の支援に関する法律、いわゆる困難女性支援法が制定されまして、この施行の中で売春防止法中の補導処分という規定が削除されたという経過がございます。これに伴い、この婦人補導院という収容施設についても廃止となりますので、今回、条例のほうの改正をさせていただきたいというような案件になっております。

主な改正内容といたしましては、第 7 条の第 2 項に先ほどご案内した主要施設と婦人補導院が 1 号、2 号で列举しておりますが、婦人補導院のほうを削除した上で、1 号の記載については本文の中に入れ込むということで改正をさせていただければと思います。

施行については、令和 6 年 4 月 1 日を予定しております。

また、本条例の案が可決された後、条例施行規則がございますので、そちらのほうの改正も進めたいと思っております。

説明は以上です。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第 6 号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いします。何かございますでしょうか。

ないようでございますので、これより第 6 号議案「足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することいたします。

次に、日程第 2 を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第2、第7号議案「『令和5年度足立区一般会計第9号補正予算（案）』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第7号議案について、岩松教育指導部長から説明をお願いします。

教育指導部長。

○教育指導部長 恐れ入ります、資料の8ページをお開きください。第7号議案の説明資料になっています。「令和5年度足立区一般会計第9号補正予算（案）」、こちらの作成に当たりまして、足立区長より意見を求められているものでございます。詳細は9ページ以降になりますが、9ページ、歳入については、太枠の部分の一番最後になります。マイナス10億円余、歳出は、次のページ、10ページでございます。太枠の一番下、歳出合計33億円余となっております。8ページにお戻りいただきまして、この中には、児童・生徒のタブレットの更新、それから維持するための保守経費など、多額な経費がかかることを踏まえまして、財源確保のために、今回、新たな基金をつくりまして、そこにお金を積み立てるというような予算も入ってございます。そのため、教育委員会としては異議ないものといいたしたいと思っております。

私からは以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第7号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。何かご質問はありますか。よろしいですか。

ないようでございますので、これより第7号議案「『令和5年度足立区一般会計第9号補正予算（案）』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

次に、日程第3を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第3、第8号議案「『令和6年度足立区一般会計当初予算（案）』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第8号議案について、岩松教育指導部長から説明をお願いします。

教育指導部長。

○教育指導部長 恐れ入ります。資料、14ページをお開きください。「令和6年度足立区一般会計当初予算（案）」の作成に当たりまして、こちらも足立区長より意見を求められているものでございます。

内容につきましては、15ページが歳入になっております。また、この太枠の部分一番最後のところ、教育関係予算の歳入は308億円余となっております。続いて16ページでございます。歳出の合計につきましては833億円余となっております。この歳出予算の中には、学力向上施策をはじめ、学校ICTの関連経費、それから給食費の無償化や校舎の大規模改修、保育、教育施設の管理運営経費などが入っております。

こうした内容を踏まえまして、教育委員会としては、これに異議がないものといいたしたいと思っております。ご審議をお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第8号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。ご質疑は何かありますでしょうか。よろしいですか。

ないようでございますので、これより第8号議案「『令和6年度足立区一般会計当初予算（案）』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり異議なしとして議決することにいたします。

次の日程第4、第9号議案から、日程第8、第1

3号議案までは、関連する議案ですので、一括で説明させていただきます。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第4、第9号議案「『区長の権限に属する事務の委任等に関する条例の一部を改正する条例』に関する教育委員会の意見について」、日程第5、第10号議案「『足立区住区センター条例の一部を改正する条例』に関する教育委員会の意見について」、日程第6、第11号議案「『足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例』に関する教育委員会の意見について」、日程第7、第12号議案「『足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例の一部を改正する条例』に関する教育委員会の意見について」、日程第8、第13号議案「『足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第9号議案から第13号議案について、岩松教育指導部長から説明をお願いします。

教育指導部長。

○教育指導部長 恐れ入ります。20ページをお開きください。

まず、第9号議案からご説明をさせていただきます。「区長の権限に属する事務の委任等に関する条例の一部を改正に当たりまして、足立区長より意見を求められているものでございます。

項番2の改正理由を御覧ください。こちらは令和6年度の組織改正に当たりまして、現在、区長部局で実施している学童保育に関する事務を、地域のちから推進部から子ども家庭部に移管するものでございます。このことによる規定整備になっております。

続いて、25ページをお開きください。第10号議案「足立区住区センター条例の一部を改正する条例」についてですが、改正の理由、項番1を御覧ください。区長の権限に属する事務、こちらは学童保育業務になりますけれども、令和6年度からは、組織改正により教育委員会移管ということになっております。条例中にある区長の権限を教育委員会に委

任するための条項の規定になっております。

続いて、39ページをお開きください。第11号議案になります。「足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例」の改正につきまして、同じく区長から意見を求められているものでございます。

1番の「改正の理由」を御覧ください。こちらも同様に区長の権限に属する事務である学童保育業務について、令和6年度から教育委員会に移管するため、教育委員会に委任するための規定整備となっております。

続いて、46ページをお開きください。12号議案になります。こちらは「足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例の一部を改正する条例」となっております。こちらも、同じく区長から意見を求められているものでございます。

項番1の「改正の理由」ですが、こちらも区長の権限に帰属する事務である学童保育業務について、令和6年度から教育委員会に移管するに当たりまして、教育委員会に委任するための規定整備になっております。

続いて、54ページ、13号議案を御覧ください。「足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、こちらも同様に区長から意見を求められているものでございます。

1番の「改正の理由」でございます。これまでのものと同様に、区長の権限にある学童保育業務について、令和6年度から教育委員会へ移管するための規定整備となっております。

以上、5本につきましては、改正理由を踏まえまして、教育委員会として異議ないものといいたしたいと思っております。ご審議のほう、お願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第9号議案から第13号議案までについて、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。何かご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

ないようでございますので、これより採決に入ります。採決は議案ごとに行います。

それでは、第9号議案「『区長の権限に属する事務の委任等に関する条例の一部を改正する条例』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

次に、第10号議案「『足立区住区センター条例の一部を改正する条例』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

次に、第11号議案「『足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

次に、第12号議案「『足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例の一部を改正する条例』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

次に、第13号議案「『足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

次に、日程第9を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第9、第14号議案「学校ICT機器・教員用Chromebook等の購入(R5債務)について」に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第14号議案について岩松教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 恐れ入ります。60ページをお開きください。学校ICT機器・教員用Chromebook等の購入にあたりまして、足立区長より意見を求められているものでございます。

1番「契約の相手方」でございます。東日本電信電話株式会社東京事業部となっております。

「契約金額」は、項番2にございますように6億2,359万円となっております。落札率は59.78%でございます。

「契約の内容」でございます。項番10を御覧ください。無線アクセスポイント、教員用Chromebookほか、記載のとおりでございます。

こちらについても、学校に必要なものでございますので、教育委員会としては異議ないものといいたしたいと思います。

私から以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第14号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願い

いたします。

ないようでございますので、これより第14号議案「『学校ICT機器・教員用Chromebook等の購入（R5債務）について』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

次に、日程第10を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第10、第15号議案「『指導書の購入について』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第15号議案について岩松教育指導部長から説明をお願いします。

教育指導部長。

○教育指導部長 恐れ入ります。65ページをお開きください。「指導書の購入について」、区長より意見を求められているものでございます。

「契約の相手方」、項番1でございます。東京都東部教科書供給株式会社でございます。

2番「契約金額」でございますが、2億3,995万5,870円となっております。

10番「契約内容」でございます。小学校の国語ほか、記載のとおりとなっております。

こちらについても、教育委員会として異議ないものとしたしたいと思います。ご審議のほう、お願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第15号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。

小関委員。

○小関委員 教員が使う指導書の購入にあたり、見積参加事業者数、が1社しかないことの背景を教えて

いただければと思います。

○教育長 学校支援課長。

○学校支援課長 指導書につきましても、教科書の仕組みと同様なのですが、その地域を担当する供給会社が決まっていまして、そこからしか購入できないという仕組みになってございます。

○教育長 久保田委員。

○久保田委員 この冊数なのですが、これは1人1冊ではなく、学年で1冊になりますでしょうか。

○教育長 学校支援課長。

○学校支援課長 例えば小学校国語なのですが、（1）の総説編と、本体である（2）が学年に1セットということなのですが、（3）の朱書編につきましては各クラスに1冊という購入となります。

○久保田委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

早川委員。

○早川委員 今回、デジタル教科書の指導書はないのですか。

○教育長 学校支援課長。

○学校支援課長 例えばこの10の（2）の小学校国語という中には、本の部分、デジタル教科書のガイドなどのCDやDVDがセットになります。

○教育長 早川委員。

○早川委員 数学や算数とかはないのですか。

○教育長 学校支援課長。

○学校支援課長 科目によってちょっと中身が変わるのですけれども、デジタル教科書のガイドがついている旨を認識しております。

○教育長 ほかによろしいですか。

ないようでございますので、これより第15号議案「『指導書の購入について』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり異議なしとして決

することにいたします。

次に、日程第11、教育長報告を議題といたします。今回は、各担当からの報告事項に替えさせていただきます。ご質疑等は全ての報告が終了しましたら一括で頂こう、お願いいたします。

それでは、(1)、(2)について、田巻教育政策課長、お願いします。

教育政策課長。

○教育政策課長 それでは、資料の69ページをお開きください。最初に、A I ドリルの低学年利用、試行状況になります。今回、今年度は1・2年生で、小学1年生は試行という形で導入してまいりましたが、結論から言いますと、来年度からは本格導入することといたしました。

「利用状況」を棒グラフでお示ししておりますが、1年生は、やはり4月、5月は読み書き中心ということなので、タブレットの活用もこれからということなのですが、2年生については、4月の段階で大分使い出している状況が見て取れます。1年生につきましても、6月頃から徐々に使い始めていて、4月以降は他学年と同様の傾向を示しているという状況でございます。考察にもあるとおり、小学校のほうでも前向きに働きかけて使ってくれた結果が数字としても出ておりますし、活用強化月間という形で10月と11月に各学校で取り組んだ結果が、1年生のところにも出ているという状況です。③に記載したとおり、特に小学校低学年は、漢字の「読み書き」、「とめ・はね・はらい」はこの「Q u b e n a」はあまり得意ではないのですが、そうした点については紙と併用しながらうまく使えるところでは使ってもらおうということで、学校のほうでは活用してもらっています。

次のページの「現場の声」につきましても、記載のとおりで、意欲的に取り組む子どもたちの姿が報告されております。

今回やってみて非常に使えるということが分かりました。昨日もA I ドリルの活用研修ということで、オンラインで事例を発表してもらっておりますので、

低学年でも有効に活用を展開していきたいと考えております。

続きまして、71ページ、「英語教育グランドデザインの策定について」の報告になります。

「目的」としましては、現場の教員と、目標を共有しながら英語教育を広げていくということで、策定いたしました。

タイトルとしましては、「『使える英語力』育成グランドデザイン」ということで、「使える英語力」と銘打っています。知識の習得で終わるのではなくて、実生活、実社会の中で使える英語力を身につけていこうということで、キーワードとして設定しております。目指す児童・生徒像については、「間違いを恐れずに、自分の考えを英語で表現できるあだちの子」ということで記載しておりますけれども、正確さを求めるがゆえにしゃべれない、正確さを恐れてしまうということを危惧しておりますので、まずは、正確さはいから英語を使ってみよう。その使っていく中で正確性を身につけていけばいいんじゃないかということで、このような児童・生徒像を設定しております。

次のページはそのグランドデザインになりますけれども、1番に「目指す児童・生徒像」、そして2番に「英語力の目標」ということで、活動指標、成果指標を設定しております。活動指標については、言語活動を中心とした学習内容について指標化しております。成果指標については、中学校3年の段階でのCEFR、A1相当で一応6割ということで設定しておりますので、ここをまずは求めていくということと、付随して、通過率、正答率も設定しつつ、特に小学校は、中学校もなのですが、英語が好きというところですね。英語が嫌いな子をまずはなくしていくということで、小学校から徹底して行って、中学校の英語教育につなげていければと考えております。

3番は、CAN-DOリストを記載しております。指導要領に基づいて、4技能ごと、学年ごとに、到達目標を示しております。あくまで指導要領を踏ま

えたものでありますけれども、足立区オリジナルの語数とか、そういった具体的な数字を入れておりますので、学年末に向けて、このぐらいの英語は使えるようにということで、全教員で足並みをそろえて英語教育を進めていければと考えております。来年度もまた研修なんかでも、こういったものを取り上げながら、現場と工夫しながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○教育長 次に、（３）から（７）について、岩松教育指導部長お願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 恐れ入ります。資料 73 ページをお開きください。「中学校不登校未然防止事業の生徒の状況と、それからモデル校の拡大」の案についてでございます。

項番 1 でございます。「既存のモデル校、六月中学校の生徒の状況」ですが、令和 5 年 12 月にアンケートを取ってみました。利用生徒 16 人のうち 6 人から回答を頂きましたので、そちらのほうを抜粋したものでございます。SSR の良いと思う点、そういうところでは、自由に勉強ができて、分からないところをすぐに先生に聞けるということ、それから個室のように落ち着いて学習ができるという声がありました。それから、現在の過ごし方、（３）のところでございますけれども、やはり「Chromebook などを使って勉強をしている」、それから気分転換のために折り紙を折ってみたり、卓球を試してみたりというところを行っているというような過ごし方が見えてまいりました。（５）ですが、この SSR を利用して変化したこととして、まず「登校日数が増えた」、それから「学校にストレスを感じなくなった」、「気持ちが落ち着いてきた」、「学校に行くことに対して恐怖感や生き難さが少し改善した」というようなお声を頂いております。

続いて、74 ページをお開きください。こちらは「令和 6 年度からのモデル校について」でございます。令和 5 年度は六月中学校 1 校のみでござい

ましたが、来年度は、3 校増やしまして、全部で 4 校でモデル事業を実施したいと思っております。モデル校につきましては、地図上でもお示しをしておりますが、第一中学校、蒲原中学校、加賀中学校を増やしまして、区内、地域のバランスが取れるような形にしております。また、不登校の生徒が多いなどの課題がある。それから教室をきちんと確保できるようなところを今回モデル校に設定しております。

3 番でございます。「今後のスケジュール」ですが、こちらについては、必要な経費も令和 6 年度の当初予算（案）のほうに計上しまして、議決が得られた際には物品の調達をしまして、早期に事業実施ができるようにしてまいりたいと思っております。

続いて、75 ページでございます。足立区立辰沼小学校におけるいじめ防止対策でございます。議会のほうで、昨年 6 月に有効ないじめ対策の実施を求める請願が出ております。こちらの中でも、たびたび辰沼小学校の取組が取り上げられております。辰沼小学校におけるいじめの防止の取組を今回ご報告するものでございます。

項番 1 でございます。辰沼小学校では、平成 24 年から、児童が自分たちで主体的ないじめ防止活動として「辰沼キッズレスキュー」というものを発足しまして、現在に至っております。令和 5 年度は、全校生徒 545 人のうち 400 人が所属をしまして、主な活動が（３）に書いております。児童朝会の後にみんなで合い言葉を読み上げたり、いじめ防止の啓発に努めています。また、児童による防止パレード（パトロール）を校庭で週に 1 回実施する。それから、「辰沼しぐさの奨励」とありますが、友達からされてうれしいことなどを日常の生活の実践につないでいく、といったことをやっております。また、キャラクターを活用したキャンペーンなども実施をしております。

次のページ、76 ページでございます。きのところでございますが、「思いやり報告箱の設置」ということで、お友達から受けて、よかったなというようなことを認め合うための報告箱の設置などをやっ

ております。

項番2「今後の方針」でございますけれども、こういった活動を生活指導の担当者連絡会などに共有をいたしまして、他校でも同じような自主的な取組があると思いますので、こういったものを学校間で共有したいと考えております。また、6年度以降、小中学校で実施しているいじめの取組なども周知しまして、児童・生徒の主体的な取組ができるような形で、話し合いの機会の創出を検討していきたいと考えています。

続いて、77ページ、「学習者用デジタル教科書の効果検証調査」でございます。こちらは、今年度2回目になります。7月に第1回目を実施いたしまして、今回2回目、これはデジタル教科書を導入している小学5、6年生と、それから中学生、教員、保護者に取ったものでございます。詳細な調査結果は80ページ以降にございますが、いくつか抜粋したものを78ページにお載せしております。

まず、項番2「効果のあった事項」でございます。外国語の学習内容の理解度について、「分かると思うことは増えたか」というような問に対しまして、「効果があった」というような声を伺っています。小学校の教員をはじめ、中学生生徒、それから教員からも「効果があった」という肯定的な感想が1回目よりも増えております。

一方で、「課題があった事項」を79ページにまとめてございます。項番3のところでございます。「外国語において、中学生が音読活動に苦手意識を感じている」とありましたけれども、こちらに対しては、「苦手意識が減りましたか」という質問に対して肯定的な回答が減ってしまったというものでございます。(2)は家庭学習についての問いでございます。こちら「効果があったか」という問に対しまして、同じくこちらでも肯定的な回答が減っております。学習のねらいに応じた形で活用できるような実践事例を改めて周知してまいりたいと考えております。

続いて、90ページをお開きください。「図書館

を使った調べる学習コンクール 全国コンクールの結果」でございます。

「審査結果」を項番1のところに記載をしてございます。入賞が1点、それから入選が全部で175作品ございます。作品一覧を記載しておりますので、こちらを御覧いただければと思います。こちらの入賞及び入選の作品につきましては、学校名等を足立区のホームページでも紹介をしまして、今後、さらに通知を早めて、授業における調べ学習の取組の向上を図ってまいりたいと思います。

最後、92ページをお開きください。令和5年度の学校での卒業式の「告辞」の実施方針でございます。

項番1のところに今年度の「実施方針」を掲げてございます。「告辞」の読み上げはせずに、全校共通の告辞を「お祝いのメッセージ」として作成いたしまして、このメッセージを小・中学校の児童・生徒に行き渡るようにしたいと考えております。また、こちらについて区からの参列はしないということで、方針を固めていきたいと考えております。

報告は以上になります。

○教育長 次に、(8)、(9)について、松本学務課長、お願いします。

学務課長。

○学務課長 93ページをお開きください。私からは「足立区学校保健統計書(令和4年度実績)の概要について」、お話しいたします。こちらは、学校で行う健康診断等の集計結果をまとめたものになります。

「統計書の主な内容」としましては、(1)から(7)までございますけれども、児童生徒の発育状況ですとか、就学時健診の診断結果ですとか、あと感染症の罹患状況などを記載しているものです。

(2)の「概要」の児童生徒の発育状況ですが、肥満傾向の程度が20%以上となっております。こちらは過去5年間微増の傾向にありまして、全国、東京都の割合を上回っているという結果でございます。

おめくりいただきまして94ページ、「貧血・小児生活習慣病予防健診」についてです。中学2年生でございますけれども、こちらは有所見となった方が、女子が31%、男子が21%というような結果になっております。前年の令和3年度と比較して、男子は横ばい、女子は減少というような形になっております。

(3)が「むし歯」です。むし歯につきましては、小・中ともに減少傾向でございます。ただ、東京都の平均はまだ上回っているというような状況でございます。今後につきましては、来月の文教委員会で報告いたしまして、区のホームページで公開をいたします。また、学校の養護の教諭たちと、こちらのほうを共有いたしまして、各校での指導に生かしていただくというような形にしております。

続きまして、95ページです。「物価高騰による学校給食費の増額(案)」でございます。こちらは、近年、物価高騰に保護者負担額を変更しないということで、区負担でずっとやってきております。今年度、給食費が無償化となりましたので、保護者負担がなくなって、予算(案)の議決が得られた際には、単価を適正な価格に増額させていただいて、おいしい給食の質の担保というところを目指したいと考えております。

1番の「現状」ですが、小学1年生で給食費の1食単価は247円、中学生が334円という単価でやってきております。ただ、来年度以降ですけれども、小学1年生で14.1円の増額、また中学生ですと16.12円の増額という形で、牛乳ですとかパンについては固定価格となりますので、こちらも高騰分の見込みも含めて積算をしているものでございます。

私からは以上です。

○教育長 次に、(10)について、物江青少年課長、お願いします。

青少年課長。

○青少年課長 恐れ入ります。96ページ目を御覧ください。「令和6年度ジュニアリーダー研修会の宿

泊キャンプ参加費用(案)について」でございます。

来年度予算に計上させていただきましたので、議決が得られればこの形で進めたいと考えており、報告をさせていただくものになります。ジュニアリーダー研修会は、子ども会を中心に地域活動を行う中高生を育てるための小学生向けの研修会でございます。今年度で言いますと、区内で16か所、計800名を超えるお子様たちが参加していただきました。

こういった研修会に行った方に、2泊3日のキャンプの企画を少年団体連合会協議会に委託して行っております。今年度の自己負担は1万3,000円でしたが、来年度はこの自己負担を5,000円にしたいと考えております。理由としましては、1番のところに記載をさせていただきましたが、なるべく多くの方に参加をしていただきたいというところでございます。また、今年度については、一律1万3,000円でございますけれども、来年度については、就学援助を受けている方については、無料という形にしたいかなというところで考えてございます。

参考になりますが、今年度、昨年の令和5年7月15日から17日までは、中学生と小学6年生を対象にして105人参加いただきまして、令和5年11月3日から5日までの2泊3日は、鋸南のほうに行って、参加者65人ですので合計170名が今年度は参加をしたという形でございます。来年度につきましては、97ページに記載がございますが、今年度と同じように御殿場と鋸南という形で、いずれも8月と11月に行きたいというところで考えてございます。

以上になります。

○教育長 次に、(11)について、土田生涯学習振興公社事務局長、お願いします。

事務局長。

○生涯学習振興公社事務局長 「令和6年度生涯学習振興公社事業概要・収支予算説明書」を説明いたします。

1ページのほうを見ていただきたいと思います。

1の「概要説明」でございますけれども、公社の職員数は合計40名ほどになっております。

2の「組織機構」でございますが、令和6年度につきましては、学習・スポーツ事業課と文化活動支援課を統合し、学習事業課とします。

3番の「令和6年度 経営方針と重点事項」については、記載のとおりでございます。

2ページのほうを見ていただきたいと思います。令和6年度の主な事業を説明しております。1番目のあだち放課後子ども教室事業でございます。区のほうから受託をしております。(1)の安全管理講習会、こちらにつきましては、スタッフ等の安全講習をするものでございまして、令和6年度につきましては、学習センターのほうで30回ほど実施をする予定でございます。

2番目の「生涯学習事業」でございます。(2)の小学校アウトリーチコンサートでございます。毎年行っているものでございますけれども、令和6年度につきましては、8校で24回実施する予定でございます。(4)の0歳からのファミリーコンサートにつきましても、来年度に実施する予定でございます。

3ページのほうを見ていただきたいと思います。収支予算でございます。

まず、経常収益の収入でございます。(18)でございます。経常収益計は受取補助金等2億9,311万円余を含みまして3億1,798万円余となります。

6ページのほうを見ていただきたいと思います。経常費用の支出でございます。(84)番でございます。経常費用計は3億2,123万円余になります。

7ページのほうを見ていただきたいと思います。(90)番、当期一般正味財産増減額は、収入から支出を引いたマイナスの325万円となります。最終的に、(96)番、正味財産期末残高は17億2,455万円余となります。

私からの説明は以上でございます。

○教育長 ただいま各所管から報告事項がございました。これらの点につきまして、各委員からご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。

小関委員。

○小関委員 まず1点目、英語教育グランドデザインの方策についてです。この英語グランドデザインには、ICTに関する記載がありませんが、関わりを持たせた方がよいと思います。この辺りが入ってくると分かりにくくなってしまうのであえて触れていないのかと思いますが、ICTとの関わりについてはどのように考えているのか、教えていただければと思います。

2点目は、六月中のモデル学校についてです。去年からは3校増えて計4校でやる予定になっているのですが、これもやはり課題になっているのがどのような先生が担当するかだと思います。以前お聞きした中では、退職した小学校の校長先生を配置すると話があったと思うのですが、どのような人材の配置を考えているのか、教えていただければと思います。配置される先生によってかなり様子が違ってくるような気がしています。

○教育長 教育政策課長。

○教育政策課長 ICTは、当然活用の想定をしております。このCAN-DOリストは、あくまで到達目標なので、何ができるようになるかということを、資質能力ベースにしながら示しております。それで、使う場面としては、例えば「プレゼンテーション」なんて文言が出てきますけれども、その中でスライドを使ってやり取りをしている場面は当然ありますし、そのあたりは、手段としては足立スタンダードの中に入れていたり、研修でもICTはかなり意識して取り上げてきておりますし、そういった足立スタンダードの推進委員会の伝達事業の中で見せていたり、様々なやり方でやっております。あくまでここは到達目標なので、ICTの活用を落とし込んではいないですけども、当然その視点はあります。

○教育長 教育指導部長。

○教育指導部長 もう1つのご質問でございますけれども、不登校未然防止のモデル事業でございますが、やはり委員がおっしゃるように、指導員は大変重要でございます。現在考えているのは、校長を退職されたような方を指導員に考えております。モデル事業も、もう少し増やしたいところですが、やはり指導員がいないことには、どなたでもいいというものではございませんので、子どもたちに寄り添っていただけるような方をぜひお願いをしたいということで、今準備を進めているところでございます。

○教育長 小関委員。

○小関委員 それから、辰沼小のいじめの防止対策はとてもいい取組だと思いますので、できればほかの学校でも波及できたらと思うところですが、この辰沼キッズレスキューについて、どういうメンバーで組織がされているのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○教育長 教育指導部長。

○教育指導部長 こちらは、児童会を中心にメンバーを募っているようでございます。もともともう少し小さい規模だったようでございますけれども、今は、ご報告したように、全校生徒545中400人ということで、かなり大勢で活動していると聞いております。ですから、この取組をちょっと皆さんにご紹介して、各学校でやられていることは、おそらく似たようなことをやられているところもあると思うのです。そういった意味でも、共有し合いながら、いいところをまねていけるような、そんな取組につなげたいと思っております。

○教育長 補足なのですが、私も現場へ行ってみました。子どもたち自身がこの活動をどうやって後に引き継いでいこうかということを真剣に議論している様子を見せていただいたのですが、やらされ感ではなく主体的にやっていこうという思いで取り組んでいることが分かりました。いい取組だと思いましたので、ぜひほかの学校でも広げていけるようにやっていきたいと考えております。ありがとうございました。

ほかにはありますでしょうか。小関委員。

○小関委員 545人中400人の児童がかかわるということはかなり率が高いと思います。これを運営していくにあたり、担当の教員や、校長先生を中心にやっているのか、先生方の指導が入りつつ、児童中心でやっているのか、この点について教えていただければと思います。

○教育長 教育指導部長。

○教育指導部長 先生ももちろんサポートに入っていると思いますけれども、委員会活動のような形で組織をしているというようなお話でした。

○小関委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

早川委員。

○早川委員 78ページの算数と数学について、アップ度がすごいですよね。かなりすごくよくなっています。ペンを与えたということでこうなったと思うのですけれども、自分で書き込めたりするということがよかったということなのでしょうか。

○教育長 教育指導部長。

○教育指導部長 タッチペンを児童・生徒に1本ずつ配布をいたしました。それが非常に使い勝手がいいということで、このような点数になったと考えております。

○早川委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかに何かありますでしょうか。

倉橋委員。

○倉橋委員 3点ほどあります。まず英語教育のグラウンドデザインなのですが、小学校の英語の授業は担任による授業を行う学校が多いため、先生の格差を感じています。盛り上げられるクラスはいいのですが、ちょっとこのクラスはおとなしい子どもが多いですというクラスだと、どうしても英語が頻繁に使われているような授業がなかなかできていないのかなと感じています。なので、なかなか難しいと思うのですが、子どもに間違ってもいいから表現できるようになろうよということを、

先生も同じように感じていてもらわないと、いけないのではないかと思います。「先生も間違えちゃったよ」という感じでやってもらわないと、やっぱり何かうまく回っていない、と感じることがありましたので、先生の格差ということを少し考えていただきたいなと感じています。

それと、不登校未然防止のモデル校についてです。すごくいいのですが、小学校から不登校の子のお母さんは、こうした教室がある学校に行かせたいと考えます。なので、その学校に、不登校ぎみの生徒が増えていくのではないかなと思うのですが、その人数を収容できる環境はあるのでしょうか。どういうふうを考えていらっしゃるのかをちょっとお聞きしたいです。

最後に、辰沼小学校なのですけれども、実際にいじめのアンケートが、どのように推移しているのかということが気になりましたので、分かれば教えてくださいなと思います。

以上です。

○教育長 教育政策課長。

○教育政策課長 小学校の学級担任のクラスの授業ですけれども、やはり研修しかないなと思っています。学力定着推進課は3教科に関してはかなり突出して力を入れていて、悉皆研修も相当やっていますし、小学校は、なかなか全員は研修に参加してもらうことができないので、代表を呼んで校内還元してもらうというやり方なのですけれども、やっぱりなかなかそれでは、還元というのは難しいところがあります。いい授業というのは、たくさん私は見てきて、取りためてきているので、そういう授業を、動画なりで見られる環境を今少しずつつくっています。ちゃんと学級経営が基盤としてしっかりしていれば、英語が下手でも、授業ができている事例はあるので、そういうのがちょっと見える環境を充実していきながら、勇気を持って授業ができるように支援していければいいかなと思っています。

○教育長 教育指導部長。

○教育指導部長 不登校未然防止のところが増えた場

合ということですが、今、六月中は常時16人がいるということではなく、曜日によって変わったり、時間帯によって変わったりというところが主になっております。まずスタートしてみて、どれぐらいの人数の子が利用されるかというところを見ながら、対応策を考えていきたいと思っています。指導員だけではなくて、登校サポーターにも、やはり一緒になって連携してやらなくてはいけないだろうなと思っています。また、状況を見ながら、ご相談などをさせていただこうと思っています。

それから、辰沼小なのですけれども、いじめは、認知件数自体は、ほかの学校よりうんと低いというよりは、相談を学校の中できちんとできているという子が、いじめのアンケートなんかではちょっと見えてきているところです。みんなの目が、いじめに対する意識が高いというのもあって、通常だと親に相談するようなところを、学校の先生だったり、友達だったり、スクールカウンセラーだったりという、そこが特徴的であったように思っております。

○倉橋委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかには何かありますでしょうか。

久保田委員。

○久保田委員 では、お願いいたします。まずは、第14号議案、Chromebookの入札の件ですが、この件については全然問題ありません。入札の金額を見ると10分の6で入札しています。同様の価格で可能であれば、ここから先の予算編成も大きく変わってくるのではないかと思います。例えば今回は補正予算で3年分を前取りしているということですが、3年分で5年分をまかなえるのではないのでしょうか。関連して、計画の見直しの予定があるのかという点が1点目です。

2点目は感想です。AIドリルですが、皆さんの活用が進みすばらしいです。特に、8月の使用状況が分かるというのは、ログを活用するよさであると思います。AIドリルだけではなく、各システムのログを取れば、子どもたちの活用状況が分かるはずです。AIドリルのログ活用にならって、自動でロ

グを取れるものを上手に使うことで、先生方に負担のない調査を検討していただけると良いと思います。

3点目です。デジタル教科書と、生徒用デジタル教科書は、1回目より2回目のほうが上がって大変素晴らしいと思います。一方、円グラフを見ると、小学生の児童があまり上がっていません。それは先ほど倉橋委員のご指摘とつながると思います。上がっていない理由が今すぐは分からなくても、分かった上で、本格導入していただけるとありがたいと思っています。

○教育長 学校ICT推進担当課長。

○学校ICT推進担当課長 1点目の今後の計画の見直しの部分なのですが、6年度は予算額のため契約差金が発生していますが、7年度以降に入ってくる4万台、5,000台、また1,000台につきましては、この当時の落札額で積算をしています。ですので、計画上で契約差金はほとんど出ないのではないかと見込んでいます。

○久保田委員 Chromebookは、今回が特別に安いということですか。

○教育長 学校ICT推進担当課長。

○学校ICT推進担当課長 今回も、見積り自体は複数社取っていて、大体これぐらいの見積り金額になっています。ただ、札入れすると、金額下がってしまっているというのがあります。落札金額で予算を計上するのは難しいと思うのですが、いずれにしても、7年度、8年度に入れるものについては、見積りではなくて入札金額、実際にかかった金額で計画していますので、金額が下がるというのは、なかなか厳しいのかなと見込んでいます。

○教育長 久保田委員。

○久保田委員 これは教師用ですか。前は多分ウィンドウズでの落札だったので、それをもとに算出しているから高くなったということですか。

○教育長 学校ICT推進担当課長。

○学校ICT推進担当課長 今回はChromebookで見積りを取っており、それで予算も計上しています。したがって、これは純粋なChromebook

ookの契約の差金です。それが先ほどお話しさせていただいたように、見積りを複数社取っているのですけれども、その時点で下げるのがなかなかできなくて、入札してみると、実は下がってしまうということになってしまうのです。

○久保田委員 分かりました。

○教育長 教育指導部長。

○教育指導部長 今回3年分を見込んで基金に積立をするのですが、この浮いた4億円分がありますので、それは次回以降に活用したいと思っています。これからまた4万台を入札した際に価格が下がるようでしたら、その分は9年度以降に活用できると思います。

○久保田委員 繰り越していくのですね。

○教育指導部長 そのように大事に使っていきたいと思っています。

○久保田委員 よろしく願いいたします。

○教育長 教育政策課長。

○教育政策課長 ログについては、これはシステムの中で見られるようになっています。ただ、学年、クラス、教科と辿って見ていかないと見られないようになっています。そこは改善要望として学校からも出ているので、事業者には伝えていきます。多くの自治体から、そういう要望が出ているようでして、今後の課題となっています。このデータについては、毎月のレポートを提出してもらうようにして、月単位、週単位、日単位で、どのぐらい1人のユーザーが開いているか、活用しているかという、そういうデータが出ます。大体、我々は、月では長いし日だとちょっと短いので、週で見ているのですけれども、週当たりで指標を取りつつ、学校とヒアリングをしながら、活用状況を確認しております。校長も大分意識して見るようになってきているので、それぞれの活用への意識というのが、少なくとも管理職では共有しながら今やっているような状況でございます。

○教育長 教育指導部長。

○教育指導部長 デジタル教科書の効果的だという回

答でない小学校のところは、やはり効果的にどう使えるかという場面がきちんと理解されていないのかなというのは、課題に感じているところです。どういふ場面で使うと効果的なのかというのを、私たちも一緒になって、先生たちにお伝えしていきたいなと思っております。

○教育長 そのほかにはないようでございますか。ないようでしたら、報告事項のほうは終了とさせていただきます。

その他でございますけれども、何かございますか。

小関委員。

○小関委員 学校を回っていて、c l a s s r o o mでアンケートをとることで、集計など、今までなかなかうまくいかなかったのがスムーズにできていて、とても活用しやすいと好評なのですけれども一方で、紙でアンケートを取っていたほうが、回収率がすごくいいと言われました。紙以外だといつでも答えられるというのがあって、なかなかおざなりになっていて、回収率が悪くなってしまったという話を聞いています。、それは学校で頑張ってくださいしかない、とお伝えしましたが、いい方法は何かないかと校長先生は言っていました。何か良い方法があれば、教えていただければと思っているのですが。

○倉橋委員 保護者向けのグーグルフォームでアンケートを取るような形、その回収率が紙よりも下がりましたというふうな話でした。

○教育長 何か解決策はありますか。学校ICT推進担当課長。

○学校ICT推進担当課長 フォーム・アンド・スクールを導入させていただきまして、今お話しいたように、アンケートを回収して、集めたりするにはとても便利で、また漏れもなくなったと聞くのですけれども、やはり回収率については、フォーム・アンド・スクールに限らず、デジタルにしたことで、どのアンケートも下がるということはちょっと耳にはしており、我々も困っているところです。ですが、ご協力をお願いしたり、なるべく回答しやすいように記述式でなく、選択式にさせていただくとか工夫

し、なるべく回答しやすい形をお願いしていくしかないのではないかと思います。

○教育長 教育政策課長。

○教育政策課長 例えば私たちがアンケートを取るときは、紙で配って、そこには所要時間やQRコードは載せておいて、こちらからでも答えられますよという併用型でやることはあります。

○教育長 早川委員。

○早川委員 やっぱ親御さんの考え方、親御さんの実態と子どもたちと違うので、それを用意してあげないと。本当に回収しようとしたら、QRコードと紙と両方にして。やり方を校長先生たちに教えてあげる必要がありませんか。

○小関委員 こういうやり方でうまくいっている学校や、役所ではこうやっていますみたいなことを、言ってあげたほうがよいのではないのでしょうか。

○久保田委員 ちなみに、大学はコロナ禍で、全部がオンラインのフォームの調査になりました。しかし、ここ最近では幾つかの大学は紙に戻しています。それは同じ理由です。回答率が悪いからです。15回の授業が終わった後に評価をするのですが、紙の調査が戻ってきているような感じがします。

全然違う話なのですが、前回の情報漏洩の話とも関連し、アンケートはC4thでも取れるし、グーグルでも取れるのですね。それで合っていますか。

○教育長 学校ICT推進担当課長。

○学校ICT推進担当課長 C4thは、基本的には保護者宛で、グーグルは子ども向けのものですけれども、それを活用することもできます。

○久保田委員 つまり、セキュリティ度の高いものはC4thを使って、そうでないものはグーグルを使うという、何か切り分けができると、先生方も安心して使えると思いました。

○教育長 ありがとうございます。では、研究をして教えてあげるということで、出し惜しみをしないと。よろしくお願いします。

○倉橋委員 手取り足取り教えてあげるとやってくれるのではないかな。紙だと、回収されていないの

が目に見えて分かるので、先生たちも、子どもたちに、まだ回収できていない子に、ちゃんとお母さんに言ってね、みたいな声がけができると思うのですが、やっぱりグーグル・フォームとかになっ
てしまうと、それが分からないのではないかと思います。つまり、子どもたちが親が回答してくれたの
まだ回答していないのか分からない。そういうふうなこともあるのかなと私は思います。

○教育長 ありがとうございます。では、工夫をして。

ほかには何かございますでしょうか。

ないようでございますので、以上をもちまして、
本年第2回足立区教育委員会定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

午後4時10分閉会

令和 6 年 第 2 回 足 立 区 教 育 委 員 会 定 例 会

日 時 令和 6 年 2 月 9 日 火曜日 午後 3 時 0 0 分開議
会 場 教育委員会室

1 議 事 日 程	頁
日程第 1 第 6 号議案	足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の送付について…………… 3
日程第 2 第 7 号議案	「令和 5 年度足立区一般会計第 9 号補正予算（案）」に関する教育委員会の意見について…………… 7
日程第 3 第 8 号議案	「令和 6 年度足立区一般会計当初予算（案）」に関する教育委員会の意見について…………… 1 3
日程第 4 第 9 号議案	「区長の権限に属する事務の委任等に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について…………… 1 9
日程第 5 第 10 号議案	「足立区住区センター条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について…………… 2 4
日程第 6 第 11 号議案	「足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について…………… 3 8
日程第 7 第 12 号議案	「足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について…… 4 5
日程第 8 第 13 号議案	「足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について…………… 5 3
日程第 9 第 14 号議案	「学校 ICT 機器・教員用 Chromebook 等の購入（R 5 債務）について」に関する教育委員会の意見について…………… 5 9
日程第 10 第 15 号議案	「指導書の購入について」に関する教育委員会の意見について…………… 6 4
日程第 11	教育長報告

2 報 告 事 項

- (1) AI ドリル小学校低学年での試行利用状況について
《田巻 教育政策課長》 6 9
- (2) 英語ランドデザインの策定について
《田巻 教育政策課長》 7 1
- (3) 足立区立中学校不登校未然防止事業の利用生徒の状況とモデル校の拡大について
《八尋 教育指導課長》 7 3
- (4) 足立区立辰沼小学校におけるいじめ防止対策について
《八尋 教育指導課長》 7 5

(5) 「令和5年度第2回学習者用デジタル教科書の効果検証調査」報告について	《八尋 教育指導課長》	77
(6) 図書館を使った調べる学習コンクール 全国コンクールの結果について	《八尋 教育指導課長》	90
(7) 令和5年度足立区立学校卒業式における「足立区長及び教育委員会告辞」の実施方針について	《八尋 教育指導課長》	92
(8) 足立区学校保健統計書（令和4年度実績）の概要について	《松本 学務課長》	93
(9) 物価高騰による学校給食費の増額について	《松本 学務課長》	95
(10) 令和6年度ジュニアリーダー研修会の宿泊キャンプ参加費用について	《物江 青少年課長》	96
(11) 令和6年度公益財団法人足立区生涯学習振興公社の事業計画及び収支予算（案）について	《土田 生涯学習振興公社事務局長》	別冊

3 情報連絡事項

(1) 令和5年度明海大学連携事業の実施結果について	[学力定着推進課]	98
(2) 英語マスター講座の定員の変更について	[学力定着推進課]	100
(3) 保健関係書類のオンライン化について	[学務課]	101
(4) 令和5年度「あだち子ども将棋大会」の実施結果について	[青少年課]	102
(5) 事業実施報告・実施予定	[青少年課]	103
(6) 事業実施報告・実施予定	[生涯学習振興公社]	104

第 6 号議案

足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の送付につい
て

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公
務災害補償に関する条例（平成 14 年足立区条例第 20 号）の一部を次
のように改正する。

第 3 条第 2 項中「（第 17 条第 2 項第 2 号において単に「経験年数」
という。）」を削る。

第 7 条ただし書中「次に掲げる」を「刑事施設、労役場その他これら
に準ずる施設に拘禁されている」に改め、「、又は収容され」を削り、
同条各号を削る。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準
を定める政令の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例
案を提出いたします。

第 6 号議案説明資料

令和 6 年 2 月 9 日

件 名	足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の送付について
所 管 部 課 名	学校運営部学務課
内 容	1 概要 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行による「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令」の改正に伴い、「足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」の一部を改正する。 2 改正の理由 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行により、令和 6 年 4 月 1 日から婦人補導院※が廃止となることから、条例の文言を削除する。 ※ 婦人補導院とは、売春防止法第 17 条に基づく補導処分がなされた満 20 歳以上の女子を収容し、社会で自立していくために生活指導及び職業補導、医療を行うことを目的とする国の施設をいう。 3 主な改正内容（詳細は、P 5～6 の新旧対照表を参照） （1）第 7 条第 2 号「婦人補導院その他これに準ずる施設に収容されている場合」を削除する。 （2）上記第 7 条第 2 号の削除に伴い、第 1 号「刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合」を削除し、第 7 条本文に規定する。 4 施行年月日 令和 6 年 4 月 1 日 5 今後の方針 本議案が可決された際には、関係する条例施行規則について必要な改正を行う。

足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
○足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 平成14年 3 月29日 条例第20号 第1条～第2条 省略 (補償基礎額) 第3条 省略 2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生日」という。）における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数(第17条第2項第2号において単に「経験年数」という。)に依じて、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和37年東京都条例第80号。以下「都条例」という。）第4条第2項に規定する額による。 3～4 省略 第4条～第6条 省略 (休業補償) 第7条 休業補償は、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないとき、当該学校医等に対して、その収入を得ることができない期間、1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給して行う。ただし、次に掲げる _____場合（足立区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は行わない。	○足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 平成14年 3 月29日 条例第20号 第1条～第2条 現行のとおり (補償基礎額) 第3条 現行のとおり 2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生日」という。）における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数_____に依じて、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和37年東京都条例第80号。以下「都条例」という。）第4条第2項に規定する額による。 3～4 現行のとおり 第4条～第6条 現行のとおり (休業補償) 第7条 休業補償は、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないとき、当該学校医等に対して、その収入を得ることができない期間、1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給して行う。ただし、<u>刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合</u>（足立区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める場合に限る。）には、その拘禁され_____ている期間については、休業補償は行わない。

改正前	改正後
<u>(1) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合</u> <u>(2) 婦人補導院その他これに準ずる施設に収容されている場合</u> 第8条～第29条 省略	(削除) (削除) 第8条～第29条 現行のとおり <u>付 則</u> <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u>

第 7 号議案

「令和 5 年度足立区一般会計第 9 号補正予算（案）」に関する教育
委員会の意見について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「令和 5 年度足立区一般会計第 9 号補正予算（案）」に関する教
育委員会の意見について

「令和 5 年度足立区一般会計第 9 号補正予算（案）」について、足立
区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものと
する。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、足
立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 7 号議案説明資料

令和 6 年 2 月 9 日

件 名	「令和 5 年度足立区一般会計第 9 号補正予算（案）」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、予算案の作成にあたり足立区長より意見を求められた。内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。 1 予算名 令和 5 年度足立区一般会計第 9 号補正予算（案） 2 主な内容 P 9 ～ 11 のとおり

令和５年度教育関係第９号補正予算（案）について

（１）一般会計（歳入）

科 目		補正前の額 (千円)	補正額 (千円)	補正後の額 (千円)
款	項			
13	分担金及び負担金	834,513	152,551	987,064
	1 負担金	834,513	152,551	987,064
14	使用料及び手数料	346,865	△ 1,677	345,188
	1 使用料	346,865	△ 1,677	345,188
15	国庫支出金	9,509,595	141,822	9,651,417
	1 国庫負担金	8,459,668	162,519	8,622,187
	2 国庫補助金	1,045,489	△ 19,332	1,026,157
	3 国庫委託金	4,438	△ 1,365	3,073
16	都支出金	8,284,246	△ 39,767	8,244,479
	1 都負担金	3,716,552	70,074	3,786,626
	2 都補助金	4,561,753	△ 106,114	4,455,639
	3 都委託金	5,941	△ 3,727	2,214
17	財産収入	56,802	△ 7,963	48,839
	1 財産運用収入	56,502	△ 7,963	48,539
	2 財産売払収入	300	0	300
18	寄付金	7,894	10,585	18,479
	1 寄付金	7,894	10,585	18,479
19	繰入金	5,604,458	△ 1,272,896	4,331,562
	1 基金繰入金	5,604,458	△ 1,272,896	4,331,562
21	諸収入	205,284	6,811	212,095
	3 貸付金元利収入	63,420	0	63,420
	5 雑入	141,864	6,811	148,675
22	特別区債	1,531,000	0	1,531,000
	2 教育債	1,531,000	0	1,531,000
歳 入 合 計		26,380,657	△ 1,010,534	25,370,123

(2) 一般会計（歳出）

科 目		補正前の額	補正額	補正後の額
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
2	総務費	4,154,701	△ 555,535	3,599,166
	1 総務管理費	4,154,701	△ 555,535	3,599,166
3	民生費	31,185,404	167,810	31,353,214
	2 児童福祉費	31,185,404	167,810	31,353,214
7	教育費	41,001,195	3,722,361	44,723,556
	1 教育総務費	10,102,540	5,396,696	15,499,236
	2 小学校費	12,196,955	△ 771,666	11,425,289
	3 中学校費	10,356,045	△ 678,866	9,677,179
	4 校外施設費	287,637	△ 6,894	280,743
	5 幼稚園費	4,586,607	△ 106,521	4,480,086
	6 社会教育費	3,077,386	△ 98,460	2,978,926
	7 社会体育費	394,025	△ 11,928	382,097
歳 出 合 計		76,341,300	3,334,636	79,675,936

(3) 債務負担行為

1 追加

No.	事 項 名	期 間	限 度 額
1	花畑地域学習センター吸収冷温水機伝熱管の修繕	令和5年度から 令和6年度まで	19,800千円
2	足立区こども未来創造館の管理運営	令和5年度から 令和8年度まで	足立区が指定管理者との協 定に基づき負担する施設の 管理運営費
3	足立区西新井文化ホール of 管理運営	令和5年度から 令和8年度まで	足立区が指定管理者との協 定に基づき負担する施設の 管理運営費

5足政財発第786号
令和6年1月26日

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫 様

足立区長
近 藤 弥 生



議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和6年第1回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 令和5年度足立区一般会計第9号補正予算(案)
- 2 令和6年度足立区一般会計当初予算(案)



第 8 号議案

「令和 6 年度足立区一般会計当初予算（案）」に関する教育委員会の意見について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「令和 6 年度足立区一般会計当初予算（案）」に関する教育委員会の意見について

「令和 6 年度足立区一般会計当初予算（案）」について、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 8 号議案説明資料

令和 6 年 2 月 9 日

件 名	「令和 6 年度足立区一般会計当初予算（案）」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、予算案の作成にあたり足立区長より意見を求められた。内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。 1 予算名 令和 6 年度足立区一般会計当初予算（案） 2 主な内容 P 15～17 のとおり

令和6年度教育関係当初予算(案)について

(1)一般会計(歳入)

科 目		令和6年度 予算額(千円)	令和5年度 予算額(千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)
款	項				
13	分担金及び負担金	999,608	1,239,474	△ 239,866	△ 19.4%
	1 負担金	999,608	1,239,474	△ 239,866	△ 19.4%
14	使用料及び手数料	354,861	349,236	5,625	1.6%
	1 使用料	354,861	349,236	5,625	1.6%
15	国庫支出金	9,965,464	9,505,504	459,960	4.8%
	1 国庫負担金	8,600,667	8,459,668	140,999	1.7%
	2 国庫補助金	1,363,997	1,044,654	319,343	30.6%
	3 国庫委託金	800	1,182	△ 382	△ 32.3%
16	都支出金	8,751,502	7,737,154	1,014,348	13.1%
	1 都負担金	3,744,670	3,716,552	28,118	0.8%
	2 都補助金	5,004,272	4,014,661	989,611	24.6%
	3 都委託金	2,560	5,941	△ 3,381	△ 56.9%
17	財産収入	133,899	56,802	77,097	135.7%
	1 財産運用収入	133,499	56,502	76,997	136.3%
	2 財産売却収入	400	300	100	33.3%
18	寄付金	33,272	7,894	25,378	321.5%
	1 寄付金	33,272	7,894	25,378	321.5%
19	繰入金	10,466,491	5,911,701	4,554,790	77.0%
	1 基金繰入金	10,466,491	5,911,701	4,554,790	77.0%
21	諸収入	181,885	188,392	△ 6,507	△ 3.5%
	3 貸付金元利収入	63,721	63,420	301	0.5%
	5 雑入	118,164	124,972	△ 6,808	△ 5.4%
22	特別区債	0	1,531,000	△ 1,531,000	△ 100.0%
	2 教育債	0	1,531,000	△ 1,531,000	△ 100.0%
歳 入 合 計		30,886,982	26,527,157	4,359,825	16.4%

(2)一般会計（歳出）

科 目		令和 6 年度 予算額（千円）	令和 5 年度 予算額（千円）	増減額 （千円）	増減率 （%）
款	項				
02 総務費		1,956,421	4,154,701	△ 2,198,280	△ 52.9%
	1 総務管理費	1,956,421	4,154,701	△ 2,198,280	△ 52.9%
03 民生費		33,958,444	31,953,777	2,004,667	6.3%
	2 児童福祉費	33,958,444	31,953,777	2,004,667	6.3%
07 教育費		47,446,956	40,774,710	6,672,246	16.4%
	1 教育総務費	11,715,414	9,077,383	2,638,031	29.1%
	2 小学校費	14,541,759	12,172,886	2,368,873	19.5%
	3 中学校費	12,187,466	11,282,384	905,082	8.0%
	4 校外施設費	267,216	287,637	△ 20,421	△ 7.1%
	5 幼稚園費	4,378,290	4,490,967	△ 112,677	△ 2.5%
	6 社会教育費	3,552,143	3,070,992	481,151	15.7%
	7 社会体育費	804,668	392,461	412,207	105.0%
歳 出 合 計		83,361,821	76,883,188	6,478,633	8.4%

(3) 債務負担行為

No.	事 項 名	期 間	限 度 額
1	足立はばたき塾委託	令和7年度から 令和7年度まで	31,528千円
2	足立区学力定着に関する総合調査委託	令和6年度から 令和7年度まで	53,347千円
3	鋸南自然の家斜面对策調査設計委託	令和7年度から 令和7年度まで	21,742千円
4	入谷中学校大規模改修工事(第一期)	令和7年度から 令和7年度まで	276,000千円
5	北鹿浜小学校校舎等の解体工事	令和7年度から 令和7年度まで	357,220千円
6	宮城小学校施設更新に伴う設計等業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	300,000千円
7	千寿常東小学校施設更新に伴う設計等業務委託	令和7年度から 令和7年度まで	200,000千円
8	不登校児童・生徒に対する居場所支援事業委託(区西部地域)	令和6年度から 令和11年度まで	46,500千円
9	公立保育園の民営化事業	令和6年度から 令和7年度まで	60,060千円
10	郷土博物館オープニングセレモニー会場設営及び撤去等業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	1,870千円
11	中央本町体育館空調設備賃借	令和6年度から 令和16年度まで	69,330千円
12	高野小学校跡地スポーツ施設新設工事	令和7年度から 令和7年度まで	975,110千円
13	高野小学校跡地スポーツ施設新設工事監理委託	令和6年度から 令和7年度まで	25,300千円
14	足立区立やよい保育園の管理運営	令和6年度から 令和17年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
15	足立区立さつき保育園の管理運営	令和6年度から 令和17年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
16	足立区立せきや保育園の管理運営	令和6年度から 令和17年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
17	足立区立興本保育園の管理運営	令和6年度から 令和17年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
18	足立区立竹の塚北保育園の管理運営	令和6年度から 令和17年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
19	足立区こども未来創造館の管理運営	令和6年度から 令和8年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
20	足立区西新井文化ホールの管理運営	令和6年度から 令和8年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
21	足立区立足立学童保育室の管理運営	令和6年度から 令和11年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
22	足立区立つばみ学童保育室の管理運営	令和6年度から 令和11年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費

5足政財発第786号
令和6年1月26日

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫 様

足立区長
近 藤 弥 生



議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和6年第1回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 令和5年度足立区一般会計第9号補正予算(案)
- 2 令和6年度足立区一般会計当初予算(案)



第 9 号議案

「区長の権限に属する事務の委任等に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「区長の権限に属する事務の委任等に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について

「区長の権限に属する事務の委任等に関する条例」の一部改正にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 9 号議案説明資料

令和 6 年 2 月 9 日

件 名	「区長の権限に属する事務の委任等に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、条例の一部改正にあたり足立区長より意見を求められた。改正理由及び内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。 1 条例名 区長の権限に属する事務の委任等に関する条例の一部を改正する条例 ※ 本条例は、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、区長の権限に属する事務の教育委員会への委任等について定めている。現状では、保育に関する事務が規定されている。 2 改正理由 令和 6 年度組織・定数の内示により、区長部局で実施している学童保育に関する事務を、地域のちから推進部から子ども家庭部に移管することとされたため。 3 改正内容 第 1 条中「（6）保育に関すること。」の次に「（7）放課後児童健全育成事業に関すること。」を加える。 ※ 放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法において「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」とされ、学童保育が含まれる。 4 新旧対照表 P 21 のとおり 5 施行年月日 令和 6 年 4 月 1 日 6 今後の方針 （1）本意見聴取後、令和 6 年第 1 回定例会に条例改正に係る議案を提出する。 （2）条例改正と併せて「区長の権限に属する事務の委任等に関する条例施行規則」を改正し、規定を整備する。 改正内容は、委任事項の詳細の規定である。

区長の権限に属する事務の委任等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
○区長の権限に属する事務の委任等に関する条例 平成23年 3 月 2 日 条例第 3 号 （委任） 第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条の2の規定に基づき、区長は、次の事務を足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に委任する。 （1） 子ども施策の総合的推進及び調整に関すること。 （2） 新たな子ども支援及び子育て支援の仕組みに関すること。 （3） 私立幼稚園、私立専修学校及び私立各種学校等に関すること。 （4） 認定こども園に関すること。 （5） 子ども・子育て支援事業計画に関すること。 （6） 保育に関すること。 <u>（新設）</u> 第 2 条及び第 3 条 省略	○区長の権限に属する事務の委任等に関する条例 平成23年 3 月 2 日 条例第 3 号 （委任） 第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条の2の規定に基づき、区長は、次の事務を足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に委任する。 （1） 子ども施策の総合的推進及び調整に関すること。 （2） 新たな子ども支援及び子育て支援の仕組みに関すること。 （3） 私立幼稚園、私立専修学校及び私立各種学校等に関すること。 （4） 認定こども園に関すること。 （5） 子ども・子育て支援事業計画に関すること。 （6） 保育に関すること。 <u>（7） 放課後児童健全育成事業に関すること。</u> 第 2 条及び第 3 条 現行のとおり <u>付 則</u> <u>この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u>

第 号議案

区長の権限に属する事務の委任等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

区長の権限に属する事務の委任等に関する条例の一部を改正する
条例

区長の権限に属する事務の委任等に関する条例（平成 2 3 年足立区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 号を加える。

（ 7 ） 放課後児童健全育成事業に関すること。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

放課後児童健全育成事業に関する事務を足立区教育委員会に委任する必要があるので、この条例案を提出いたします。

5 足総総発第 5 3 4 1 号
令和 6 年 1 月 2 5 日

足立区教育委員会

教育長 大 山 日出夫 様

足 立 区 長
近 藤 弥 生



議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和 6 年第 1 回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、貴委員
会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 区長の権限に属する事務の委任等に関する条例の一部を改正する条例

以上



第 10 号議案

「足立区住区センター条例の一部を改正する条例」に関する教育
委員会の意見について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「足立区住区センター条例の一部を改正する条例」に関する教育
委員会の意見について

「足立区住区センター条例」の一部改正にあたり、足立区長より教育
委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、足
立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 10 号議案説明資料

令和 6 年 2 月 9 日

件 名	「足立区住区センター条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、条例の一部改正にあたり足立区長より意見を求められた。改正理由を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。 1 改正の理由 区長の権限に属する事務である学童保育業務について、令和 6 年度から足立区教育委員会へ移管するに当たり、条例中に区長の権限を足立区教育委員会に委任するための条項等を規定する必要があるため。 2 主な改正内容（※ 詳細は、P 26～30 を参照） （1）第 14 条（事務の委任）の規定を新たに追加 ア 学童保育室に関する事務の委任 イ アのうち、設備の維持管理に関する事務については、校内に設置する住区センターの分室等、同センターの施設管理と切り分けられる施設における学童保育室に係るものに限り委任 （2）第 14 条関係として、「学童保育室の設備管理に係る委任」に関する項目を別表第 1 に追加 3 施行年月日 令和 6 年 4 月 1 日

足立区住区センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
○足立区住区センター条例 平成2年3月30日条例第8号	○足立区住区センター条例 平成2年3月30日条例第8号
第1条から第13条まで 省略	第1条から第13条まで 改正前のおとり
<u>(新設)</u>	<u>(事務の委任)</u>
(委任)	<u>第14条 区長は、この条例（これに基づく規則を含む。）に定める学童保育室に関する事務（このうち設備の維持管理に関する事務については、別表第1に定める学童保育室に係るものに限る。）を足立区教育委員会に委任する。</u>
<u>第14条</u> この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。	<u>第15条</u> この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。
付 則 省略	付 則 改正前のおとり
<u>(追加)</u>	<u>付 則（令和6年●月●日条例第●号）</u>
	<u>(施行期日)</u>
	1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
	<u>(経過措置)</u>
	2 施行日前にこの条例による改正前の足立区住区センター条例（以下「旧条例」という。）の規定により区長が行った学童保育室に係る処分その他の行為で現に効力を有するもの又は旧条例の規定により区長に対してされた学童保育室に係る申請その他の行為で施行日以後に処理されることとなるものは、それぞれこの条例による改正後の足立区住区センター条例の規

改正前	改正後		
別表第1（全部を改める）	<u>定により足立区教育委員会が行った処分その他の行為又は足立区教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。</u>		
	別表第1（第3条、第14条関係）		
	名称	位置	学童保育室の設備管理に係る委任
	足立区梅島住区センター	足立区梅島二丁目14番5号	
	足立区江北コミュニティセンター	足立区江北二丁目8番2号	
	足立区青井住区センター	足立区青井五丁目11番40－101号	
	足立区中央本町住区センター	足立区中央本町三丁目15番1号	
		足立区中央本町二丁目5番1号	○
	足立区六木住区センター	足立区六木三丁目39番5－101号	
	足立区湊江住区センター	足立区西保木間一丁目2番1－101号	
		足立区西保木間三丁目14番16－101号	
	足立区竹の塚六月住区センター	足立区六月二丁目26番3－101号	
		足立区竹の塚一丁目8番1号	○
	足立区西新井住区センター	足立区西新井一丁目4番17号	
	足立区加賀住区センター	足立区加賀二丁目31番6－101号	
	足立区五反野コミュニティ	足立区西綾瀬二丁目1番13号	

改正前	改正後		
	センター	足立区西綾瀬四丁目 7 番27号	○
	足立区花保住区センター	足立区東保木間一丁目25番 4—101号	
	足立区東和住区センター	足立区東和三丁目12番 9 号	
		足立区東和三丁目20番22号	○
	足立区佐野住区センター	足立区佐野二丁目43番 5 号	
	足立区弘道住区センター	足立区弘道二丁目16番 1—101号	
		足立区弘道一丁目20番 8 号	○
	足立区島根住区センター	足立区島根四丁目19番 1—101号	
	足立区西新井本町住区センター	足立区西新井本町二丁目30番37号	
	足立区扇住区センター	足立区扇一丁目47番38号	
	足立区伊興住区センター	足立区伊興五丁目22番13号	
		足立区伊興四丁目 6 番 7 号	○
	足立区舎人住区センター	足立区舎人一丁目 3 番26号	
		足立区舎人一丁目25番32号	○
	足立区南花畑住区センター	足立区南花畑三丁目14番 7 号	
	足立区保塚住区センター	足立区保塚町 7 番16号	
		足立区六町三丁目 3 番11号	○
	足立区綾瀬住区センター	足立区綾瀬三丁目17番 9 号	
	足立区千住本町住区センター	足立区千住五丁目 6 番 2 号	
	足立区加平住区センター	足立区加平一丁目10番 6 号	
	足立区栗原北住区センター	足立区栗原四丁目19番15号	
	足立区梅田住区センター	足立区梅田六丁目26番 1 号	
		足立区梅田七丁目13番 1 号	○

改正前	改正後		
	足立区江南住区センター	足立区小台二丁目 4 番18号	
	足立区興本住区センター	足立区本木東町17番10号	
	足立区鹿浜住区センター	足立区鹿浜六丁目 8 番 1 号	
	足立区新田住区センター	足立区新田二丁目 2 番 2 号	
	足立区入谷住区センター	足立区舎人六丁目12番 4 ー101号	
		足立区入谷三丁目 8 番 1 号	〇
	足立区大谷田住区センター	足立区大谷田一丁目 1 番 2 ー101号	
		足立区大谷田二丁目 1 番10号	〇
	足立区栗島住区センター	足立区中央本町四丁目 5 番 2 号	
	足立区長門住区センター	足立区中川二丁目24番 2 ー101号	
		足立区中川四丁目43番 4 号	
	足立区平野住区センター	足立区平野二丁目 2 番14号	
		足立区平野三丁目 6 番 3 号	〇
	足立区大谷田谷中住区センター	足立区大谷田四丁目16番 6 号	
	足立区東綾瀬住区センター	足立区東綾瀬一丁目28番 7 号	
		足立区東和一丁目17番12号	〇
	足立区千住あずま住区センター	足立区千住東二丁目21番18号	
		足立区千住旭町10番31号	〇
	足立区神明住区センター	足立区神明南二丁目 6 番19号	
		足立区谷中五丁目12番 1 号	〇
	足立区千住河原町住区センター	足立区千住河原町 5 番12号	
		足立区千住桜木一丁目 8 番15号	〇

改正前	改正後		
別表第2 省略	足立区西伊興住区センター	足立区西伊興一丁目12番12号	
		足立区伊興二丁目6番1号	○
	足立区本木関原住区センター	足立区関原一丁目21番11号	
	足立区東伊興住区センター	足立区東伊興一丁目5番22号	
		足立区東伊興三丁目23番6号	
	足立区押皿谷住区センター	足立区鹿浜八丁目27番15号	
	足立区花畑住区センター	足立区花畑四丁目16番8号	
	足立区西新井栄町住区センター	足立区西新井栄町三丁目1番6—101号	
		足立区西新井本町四丁目9番27号	○
	足立区千住柳町住区センター	足立区千住柳町12番5号	
		足立区千住大川町17番1号	○
	足立区桜花住区センター	足立区花畑六丁目4番16号	
		足立区花畑八丁目2番6号	
	備考 右欄に丸印の付された位置に存する学童保育室については、第14条の規定によりその設備の維持管理に関する事務を足立区教育委員会に委任するものとする。		
別表第2 省略	別表第2 改正前のとおり		

第 号議案

足立区住区センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 月 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区住区センター条例の一部を改正する条例
足立区住区センター条例（平成 2 年足立区条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条を第 1 5 条とし、第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（事務の委任）

第 1 4 条 区長は、この条例（これに基づく規則を含む。）に定める学
童保育室に関する事務（このうち設備の維持管理に関する事務につい
ては、別表第 1 に定める学童保育室に係るものに限る。）を足立区教
育委員会に委任する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （第 3 条、第 1 4 条関係）

名 称	位 置	学 童 保 育 室 の 設 備 管 理 に 係 る 委 任
足立区梅島住区セ ンター	足立区梅島二丁目 1 4 番 5 号	
足立区江北コミュ ニティセンター	足立区江北二丁目 8 番 2 号	
足立区青井住区セ ンター	足立区青井五丁目 1 1 番 4 0 - 1 0 1 号	
足立区中央本町住	足立区中央本町三丁目 1 5 番 1	

区センター	号	
	足立区中央本町二丁目 5 番 1 号	○
足立区六木住区センター	足立区六木三丁目 3 9 番 5 - 1 0 1 号	
足立区湊江住区センター	足立区西保木間一丁目 2 番 1 - 1 0 1 号	
	足立区西保木間三丁目 1 4 番 1 6 - 1 0 1 号	
足立区竹の塚六月 住区センター	足立区六月二丁目 2 6 番 3 - 1 0 1 号	
	足立区竹の塚一丁目 8 番 1 号	○
足立区西新井住区 センター	足立区西新井一丁目 4 番 1 7 号	
足立区加賀住区セ ンター	足立区加賀二丁目 3 1 番 6 - 1 0 1 号	
足立区五反野コミ ュニティセンター	足立区西綾瀬二丁目 1 番 1 3 号	
	足立区西綾瀬四丁目 7 番 2 7 号	○
足立区花保住区セ ンター	足立区東保木間一丁目 2 5 番 4 - 1 0 1 号	
足立区東和住区セ ンター	足立区東和三丁目 1 2 番 9 号	
	足立区東和三丁目 2 0 番 2 2 号	○
足立区佐野住区セ ンター	足立区佐野二丁目 4 3 番 5 号	
足立区弘道住区セ ンター	足立区弘道二丁目 1 6 番 1 - 1 0 1 号	

	足立区弘道一丁目 20 番 8 号	○
足立区島根住区センター	足立区島根四丁目 19 番 1 - 101 号	
足立区西新井本町住区センター	足立区西新井本町二丁目 30 番 37 号	
足立区扇住区センター	足立区扇一丁目 47 番 38 号	
足立区伊興住区センター	足立区伊興五丁目 22 番 13 号	
	足立区伊興四丁目 6 番 7 号	○
足立区舎人住区センター	足立区舎人一丁目 3 番 26 号	
	足立区舎人一丁目 25 番 32 号	○
足立区南花畑住区センター	足立区南花畑三丁目 14 番 7 号	
足立区保塚住区センター	足立区保塚町 7 番 16 号	
	足立区六町三丁目 3 番 11 号	○
足立区綾瀬住区センター	足立区綾瀬三丁目 17 番 9 号	
足立区千住本町住区センター	足立区千住五丁目 6 番 2 号	
足立区加平住区センター	足立区加平一丁目 10 番 6 号	
足立区栗原北住区センター	足立区栗原四丁目 19 番 15 号	
足立区梅田住区セ	足立区梅田六丁目 26 番 1 号	

ンター	足立区梅田七丁目 1 3 番 1 号	○
足立区江南住区センター	足立区小台二丁目 4 番 1 8 号	
足立区興本住区センター	足立区本木東町 1 7 番 1 0 号	
足立区鹿浜住区センター	足立区鹿浜六丁目 8 番 1 号	
足立区新田住区センター	足立区新田二丁目 2 番 2 号	
足立区入谷住区センター	足立区舎人六丁目 1 2 番 4 - 1 0 1 号	
	足立区入谷三丁目 8 番 1 号	○
足立区大谷田住区センター	足立区大谷田一丁目 1 番 2 - 1 0 1 号	
	足立区大谷田二丁目 1 番 1 0 号	○
足立区栗島住区センター	足立区中央本町四丁目 5 番 2 号	
足立区長門住区センター	足立区中川二丁目 2 4 番 2 - 1 0 1 号	
	足立区中川四丁目 4 3 番 4 号	
足立区平野住区センター	足立区平野二丁目 2 番 1 4 号	
	足立区平野三丁目 6 番 3 号	○
足立区大谷田谷中住区センター	足立区大谷田四丁目 1 6 番 6 号	
足立区東綾瀬住区センター	足立区東綾瀬一丁目 2 8 番 7 号	

	足立区東和一丁目 1 7 番 1 2 号	○
足立区千住あずま 住区センター	足立区千住東二丁目 2 1 番 1 8 号	
	足立区千住旭町 1 0 番 3 1 号	○
足立区神明住区セ ンター	足立区神明南二丁目 6 番 1 9 号	
	足立区谷中五丁目 1 2 番 1 号	○
足立区千住河原町 住区センター	足立区千住河原町 5 番 1 2 号	
	足立区千住桜木一丁目 8 番 1 5 号	○
足立区西伊興住区 センター	足立区西伊興一丁目 1 2 番 1 2 号	
	足立区伊興二丁目 6 番 1 号	○
足立区本木関原住 区センター	足立区関原一丁目 2 1 番 1 1 号	
足立区東伊興住区 センター	足立区東伊興一丁目 5 番 2 2 号	
	足立区東伊興三丁目 2 3 番 6 号	
足立区押皿谷住区 センター	足立区鹿浜八丁目 2 7 番 1 5 号	
足立区花畑住区セ ンター	足立区花畑四丁目 1 6 番 8 号	
足立区西新井栄町 住区センター	足立区西新井栄町三丁目 1 番 6 ー 1 0 1 号	
	足立区西新井本町四丁目 9 番 2 7 号	○

足立区千住柳町住 区センター	足立区千住柳町 1 2 番 5 号	
	足立区千住大川町 1 7 番 1 号	○
足立区桜花住区セ ンター	足立区花畑六丁目 4 番 1 6 号	
	足立区花畑八丁目 2 番 6 号	

備考 右欄に丸印の付された位置に存する学童保育室については、第 14 条の規定によりその設備の維持管理に関する事務を足立区教育委員会に委任するものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前にこの条例による改正前の足立区住区センター条例（以下「旧条例」という。）の規定により区長が行った学童保育室に係る処分その他の行為で現に効力を有するもの又は旧条例の規定により区長に対してされた学童保育室に係る申請その他の行為で施行日以後に処理されることとなるものは、それぞれこの条例による改正後の足立区住区センター条例の規定により足立区教育委員会が行った処分その他の行為又は足立区教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。

(提案理由)

学童保育室の事務を足立区教育委員会に委任するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

5 足 地 文 収 第 2 8 7 7 号
令 和 6 年 1 月 3 1 日

足立区教育委員会
教育長 大 山 日出夫 様

足 立 区 長
近 藤 弥 生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和6年第1回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員
会の意見を求めます。

記

（議案名）

- 1 足立区住区センター条例の一部を改正する条例
- 2 足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例
- 3 足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例の一部を改正する条例
- 4 足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 1 1 号議案

「足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例」に関する教育
委員会の意見について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例」に関する教育
委員会の意見について

「足立区立学童保育室条例」の一部改正にあたり、足立区長より教育
委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足
立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 1 1 号議案説明資料

令和 6 年 2 月 9 日

件 名	「足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、条例の一部改正にあたり足立区長より意見を求められた。改正理由を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。 1 改正の理由 区長の権限に属する事務である学童保育業務について、令和 6 年度から足立区教育委員会へ移管するに当たり、条例中に区長の権限を足立区教育委員会に委任するための条項等を規定するとともに、規定を整備する必要があるため。 2 主な改正内容（※ 詳細は、P 4 0 ～ 4 1 を参照） （1）条文中の「区長」を「教育委員会」に改める。 （2）第 1 2 条（事務の委任）の規定を新たに追加 ア 学童保育室に関する事務の委任 （3）付則に、関連条例である「足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例」の一部を改正するための規定を置き、足立区立学童保育室指定管理者選定審査会及び足立区立学童保育室指定管理者等評価委員会の設置主体を区長から足立区教育委員会に改める。 3 施行年月日 令和 6 年 4 月 1 日

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
○足立区立学童保育室条例 昭和51年 3 月31日 条例第22号 第1条から第8条まで 省略 (指定管理者選定審査会) 第8条の2 前条第2項に規定する指定管理者の候補者の選定審査を適正に行うため、<u>区長</u>の附属機関として足立区立学童保育室指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。 2 審査会は、前項に規定する選定審査に関し優れた識見を有する者のうちから、<u>区長</u>が選定審査に必要な期間を定めて委嘱又は任命する委員8人以内をもつて組織する。 3 前項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。 (指定管理者等評価委員会) 第11条 指定管理者及び区が行う学童保育室の管理に関する業務が適正に行われているかを評価するため、<u>区長</u>の附属機関として足立区立学童保育室指定管理者等評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。 2 評価委員会は、前項に規定する評価に関し優れた識見を有する者のうちから、<u>区長</u>が評価に必要な期間を定めて委嘱又は任命する委員8人以内をもつて組織する。 3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。	○足立区立学童保育室条例 昭和51年 3 月31日 条例第22号 第1条から第8条まで 省略 (指定管理者選定審査会) 第8条の2 前条第2項に規定する指定管理者の候補者の選定審査を適正に行うため、<u>足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>の附属機関として足立区立学童保育室指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。 2 審査会は、前項に規定する選定審査に関し優れた識見を有する者のうちから、<u>教育委員会</u>が選定審査に必要な期間を定めて委嘱又は任命する委員8人以内をもつて組織する。 3 前項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。 (指定管理者等評価委員会) 第11条 指定管理者及び区が行う学童保育室の管理に関する業務が適正に行われているかを評価するため、<u>教育委員会</u>の附属機関として足立区立学童保育室指定管理者等評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。 2 評価委員会は、前項に規定する評価に関し優れた識見を有する者のうちから、<u>教育委員会</u>が評価に必要な期間を定めて委嘱又は任命する委員8人以内をもつて組織する。 3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。 <u>(事務の委任)</u> 第12条 <u>区長は、この条例に定める事務を教育委員会に委任する。</u>

改正前	改正後				
(委任) 第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 <u>付 則（令和6年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 施行日前にこの条例による改正前の足立区立学童保育室条例（以下「旧条例」という。）の規定により区長が行った処分その他の行為で現に効力を有するもの又は旧条例の規定により区長に対してされた申請その他の行為で施行日以後に処理されることとなるものは、それぞれこの条例による改正後の足立区立学童保育室条例の規定により足立区教育委員会が行った処分その他の行為又は足立区教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。 <u>（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）</u> 3 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。 別表区長の部足立区立学童保育室指定管理者選定審査会の項及び足立区立学童保育室指定管理者等評価委員会の項を削り、同表教育委員会の部に次のように加える。 <table border="1"> <tr> <td><u>足立区立学童保育室指定 管理者選定審査会</u></td><td><u>日額 8,000円</u></td></tr> <tr> <td><u>足立区立学童保育室指定 管理者等評価委員会</u></td><td><u>日額 8,000円</u></td></tr> </table>	<u>足立区立学童保育室指定 管理者選定審査会</u>	<u>日額 8,000円</u>	<u>足立区立学童保育室指定 管理者等評価委員会</u>	<u>日額 8,000円</u>
<u>足立区立学童保育室指定 管理者選定審査会</u>	<u>日額 8,000円</u>				
<u>足立区立学童保育室指定 管理者等評価委員会</u>	<u>日額 8,000円</u>				

第 号議案

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 月 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例

足立区立学童保育室条例（昭和 5 1 年足立区条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項中「区長」を「足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条第 2 項中「区長」を「教育委員会」に改める。

第 1 1 条第 1 項及び第 2 項中「区長」を「教育委員会」に改める。

第 1 2 条を第 1 3 条とし、第 1 1 条の次に次の 1 条を加える。

（事務の委任）

第 1 2 条 区長は、この条例に定める事務を教育委員会に委任する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前にこの条例による改正前の足立区立学童保育室条例（以下「旧条例」という。）の規定により区長が行った処分その他の行為で現に効力を有するもの又は旧条例の規定により区長に対してされた申請その他の行為で施行日以後に処理されることとなるものは、それぞれこの条例による改正後の足立区立学童保育室条例の規定により足立区教育委員会が行った処分その他の行為又は足立区教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部足立区立学童保育室指定管理者選定審査会の項及び足立区立学童保育室指定管理者等評価委員会の項を削り、同表教育委員会の部に次のように加える。

足立区立学童保育室指定管理者 選定審査会	日額 8,000円
足立区立学童保育室指定管理者 等評価委員会	日額 8,000円

（提案理由）

学童保育室の事務を足立区教育委員会に委任するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

5 足 地 文 収 第 2 8 7 7 号
令 和 6 年 1 月 3 1 日

足立区教育委員会
教育長 大 山 日出夫 様

足 立 区 長
近 藤 弥 生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和6年第1回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員
会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 足立区住区センター条例の一部を改正する条例
- 2 足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例
- 3 足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例の一部を改正する条例
- 4 足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 12 号議案

「足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について

「足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例」の一部改正にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 1 2 号議案説明資料

令和 6 年 2 月 9 日

件 名	「足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、条例の一部改正にあたり足立区長より意見を求められた。改正理由を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。 1 改正の理由 区長の権限に属する事務である学童保育業務について、令和 6 年度から足立区教育委員会へ移管するに当たり、条例中の区長の権限を足立区教育委員会に委任するための規定整備等を行う必要があるため。 2 主な改正内容（※ 詳細は、P 4 7 ～ 4 9 を参照） （1）条文中の「区長」を「教育委員会」に改める ア 民設学童保育室設置促進補助金交付審査会に係る事務の委任 （2）付則に、関連条例である「足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例」の一部を改正するための規定を置き、足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会の設置主体を区長から足立区教育委員会に改める。 3 施行年月日 令和 6 年 4 月 1 日

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
○足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例 令和2年3月25日条例第4号 足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例を公布する。 足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例 (設置) 第1条 足立区における民設学童保育室の開設に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について、適正かつ効率的に処理するため、<u>区長</u>の附属機関として、足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会（以下「審査会」という。）を設置する。 (定義) 第2条 この条例において「民設学童保育室」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第2項の規定により国、都道府県及び区市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う施設をいう。 (所掌事項) 第3条 審査会は、<u>区長</u>の諮問に応じ、補助金の交付に関する事項について調査又は審議する。 (組織) 第4条 審査会は、前条に定める事項に関し優れた識見を有する者のうちから、<u>区長</u>が委嘱又は任命する委員6名以内をもって組織する。 (任期) 第5条 委員の任期は、<u>区長</u>が委嘱又は任命した日から調査又は審議が終了する日までとする。ただし、その期間は、1年を超えないものとする。 (会長) 第6条 審査会に会長を置く。	○足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例 令和2年3月25日条例第4号 足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例を公布する。 足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例 (設置) 第1条 足立区における民設学童保育室の開設に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について、適正かつ効率的に処理するため、<u>足立区教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会（以下「審査会」という。）を設置する。 (定義) 第2条 この条例において「民設学童保育室」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第2項の規定により国、都道府県及び区市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う施設をいう。 (所掌事項) 第3条 審査会は、<u>教育委員会</u>の諮問に応じ、補助金の交付に関する事項について調査又は審議する。 (組織) 第4条 審査会は、前条に定める事項に関し優れた識見を有する者のうちから、<u>教育委員会</u>が委嘱又は任命する委員6名以内をもって組織する。 (任期) 第5条 委員の任期は、<u>教育委員会</u>が委嘱又は任命した日から調査又は審議が終了する日までとする。ただし、その期間は、1年を超えないものとする。 (会長) 第6条 審査会に会長を置く。

改正前	改正後
2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。 (委員の守秘義務) 第7条 審査会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。 (会議の非公開) 第8条 審査会の会議は、審査会が調査又は審議に支障がないと認めた場合を除き、公開しない。 (委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 付 則 (施行期日) 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 (足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正) 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。 (次のよう略)	2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。 (委員の守秘義務) 第7条 審査会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。 (会議の非公開) 第8条 審査会の会議は、審査会が調査又は審議に支障がないと認めた場合を除き、公開しない。 (委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。 付 則 (施行期日) 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 (足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正) 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。 (次のよう略) <u>付 則（令和6年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、<u>令和6年4月1日から施行する。</u> <u>(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)</u> 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。 <u>別表区長の部足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会の項を削</u>

改正前	改正後				
	<u>り、同表教育委員会の部に次のように加える。</u> <table data-bbox="1187 225 1960 316"> <tr> <td data-bbox="1187 225 1563 272"><u>足立区民設学童保育室設</u></td><td data-bbox="1563 225 1960 272"><u>日額 8,000円</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1187 272 1563 316"><u>置促進補助金交付審査会</u></td><td data-bbox="1563 272 1960 316"></td></tr> </table>	<u>足立区民設学童保育室設</u>	<u>日額 8,000円</u>	<u>置促進補助金交付審査会</u>	
<u>足立区民設学童保育室設</u>	<u>日額 8,000円</u>				
<u>置促進補助金交付審査会</u>					

第 号議案

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 月 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例の一部を改正する条例

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例（令和 2 年足立区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「区長」を「足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第 3 条から第 5 条までの規定中「区長」を「教育委員会」に改める。

第 9 条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 3 9 年足立区条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会の項を削り、同表教育委員会の部に次のように加える。

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会	日額 8, 0 0 0 円
------------------------	---------------

（提案理由）

民設学童保育室設置促進補助金交付の事務を足立区教育委員会に委任することに伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

5 足 地 文 収 第 2 8 7 7 号
令 和 6 年 1 月 3 1 日

足立区教育委員会
教育長 大 山 日出夫 様

足 立 区 長
近 藤 弥 生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和6年第1回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員
会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 足立区住区センター条例の一部を改正する条例
- 2 足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例
- 3 足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例の一部を改正す
る条例
- 4 足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

第 13 号議案

「足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について

「足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 1 3 号議案説明資料

令和 6 年 2 月 9 日

件 名	「足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、条例の一部改正にあたり足立区長より意見を求められた。改正理由を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。 1 改正の理由 区長の権限に属する事務である学童保育業務について、令和 6 年度から足立区教育委員会へ移管するに当たり、条例中に区長の権限を足立区教育委員会に委任するための条項等を規定する必要があるため。 2 主な改正内容（※ 詳細は、P 5 5 を参照） （1）第 2 2 条（事務の委任）の規定を新たに追加 ア 放課後児童健全育成事業（学童保育を含む。）の設備及び運営に関する基準に係る事務の委任 3 施行年月日 令和 6 年 4 月 1 日

足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
○足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月27日条例第60号 第1条から第21条 省略	○足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月27日条例第60号 第1条から第21条 改正前のおり <u>(事務の委任)</u> 第22条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。 <u>付 則（令和6年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 施行日前にこの条例による改正前の足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定により区長が行った行為で現に効力を有するものは、この条例による改正後の足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定により足立区教育委員会が行った行為とみなす。

第 号議案

足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 月 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年足立区条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条の次に次の 1 条を加える。

（事務の委任）

第 22 条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前にこの条例による改正前の足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧条例」という。）の規定により区長が行った処分その他の行為で現に効力を有するもの又は旧条例の規定により区長に対してされた申請その他の行為で施行日以後に処理されることとなるものは、それぞれこの条例による改正後の足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定により足立区教育委員会が行った処分その他の行為又は足立区教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の事務を足立区教育委員会に委任する必要があるので、この条例案を提出いたします。

5 足 地 文 収 第 2 8 7 7 号
令 和 6 年 1 月 3 1 日

足立区教育委員会
教育長 大 山 日出夫 様

足 立 区 長
近 藤 弥 生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和6年第1回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員
会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 足立区住区センター条例の一部を改正する条例
- 2 足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例
- 3 足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例の一部を改正す
る条例
- 4 足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

第 1 4 号議案

「学校ICT機器・教員用Chromebook等の購入（R 5 債務）について」
に関する教育委員会の意見について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「学校ICT機器・教員用Chromebook等の購入（R 5 債務）について」
に関する教育委員会の意見について

「学校ICT機器・教員用Chromebook等の購入（R 5 債務）について」の
契約にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これ
に異議はないものとする。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足
立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 1 4 号議案説明資料

令和 6 年 2 月 9 日

件 名	「学校 ICT 機器・教員用 Chromebook 等の購入（R 5 債務）について」に関する教育委員会の意見について										
所管部課名	教育指導部教育政策課										
内 容	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、当該契約にあたり足立区長より意見を求められた。契約内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。 1 契約の相手方 東日本電信電話株式会社 東京事業部 執行役員東京事業部長 熊谷 敏昌 東京都港区西新橋三丁目 2 2 番 8 号 2 契 約 金 額 6 2 3, 5 9 0, 0 0 0 円（落札率 5 9. 7 8 %） 3 入 札 方 法 公募型指名競争入札 4 入 札 番 号 第 1 0 1 8 号 5 予 定 価 格 1, 0 4 3, 2 1 4, 2 3 0 円（事後公表） 6 入札参加事業者数 9 者（辞退 5 者、不参 1 者） 7 入札日・開札日 令和 6 年 1 月 1 9 日 8 納 期 限 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 9 納 入 場 所 学校 ICT 推進担当課指定場所 10 契 約 内 容 下記教員用 Chromebook 等を購入する。 <table> <tr> <td>（1）無線アクセスポイント</td><td>2, 4 8 6 台</td></tr> <tr> <td>（2）教員用 Chromebook（5 年保証付き）</td><td>2, 0 8 3 台</td></tr> <tr> <td>（3）教員用充電保管庫（4 5 台収容）</td><td>3 9 台</td></tr> <tr> <td>（4）教員用充電保管庫（3 0 台収容）</td><td>6 7 台</td></tr> <tr> <td>（5）書画カメラ</td><td>5 1 0 台</td></tr> </table>	（1）無線アクセスポイント	2, 4 8 6 台	（2）教員用 Chromebook（5 年保証付き）	2, 0 8 3 台	（3）教員用充電保管庫（4 5 台収容）	3 9 台	（4）教員用充電保管庫（3 0 台収容）	6 7 台	（5）書画カメラ	5 1 0 台
（1）無線アクセスポイント	2, 4 8 6 台										
（2）教員用 Chromebook（5 年保証付き）	2, 0 8 3 台										
（3）教員用充電保管庫（4 5 台収容）	3 9 台										
（4）教員用充電保管庫（3 0 台収容）	6 7 台										
（5）書画カメラ	5 1 0 台										

	(6) PoEスイッチ、セキュリティワイヤー	2, 4 8 6 個
	(7) 充電用ACアダプタ	2, 0 8 3 個
	(8) マスターキー (充電保管庫用)	4 本
	(9) 統一キー (充電保管庫用)	1 0 2 セット (1 セット 2 本以上)
	(10) 無線アクセスポイントライセンス	2, 4 8 6 ライセンス
	(11) InterCLASSライセンス	2, 0 8 3 ライセンス
	(12) Chrome管理コンソール	2, 0 8 3 ライセンス
	(13) 運搬・梱包材撤去作業	1 式
	※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。	

第 号議案

学校ICT機器・教員用Chromebook等の購入（R 5 債務）について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

学校ICT機器・教員用Chromebook等の購入（R 5 債務）について
下記のとおり物品を買入れる。

記

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 契 約 の 内 容 | 学校ICT機器・教員用Chromebook等の購入（R 5 債務） |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 6 2 3 , 5 9 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 東京都港区西新橋三丁目 2 2 番 8 号
東日本電信電話株式会社 東京事業部
執行役員東京事業部長 熊谷 敏昌 |
| 5 | 納 期 限 | 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 |

（提案理由）

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 3 9 年足立区条例第 1 号）第 3 条の規定に基づき、この案を提出いたします。

5 足総契発第1882号
令和6年1月31日

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫 様

足立区長
近藤 弥生



議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和6年第1回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員
会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 学校ICT機器・教員用Chromebook等の購入(R5債務)
について
- 2 指導書の購入について

以上



第 15 号議案

「指導書の購入について」に関する教育委員会の意見について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「指導書の購入について」に関する教育委員会の意見について
「指導書の購入について」の契約にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 1 5 号議案説明資料

令和 6 年 2 月 9 日

件 名	「指導書の購入について」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、当該契約にあたり足立区長より意見を求められた。契約内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。 1 契約の相手方 東京都東部教科書供給株式会社 代表取締役社長 知久 明彦 東京都葛飾区新小岩二丁目 2 0 番 1 号 2 契 約 金 額 2 3 9, 9 5 5, 8 7 0 円（落札率 1 0 0 %） 3 契 約 方 法 特命随意契約 足立区が教科書・指導書を購入する際は、表記の特約供給所からしか買えないため。 4 随 契 番 号 第 1 5 9 1 号 5 予 定 価 格 2 3 9, 9 5 5, 8 7 0 円（事後公表） 6 見積参加事業者数 1 者 7 見積書提出日 令和 6 年 1 月 2 4 日 8 納 期 限 令和 6 年 5 月 1 5 日 9 納 入 場 所 青井小学校（足立区青井三丁目 1 2 番 2 号）外 6 8 か所 10 契 約 内 容 小学校教師用指導書を購入する。 （1）小学校国語 （総説編） 6 9 冊 （2）小学校国語 4 1 4 セット （3）小学校国語 （朱書編） 1, 0 7 7 冊 （4）ひろがる言葉 小学国語 （総説編） 6 8 冊

(5) ひろがる言葉 小学国語	2 0 4セット
(6) ひろがる言葉 小学国語 (朱書編+展開編)	4 9 2セット
(7) 小学校 書写	4 0 8セット
(8) 小学校 書写 (書写指導の方法)	6 8 冊
(9) 小学 書写 (総説編)	6 8 冊
(10) 小学 書写	2 0 4セット
(11) 小学 書写 (朱書編)	4 9 2 冊
(12) 小学社会 (総論)	6 8 冊
(13) 小学社会	2 7 2セット
(14) 小学社会 (朱書編)	6 7 8 冊
(15) 楽しく学ぶ小学生の地図帳	2 6 9セット
(16) 新しい算数	4 8 3セット
(17) 新しい算数 指導編 (朱書編)	1, 2 4 8 冊
(18) 新しい理科	2 7 2セット
(19) 新しい理科 指導編 (朱書編)	6 0 3 冊
(20) せいかつ上 みんな なかよし	1 3 5セット
(21) せいかつ上 みんな なかよし (朱書編・指導案編)	3 1 5セット
(22) 小学生の音楽	4 0 8セット
(23) 小学音楽 音楽のおくりもの (総説編)	6 8 冊
(24) 小学音楽 音楽のおくりもの	2 0 4セット
(25) 図画工作	2 0 4セット
(26) 新しい家庭	2 4 4セット
(27) 新しい家庭 指導編	2 5 4 冊
(28) 新しい保健	2 7 0セット
(29) H e r e W e G o !	1 4 0セット
(30) H e r e W e G o ! (朱書編)	2 9 4 冊
(31) N E W H O R I Z O N	6 8セット
(32) N E W H O R I Z O N (朱書編)	2 7 1 冊
(33) 新しい道徳	4 0 8セット
(34) 新しい道徳 (朱書編)	9 9 3 冊
(35) みんなの道徳	2 0 4セット
(36) みんなの道徳 指導編 (朱書編)	4 9 2 冊
※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。	

第 号議案

指導書の購入について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

指導書の購入について

下記のとおり物品を買入れる。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 契 約 の 内 容 | 小学校教師用指導書を購入する |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 特命随意契約 |
| 3 | 契 約 金 額 | 2 3 9 , 9 5 5 , 8 7 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 東京都葛飾区新小岩二丁目 2 0 番 1 号
東京都東部教科書供給株式会社
代表取締役社長 知久 明彦 |
| 5 | 納 期 限 | 令和 6 年 5 月 1 5 日 |

（提案理由）

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 3 9 年足立区条例第 1 号）第 3 条の規定に基づき、この案を提出いたします。

5 足総契発第1882号
令和6年1月31日

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫 様

足立区長
近藤 弥生



議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和6年第1回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員
会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 学校ICT機器・教員用Chromebook等の購入(R5債務)
について
- 2 指導書の購入について

以上



教 育 委 員 会 報 告

令和6年2月9日

件 名	A I ドリル小学校低学年での試行利用状況について																																								
所管部課名	教育指導部学力定着推進課																																								
内 容	今年度「試行利用」と位置付けている小学校低学年でのA I ドリルの利用状況について、以下のとおり報告する。 また、<u>次年度以降は小学1・2年生を含めた全児童・生徒が活用できるよう本格的に導入する。</u> 1 利用状況 (1) 月間平均解答数の推移（単位：問） <table><caption>月間平均解答数の推移 (単位：問)</caption><thead><tr><th>月</th><th>1年生</th><th>2年生</th><th>全体</th></tr></thead><tbody><tr><td>4月</td><td>0</td><td>130</td><td>170</td></tr><tr><td>5月</td><td>0</td><td>120</td><td>150</td></tr><tr><td>6月</td><td>40</td><td>160</td><td>190</td></tr><tr><td>7月</td><td>180</td><td>270</td><td>320</td></tr><tr><td>8月</td><td>140</td><td>280</td><td>270</td></tr><tr><td>9月</td><td>100</td><td>200</td><td>200</td></tr><tr><td>10月</td><td>270</td><td>380</td><td>380</td></tr><tr><td>11月</td><td>380</td><td>510</td><td>480</td></tr><tr><td>12月</td><td>290</td><td>380</td><td>370</td></tr></tbody></table> (2) 考察 ① 小学1年生の前期は、生活指導に重点を置くため、タブレット自体の活用がされない傾向にあるが、<u>6月以降、徐々に活用され始めている。</u> ② 10月、11月に強化月間を実施しており、教員の働きかけによって、例月と比べ、積極的な活用が見られた。特に <u>2年生においては11月以降、全体平均を上回る活用状況となっている。</u> ③ 漢字の書きにおいては「<u>とめ・はね・はらい</u>」を重視する教員も多く、主に紙の教材を活用しているケースがある。	月	1年生	2年生	全体	4月	0	130	170	5月	0	120	150	6月	40	160	190	7月	180	270	320	8月	140	280	270	9月	100	200	200	10月	270	380	380	11月	380	510	480	12月	290	380	370
月	1年生	2年生	全体																																						
4月	0	130	170																																						
5月	0	120	150																																						
6月	40	160	190																																						
7月	180	270	320																																						
8月	140	280	270																																						
9月	100	200	200																																						
10月	270	380	380																																						
11月	380	510	480																																						
12月	290	380	370																																						

2 現場の声

- ① 低学年においても、概ね問題なく I C T教材の活用ができており、意欲的に取り組む様子が見られた。
- ② 学習が早く終わった児童に対して、紙で別途、教材を準備する必要がなくなり、隙間時間を有効的に活用することができている。
- ③ 算数だけでなく、国語の問題についても問題数が充実してきており、繰り返し学習が必要な言語事項について、子どもたちが効率的に学習することができている。

【実際の学習画面】

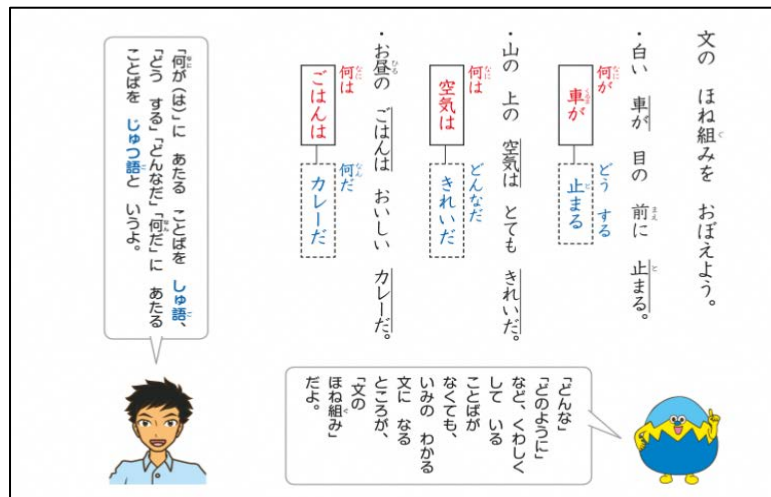
つぎの文から、「しゅ^こ語」（「何^{なに}が（は）」）にあたるところを、あとからえらびましょう。

ぼくのペットは、かわいい犬です。



分からない時は「説明」をクリック！

【説明画面】



※ 上記のとおり、説明・ヒントを確認することができ、自分自身で学習が進めやすい。

3 今後の方針

引き続き、活用事例の収集を行い、好事例については、研修等を通じて、横展開をしていく。

教 育 委 員 会 報 告

令和6年2月9日

件 名	英語グランドデザインの策定について
所管部課名	教育指導部学力定着推進課
内 容	小・中学校における英語教育をトータルで組み立てる「グランドデザイン」（P72参照）を策定したので、以下のとおり報告する。 1 目的 中学校3年生の英語力を最終目標として指標化した上で、小・中学校段階での学習到達目標を示し、授業改善の指針とすることで、子どもたちが「使える英語力」を身に付けられる授業への転換を図る。 2 構成 (1) タイトル 「使える英語力」育成グランドデザイン 知識の習得にとどまらず、実社会で英語を活用できることを目標とするため、「使える英語力」をキーワードとした。 (2) 目指す児童・生徒像 <u>間違いを恐れずに、自分の考えを英語で表現できるあだちの子</u> ① 正確さを求めるあまり英語を積極的に話すことができない状況を打破するため、あえて「<u>間違いを恐れずに</u>」とした。 ② 英語は「やり取り・双方向」が基本だが、まずは発信できることを重視し、「表現できる」とした。 (3) 指標 ア 活動指標 全国学力・学習状況調査の「言語活動の状況」から設定 イ 成果指標 (ア) 中学生の英語力（中3） ※ []内は目標値 ① C E F R A 1 相当以上割合 [60%以上] ② 区学力調査 通過率 [60%以上] ③ 全国学力調査 正答率 [50%以上] (イ) 英語に対する意識「英語が好き」（小6・中3）[60%以上] (4) C A N－D O リスト形式による学習到達目標 学習指導要領や使用教科書を踏まえ、小学校段階から中学卒業に向けて、4技能（聞くこと・読むこと・話すこと（やりとり・発表）・書くこと）ごとに到達目標と数値を設定した。

(案)足立区「使える英語力」育成グランドデザイン

(2月1日時点)
修正の可能性があります。

1 目指す児童・生徒像

間違いを恐れずに、自分の考えを英語で表現できるあだちの子

2 児童・生徒の英語力の目標 ※【 】は、R5足立区・国の実績値

活動指標			中学3年生		成果指標	小学6年生	中学3年生
全国学力・ 学習状況調査 意識調査 言語活動	1, 2年生の時に受けた授業で、原稿などの準備をすることなく、自分の考えや気持ちを英語で伝え合う活動をしている。	75%以上【区】72.3 【都】67.7【国】63.8	CEFR	A1レベル相当		－	60%以上【区】49.8【都】59.5【国】49.2
	1, 2年生の時に受けた授業で、聞いたり読んだりしたことについて、その内容を英語で書いてまとめたり自分の考えを英語で書いたりする活動をしている。	85%以上【区】82.9 【都】81.6【国】79.3	学力調査	区	通過率	－	60%以上【区】57.8【都】－【全】56.6
				国	平均正答率	－	50%以上【区】47.1【都】52.0【国】45.6
					意識調査「英語が好き」	70%以上【区】65.2【都】65.8【国】69.3	60%以上【区】51.5【都】53.9【国】51.9

3 英語を使ってできること (CAN-DOリスト形式による学習到達目標)

※【区】は区平均、【都】は都平均、【国】は全国平均、【全】は受験自治体の全体平均値

		小学4年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	都立入試等で求められる 英語力の目安
CEFR		PreA1		PreA1(英検 5 級)	PreA1(英検 4 級)	A1(英検 3 級)	
聞くこと		① 簡単な語句や基本的な表現で、ゆっくりはっきりと話される英語を聞いて、おおよその内容を分かるようにする。 ② アルファベットの文字の読み方が発音されるのを聞いた際に、どの文字であるか分かるようにする。	身近で簡単な事柄について、ゆっくりはっきりと話される英語を聞いて、おおよその内容や具体的な情報を聞き取ることができる。（50語程度）	日常的な話題について、自然な口調で話される英語を聞いて、必要な情報、概要や要点を聞き取ることができる。（80語程度）	日常的な話題や社会的な話題について、自然な口調で話される英語を聞いて、必要な情報、概要や要点を聞き取ることができる。（100語程度）	社会的な話題について、自然な口調で話される英語を聞いて、必要な情報、概要や要点を聞き取ることができる。（120語程度）	自然な口調で話される 100語程度の会話文 や 120語程度のスピーチ を聞いて、その具体的な内容や大切な部分を聞き取ることができる。
	読むこと		① アルファベットの大文字と小文字を識別したり、文字の読み方を発音したりすることができる。 ② 音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現で書かれ視覚的情報が添えられた英語を読み、大まかな内容や具体的な情報を捉えることができる。（30語程度）	題材 日常的な話題 日常的な話題について書かれた英文を読み、必要な情報、概要や要点を捉えることができる。（100語程度）	社会的な話題 日常的な話題や社会的な話題について書かれた英文を読み、必要な情報、概要や要点を捉えることができる。（150語程度）	社会的な話題 社会的な話題について書かれた英文を読み、必要な情報、概要や要点を捉えることができる。（300～700語程度）	まとまりのある 700語程度の対話文 や物語文を読み、概要や要点、必要な情報を捉えることができる。
話すこと	やり取り	自分の好みや欲しいもの、数、月や曜日などについて、慣れ親しんだ語句や表現を用いて、自分の考えや気持ちなどを伝え合おうとする。	できることやできないこと、学校生活などについて簡単な語句や基本的な表現を用いて質問したり答えたりして会話を続け、自分の考えや気持ちなどを伝え合おうことができる。	① 関心のある事柄について、簡単な語句や文を用いて即興で伝え合うことができる。 ② 好きな有名人やテレビ番組などについて、質問したり答えたりして会話を続け、自分の考えや気持ちなどを理由とともに伝え合うことができる。	② お勧めの場所や休日の計画などについて、質問したり答えたりして会話を続け、事実や自分の考え、気持ちなどを理由とともに伝え合うことができる。	② 日本の文化や郷土、世界の現状などについて、質問したり答えたりして会話を続け、事実や自分の考え、気持ちなどを理由とともに述べ合うことができる。	与えられた情報を基に質問に答えたり、自分の考えを述べたり、自分から質問したりすることができる。（10秒以内）
	発表	自分のことや校内の好きな場所などについて、イラストや写真などを見せながら、慣れ親しんだ語句や表現を用いて、自分の考えや気持ちなどを発表するようにする。	夏休みの思い出や将来の夢などについて、簡単な語句や基本的な表現を用いて、伝える内容を整理した上で、自分の考えや気持ちなどを発表することができる。	① 関心のある事柄について、簡単な語句や文を用いて即興で発表することができる。 ② 自分の友達や家族、学校生活などについて、伝える内容を整理した上で、事実や自分の考え、気持ちなどを理由とともに発表することができる。	② 自分が体験した出来事や関心のあるイベントなどについて、伝える内容を整理した上で、事実や自分の考え、気持ちなどを理由とともに発表することができる。	② 将来の目標や日本と世界の現状などについて、伝える内容を整理した上で、事実や自分の考え、気持ちなどを理由とともに発表することができる。	イラストが示す内容や、聞いたり読んだりした、内容を基に、自分の意見とその理由などについて話すことができる。（40秒以内）
書くこと		① アルファベットの大文字と小文字を正しく書き分けることができる。 ② 夏休みの思い出や行きたい国、将来の夢などについて、音声で十分に慣れ親しんだ語句や基本的な表現を用いて、例文を参考に自分の考えや気持ちをなどを書くことができる。（3文程度）	① 友達のスピーチを聞いたり、図や表が添えられたメールやブログなどを読んだりして、書く内容を整理した上で、自分の考えや気持ちなどを理由とともに英文で書くことができる。（8文程度） ② プレゼンテーションを聞いたり、メールを読んだりして、書く内容を整理した上で、事実や自分の考え、気持ちなどを理由とともに英文で書くことができる。（10文程度）	スピーチを聞いたり、掲示物や新聞記事を読んだりして、書く内容を整理した上で、事実や自分の考え、気持ちなどを理由とともに英文で書くことができる。（12文程度）	聞き取った内容や、自分の考えや気持ちについて、理由とともに3文のまとまりのある英文で書くことができる。		

4 目標達成に向けた主な取組

〔使用教科書に合わせて場面や状況を設定〕

取組項目	対象	概要	小学校	中学校
授業力の向上	教員	✔言語活動を通して英語4技能をバランスよく育成 ✔言語活動の目的や場面、状況の明確な設定と実践 ✔聞く・話す活動を踏まえた読む・書く活動の設定 ✔児童・生徒が英語を使える達成感のある授業実践	研修「小中合同研修・小学校外国語活動・外国語科研修・中学校教科別研修」	
			教科指導専門員(小・中)	
			足立スタンダード(教科教育)推進委員会(小・中)小学校英語専科教員連絡会(小)	
			明海大学連携授業研究会(小・中)	
学習機会の提供	児童・生徒	✔児童・生徒一人ひとりの個に応じた学習教材支援 ✔異文化理解の場面や自然な英語使用の場면을創出 ✔外部人材との交流を通して、使える英語力を実感 ✔学習意欲喚起・学習成果を実感する検定受験勧奨	英語チャレンジ講座(1年)	
			デジタル教材の提供「学習者用デジタル教科書・AIドリル」・都「Welcome to Tokyo」(小・中)・「ESAT-J」・英検対策集(中)	
			都「イングリッシュキャラバン・ウィーク」(小)	英語マスター講座(中)
			明海大学連携「あけみ英語村」(小)	明海大学連携「留学生交流会」(中)
			英語教育アドバイザー(小)・外国語指導助手(ALT)(小・中)	
			国・都 英語施策の活用「国際交流コンシェルジュ」「TOKYO GLOVAL GATEWAY(小・中)」	

教 育 委 員 会 報 告

令和6年2月9日

件 名	足立区立中学校不登校未然防止事業の利用生徒の状況とモデル校の拡大について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内 容	1 六月中学校（既存のモデル校）利用生徒の状況 SSR（スモール・ステップ・ルーム）を利用している生徒を対象に実施したSSRでの過ごし方や、利用後に変化したと思うこと等についてのアンケートの結果と、6年度の事業実施予定について報告する。 アンケートは令和5年12月に実施し、利用生徒16名のうち6名が回答した。 (1) SSRの良いと思う点 - ア 自由に勉強して、分からないところはすぐ先生に確認できる。 - イ 個室のように個人で落ち着いて学習できること。 - ウ 少人数で過ごせること。 - エ 朝から登校できる。 (2) SSRで変えてほしい点 - ア 常時、静かに過ごせるようにしてほしい。 (現状、休み時間は話し声等が大きい生徒がいる。) - イ 意見箱が欲しい。 - ウ 他の教室から見えないようにカーテンをつけて欲しい。 (3) 現在の過ごし方 - ア クロームブックを使って勉強している。 - イ 進路学習をしたり、息抜きで絵を描いたりしている。 - ウ 折り紙、掃除、卓球、ダンス、勉強、おしゃべり。 (4) 今後やってみたいこと - ア 動画を見て学習したい。 - イ 負担にならない程度に、先生や他の生徒と話したい。 (5) SSRを利用するようになって変化したこと - ア 登校日数が増えた。 - イ 学校にストレスを感じなくなった。 - ウ 気持ちが落ち着いてきた。 - エ 少しだけ頑張れるようになった。 - オ 学校に行くことに対する恐怖感や生き難さが少し改善した。

2 令和6年度からのモデル校について

(1) モデル校

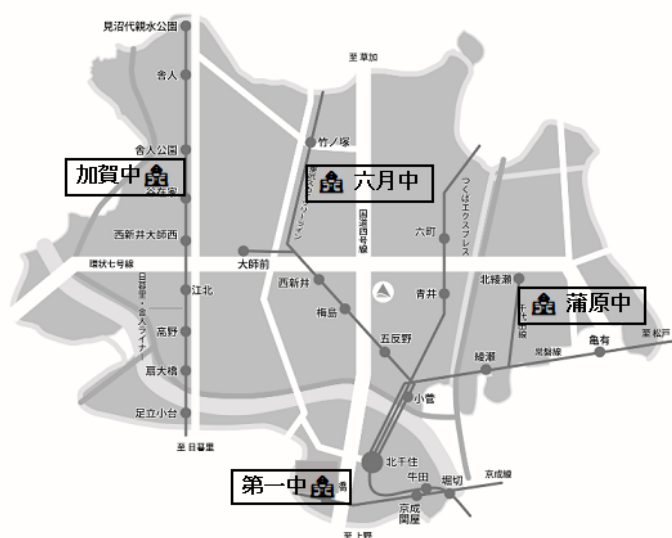
六月中学校（令和5年度から継続）
第一中学校、蒲原中学校、加賀中学校

(2) 選定方法

区立中学校に事業の目的等を周知し、実施希望校を募集。

(3) 選定基準

- ア 不登校生徒が多い等の課題があること。
- イ 校内にSSRに活用できる教室が存在すること。
- ウ モデル校が特定の地域に偏らないこと。



3 今後のスケジュール

新たなモデル校の環境整備に必要な経費は、令和6年度当初予算（案）に計上し、議決が得られた際には速やかに物品等を調達し、早期に事業を実施する。

教 育 委 員 会 報 告

令和6年2月9日

件 名	足立区立辰沼小学校におけるいじめ防止対策について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内 容	足立区立辰沼小学校において実施しているいじめ防止対策及び今後の方針について報告する。 1 辰沼小学校におけるいじめ防止の取組 辰沼小学校では、平成24年10月から、児童の主体的ないじめ防止活動として「TKR（辰沼キッズレスキュー）」を発足し、現在に至っている。令和5年度は、400人程が所属（全校児童545名）している。 （1）目的と内容 ア 目的 児童の自治能力を高めることで、いじめの未然防止に努め、いじめが起きにくい環境づくりを推進している。 イ 内容 学校が楽しければいじめは起こらないという考えのもと、児童（代表委員会）が中心となり、全校児童が楽しめるイベントの計画やポスターの作成、いじめ防止パレード等を行っている。 （2）発足の経緯 当時の辰沼小学校長が、大津市のいじめ自殺事件について、児童会役員数名と意見交換を行ったことが契機となり、TKRが発足した。 （3）主な具体的取組 ア 児童朝会での意識付け 児童朝会の最後に全校児童で合言葉を読み上げ、いじめ防止に関する意識を高める。 イ 児童による防止パレード（パトロール）の実施 TKR所属委員による校庭でのパレード（週1回）を実施する。 ウ 辰沼しぐさの奨励 友達からされてうれしいことを調査し、日常の生活の実践につなぐ。 エ イベントの開催 「ドッジボール大会」「だるまさんが転んだ」「けん玉選手権」「縄跳び選手権」等、楽しむ機会を創出するためのイベントを定期的に開催する。 オ TKR校内放送の実施 友達から言われて嬉しかった言葉を発表し合う。 カ キャラクターを活用したキャンペーンの実施

	いじめ防止に関するキャラクター（タッピー＆ハッピー）を活用し、いじめ反対キャンペーンを行う。 キ 思いやり報告箱の設置 友達から受けた思いやりの報告箱を設置し、友達のよさを認め合う。 2 今後の方針 (1) 令和6年3月に開催する生活指導担当者連絡会（全区立小中学校担当者出席）において、辰沼小学校の実践例を紹介するとともに、他校の児童・生徒の主体的な取組を確認し、学校間で共有する。 (2) 令和6年度から、区立小中学校で実施しているいじめ防止に関する取組等、健全育成に関する活動について生活指導担当者連絡会等で周知するとともに、児童会・生徒会による主体的な取組がより一層充実するよう、近隣小中学校間での話し合いの機会を創出する。 <参考> 足立区におけるいじめ防止のための基本的な考え方と取組 (1) 足立区の方針 いじめ防止及び早期発見、いじめを受けた児童・生徒に対する適切な支援、いじめを行った者等に対するいじめに関する相談体制の充実等、いじめ防止に関する対策を教育委員会と学校が連携しながら総合的に実施する。 (2) 足立区立学校の方針 いじめを絶対に許さず、いじめを受けている児童・生徒を守り抜く態度を明確に表明するとともに、いじめの未然防止や早期発見・早期対応等に取り組む。 (3) 重大事態への対処 法第28条第一項に規定された重大事態発生時に、教育委員会附属機関のいじめ等問題対策委員会を招集し、区長に報告する。また、重大事態への対処や再発防止のための措置を行う。 (4) 教育委員会の具体的な取組 ア 心の教育の充実を図る教育課程の推進 イ いじめ防止に関する教員向け研修会の実施 ウ スクールカウンセラーの定期派遣と心のケア (※ こども支援センターげんき事業) エ いじめ相談電話、ネット相談受付等の相談窓口の設置 オ 「いじめ一覧表」と「いじめ個票」による月1回の認知報告 カ 年3回の「いじめに関するアンケート」の実施 キ 学校訪問におけるいじめの実態把握 ク 自殺予防（SOSの出し方に関する教育等）に関する研修会の実施（※ 区衛生部こころとからだの健康づくり課と共催） ケ 年2回のWEBQ Uの実施による親和的な学級づくり
--	--

教 育 委 員 会 報 告

令和6年2月9日

件名	「令和5年度第2回学習者用デジタル教科書の効果検証調査」報告について				
所管部課名	教育指導部教育指導課				
内 容	令和5年度の第2回学習者用デジタル教科書の効果検証調査の結果について、以下のとおり報告する。				
	1 調査の概要				
	(1) 対象				
	ア 学習者用デジタル教科書を導入している小学校5、6年生、中学校1～3年生				
	イ アを指導している教員				
	ウ アの保護者				
	(2) 調査教科				
	ア 小学校				
	(ア) 外国語 (67校)				
	(イ) 算数 (35校)				
内 容	イ 中学校				
	(ア) 外国語 (35校)				
	(イ) 数学 (17校)				
	(3) 有効回答数				
		外国語		算数・数学	
		回答数(人)	回答率(%)	回答数(人)	回答率(%)
	児童・生徒	18,044 (+3,118)	73.1 (+12.6)	9,963 (+1,793)	75.1 (+13.5)
	教員	385 (+12)	87.5 (+3.7)	180 (△68)	54.5 (△20.7)
	保護者	3,053 (△1,992)	12.4 (△9.4)	1,653 (△1,607)	12.5 (△12.1)
	※ () 内は第1回目との比較				
(4) 期間					
令和5年12月1日から同月25日までに実施					
※ 第1回目は、令和5年7月6日から同月20日までに実施					
(5) 調査項目及び結果					
P80～89のとおり					

2 効果のあった事項

第1回の効果検証調査の課題であった「学習者用デジタル教科書の特徴や活用方法を十分に理解できていない教員がいる」ことについて、改善が見られる。

- (1) 外国語の学習者用デジタル教科書の活用により、効果的な場面においての使用が定着し、学習内容の理解度につながった。

外国語の学習内容の理解度について（「そう思う」の回答）

	第1回目	第2回目	増減
小学校教員	39%	41%	+2ポイント
小学校保護者	30%	32%	+2ポイント
中学生	41%	43%	+2ポイント
中学校教員	30%	33%	+3ポイント

（P68 質問1参照）

- (2) 算数・数学において、一人1本導入されたペンが活用され、数直線や線分図等への書き込みが児童・生徒の自力解決につながった。

書き込み機能の効果について（肯定的な回答）

	第1回目	第2回目	増減
中学生（数学）	70%	73%	+3ポイント
小学校保護者（算数）	62%	68%	+6ポイント

（P75 質問8参照）

- (3) 外国語と算数・数学において、児童・生徒が紙の教科書と学習者用デジタル教科書を場面によって効果的に使い分けを始めている。

ア 教員の自由回答

（ア）外国語の音声、動画、算数・数学の図形等、デジタルコンテンツがある単元では、児童・生徒の自主的な活用が見られる。

（イ）デジタルコンテンツがない単元では、自主的に紙の教科書を活用している場面が見られる。

- (4) 学校が学習者用デジタル教科書の効果的な使用場面について授業公開等を行い、学校だより、学校ホームページ等で情報発信することで保護者への啓発が進んだ。

ア 教員の自由回答

（ア）学校公開で学習者用デジタル教科書を使った授業について、学年だよりに掲載し、保護者からは、児童・生徒が使いこなしている様子が見られるという意見があった。

（イ）生徒が回転体のシミュレーションを使って理解を深めることができていることを学年だよりで紹介した。

（ウ）授業だけでなく、日常的に児童が家庭学習で学習者用デジタル教科書を活用する場面を保護者が見ることで、啓発できている。

3 課題のあった事項

- (1) 外国語において、中学生が音読活動に苦手意識を感じている。

ア 外国語の音声教材の効果（肯定的な回答）

	第1回目	第2回目	増減
中学校教員	72%	60%	△12ポイント

（P70 質問3参照）

- (2) 算数・数学の家庭学習において、教員が学習者用デジタル教科書を活用した課題の設定に難しさを感じている。

ア 学習者用デジタル教科書を使用した算数・数学の課題の取組（肯定的な回答）

	第1回目	第2回目	増減
小学校教員	64%	58%	△6ポイント
小学校保護者	52%	56%	+4ポイント
中学校教員	53%	45%	△8ポイント

（P77 質問10参照）

- (3) 課題に対する対応策

学習のねらいに応じて個別に学習者用デジタル教科書を活用する実践事例を改めて周知するとともに、家庭学習で効果的に活用できる場面において課題を設定するよう、継続して学校に指導する。

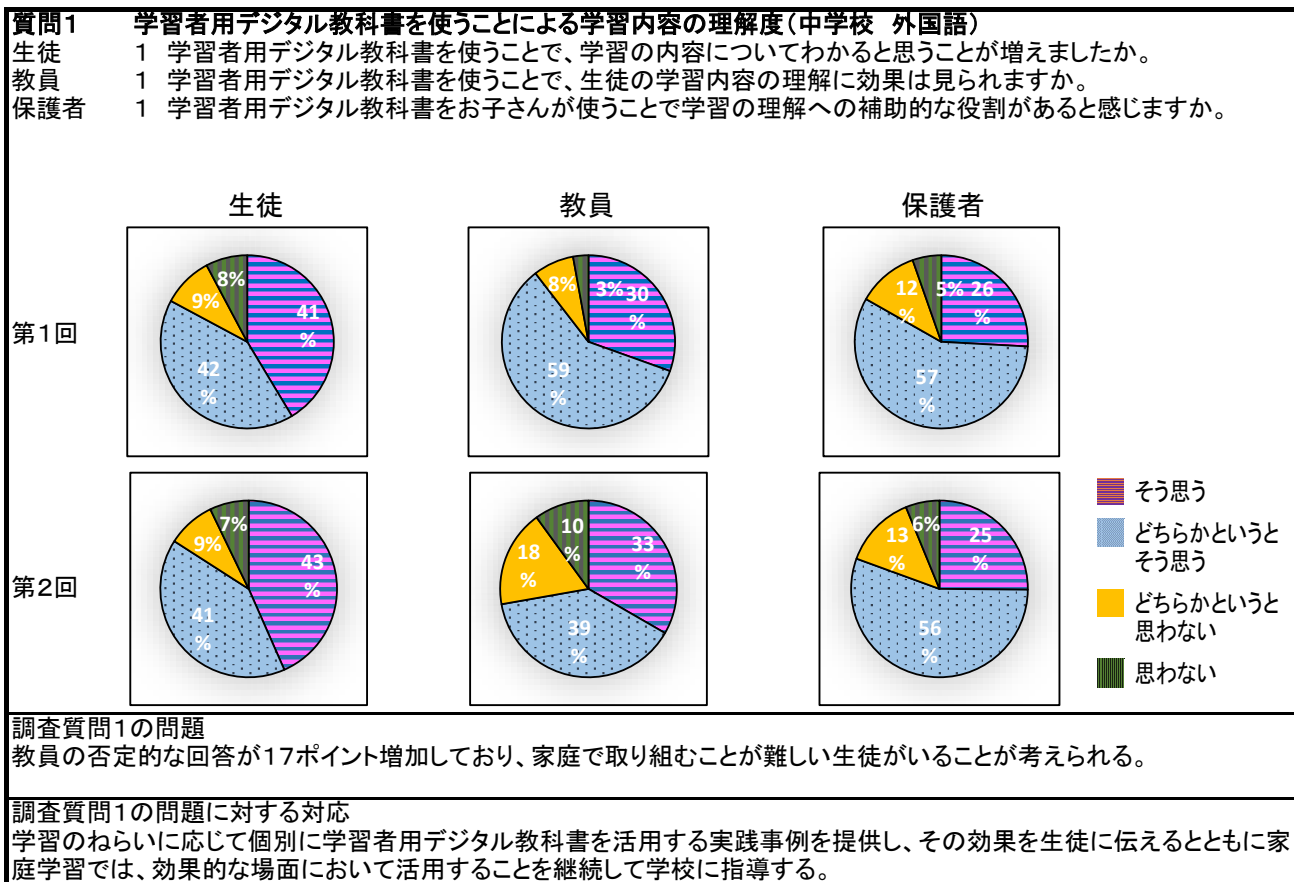
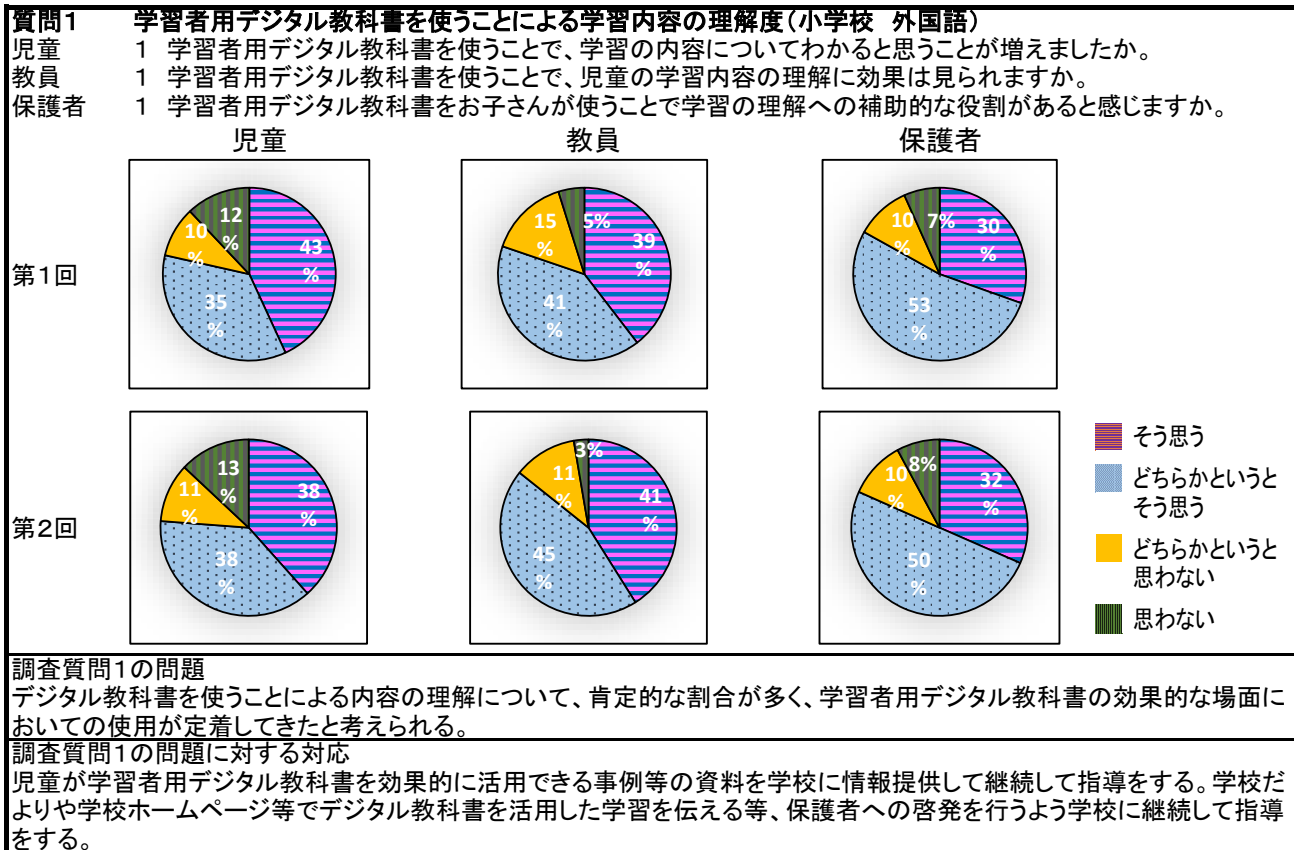
4 令和6年度以降の国の方針

- (1) 外国語については、小学校第5学年から中学校第3学年の全員に提供する（国が全額負担）。
- (2) その他の教科については段階的に提供する（算数・数学については、国が全体の半数から最大6割の学校への提供を予定）。
- (3) 新たに国の方針が示されるまではデジタルと紙の教科書を併用する。

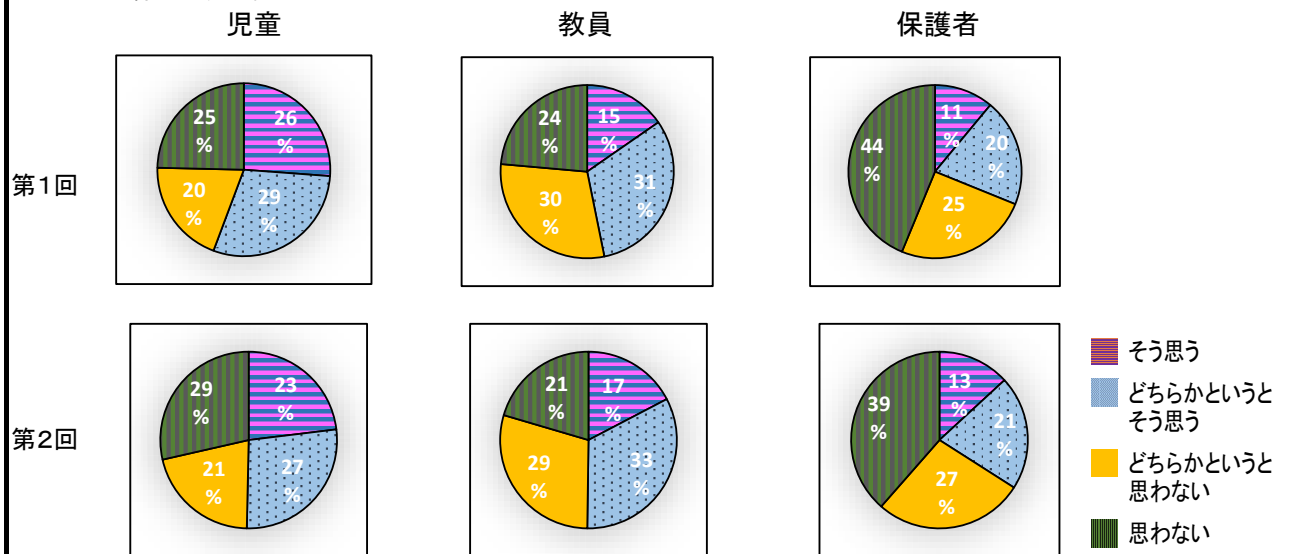
5 今後の区の方針

- (1) 外国語については全ての小・中学校でデジタル教科書を使用する。
算数・数学については、令和5年度と同様に、利用を希望する小・中学校のみでデジタル教科書を使用する。
- (2) 今回の調査をもとに、児童・生徒が学習者用デジタル教科書を効果的に活用し、学習効果を高めていけるようデジタル教科書の使用の実践事例や使用方法について各校に資料提供等を行い、足立スタンダードと関連付けた指導を継続する。
- (3) 学習者用デジタル教科書について、次年度は大幅な変更がされないことから、区独自の効果検証は本調査をもって終了とする。なお、今後、機能面等、大きくバージョンアップされる場合には、学習者用デジタル教科書の効果検証調査について検討する。

令和5年度学習者用デジタル教科書の効果検証調査結果



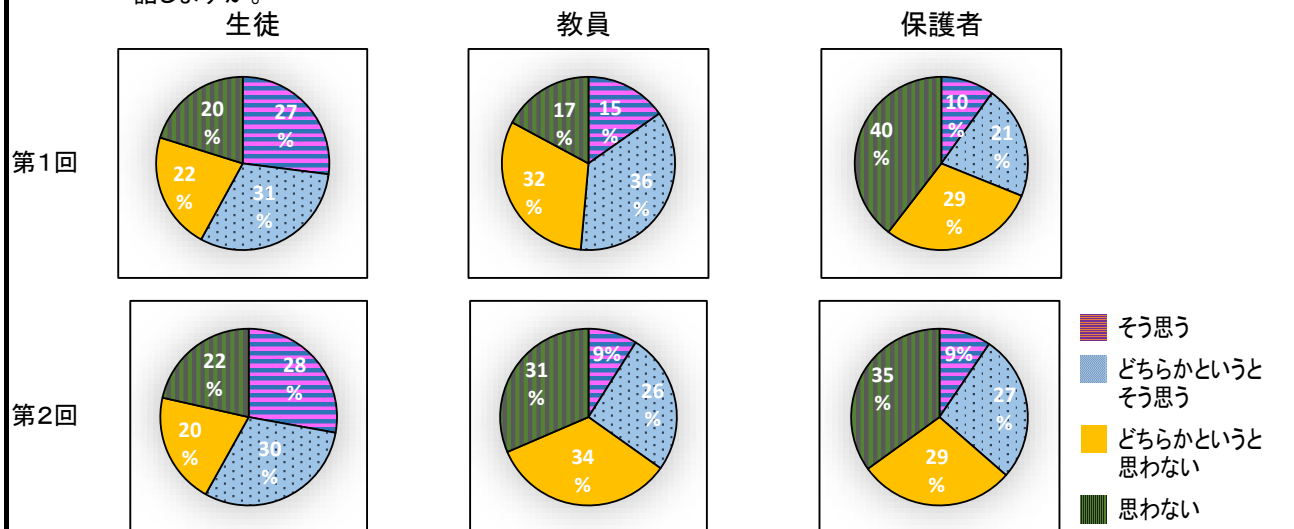
質問2	学習者用デジタル教科書の主体的な使用(小学校 外国語)
児童	2 わからないことを調べるときや、学習内容をもう一度確かめるために学習者用デジタル教科書を使っていますか。
教員	2 児童は、自主的に学習者用デジタル教科書を使っていますか。
保護者	2 お子さんは、ご自宅で学習者用デジタル教科書を使って学習をしている、もしくは、学校で使っていることを話しますか。



調査質問2の問題
 教員、保護者の肯定的な回答がそれぞれ4ポイント、3ポイント増加しているが、児童の肯定的な回答は5ポイント減少している。学校や家庭での学習者用デジタル教科書の使用が増えているが、児童が紙の教科書と学習者用デジタル教科書を場面によって使い分けし始めていることが考えられる。

調査質問2の問題に対する対応
 児童が学習者用デジタル教科書の使い方がわかる資料を提供し、学習等でわからないときは学習者用デジタル教科書の活用を促し、場面に応じて紙の教科書と併用していくことを継続して学校に指導する。

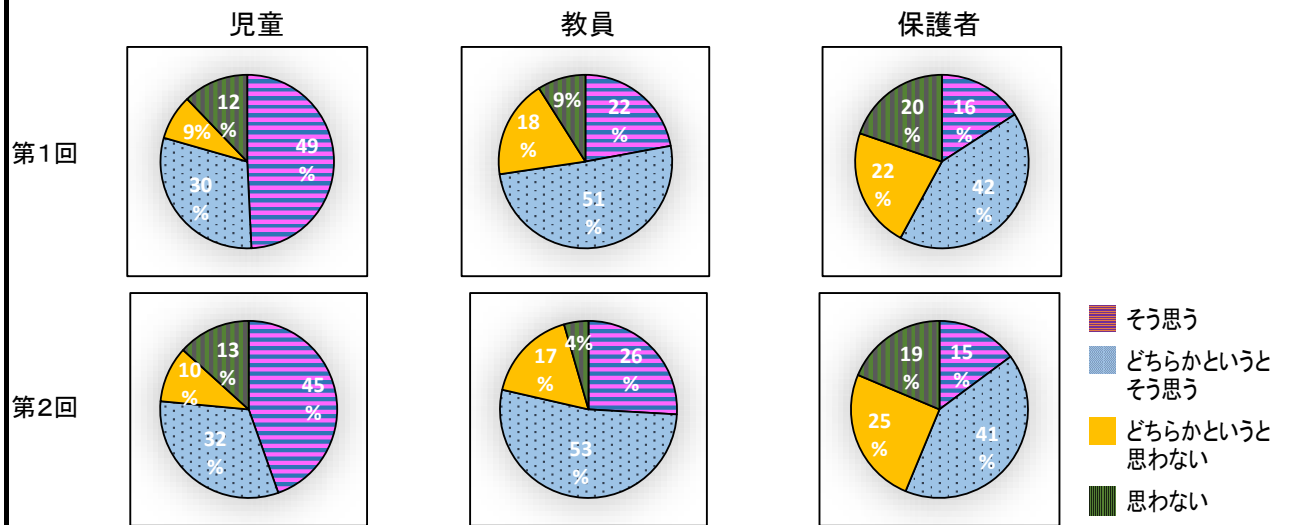
質問2	学習者用デジタル教科書の主体的な使用(中学校 外国語)
生徒	2 わからないことを調べるときや、学習内容をもう一度確かめるために学習者用デジタル教科書を使っていますか。
教員	2 生徒は、自主的に学習者用デジタル教科書を使っていますか。
保護者	2 お子さんは、ご自宅で学習者用デジタル教科書を使って学習をしている、もしくは、学校で使っていることを話しますか。



調査質問2の問題
 保護者の肯定的な回答が5ポイント増加しているが、教員の肯定的な回答は16ポイント減少している。学校や家庭での学習者用デジタル教科書の使用が増えているが、生徒が紙の教科書と学習者用デジタル教科書を場面によって使い分けし始めていることが考えられる。

調査質問2の問題に対する対応
 生徒が学習者用デジタル教科書の使い方がわかる資料を提供し、学習等でわからないときは学習者用デジタル教科書の活用を促し、場面に応じて紙の教科書と併用していくことを継続して学校に指導する。

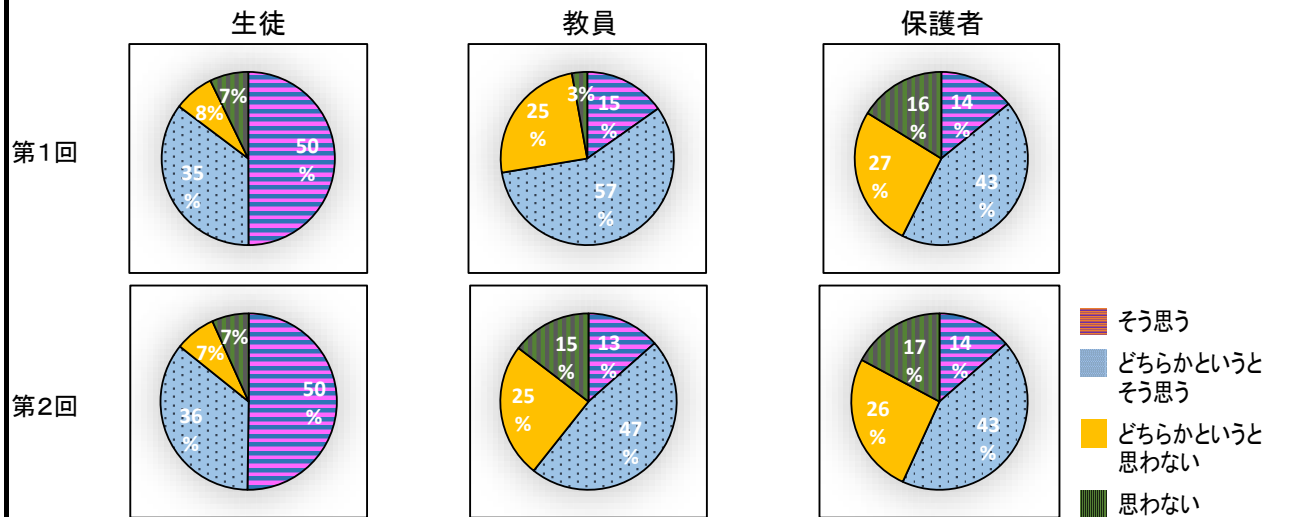
質問3	学習者用デジタル教科書の音声教材の効果(小学校 外国語)
児童	3 学習者用デジタル教科書の音声聞くことで、英語の読み方の発音がわかりやすくなったと感じていますか。
教員	3 学習者用デジタル教科書の音声聞くことで、児童は音読活動で苦手意識が減ってきていると感じますか。
保護者	3 学習者用デジタル教科書の音声聞くことで、お子さんは英語の音読活動に積極的に取り組めるようになっていますか。



調査質問3の問題
 教員の肯定的な回答が6ポイント増加しており、学習者用デジタル教科書の音声聞くことで音読活動の苦手意識が減ってきていると考えられる。

調査質問3の問題に対する対応
 児童が今後も自主的に音読活動ができるよう、学習者用デジタル教科書の音声教材の活用を促していくことを学校に継続して指導をする。

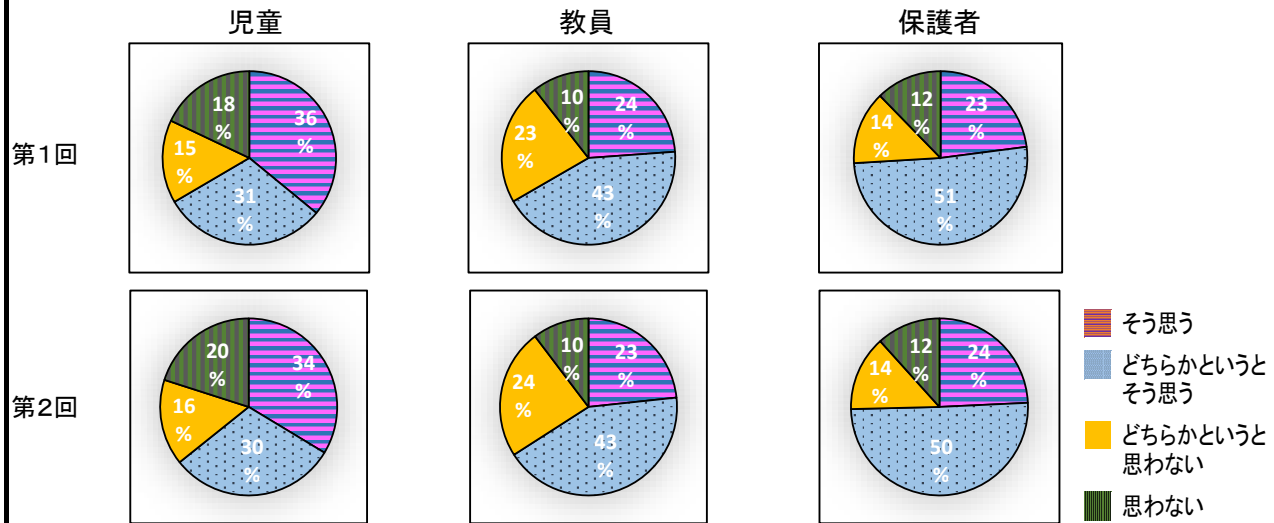
質問3	学習者用デジタル教科書の音声教材の効果(中学校 外国語)
生徒	3 学習者用デジタル教科書の音声聞くことで、英語の読み方の発音がわかりやすくなったと感じていますか。
教員	3 学習者用デジタル教科書の音声聞くことで、生徒は音読活動で苦手意識が減ってきていると感じますか。
保護者	3 学習者用デジタル教科書の音声聞くことで、お子さんは英語の音読活動に積極的に取り組めるようになっていますか。



調査質問3の問題
 生徒の肯定的な回答は9割近いが、教員の肯定的な回答が12ポイント減少しており、音読が苦手な生徒がいるためと考えられる。

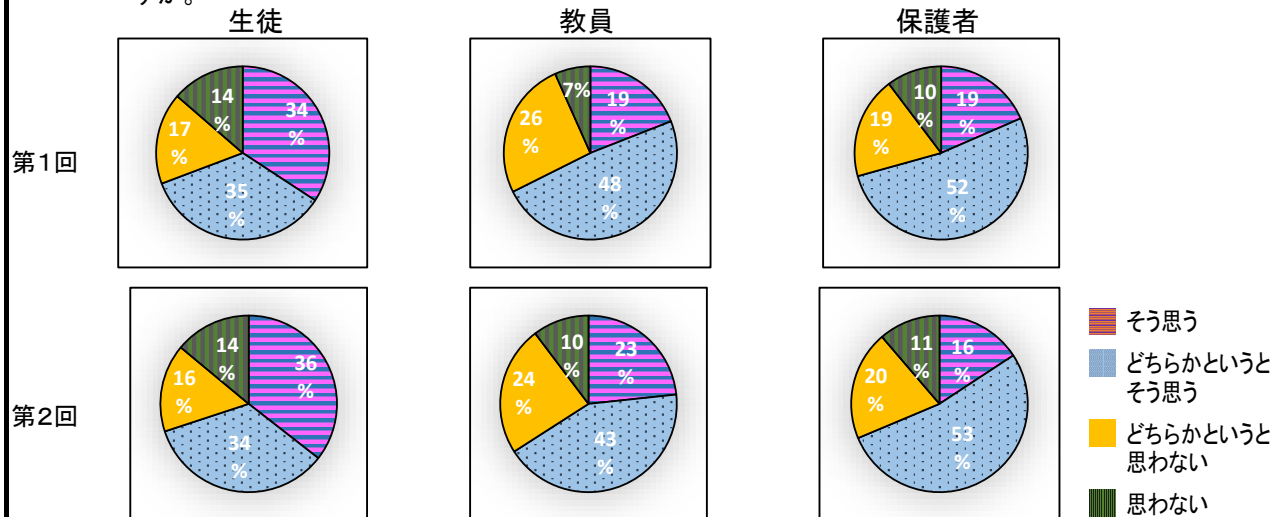
調査質問3の問題に対する対応
 学習のねらいに応じて個別に学習者用デジタル教科書を活用する実践事例を提供し、その効果を生徒に伝えるとともに家庭学習では、効果的な場面において活用することを継続して学校に指導する。

質問4 学習者用デジタル教科書の動画やアニメーションの使用(小学校 外国語)
 児童 4 学習者用デジタル教科書の動画やアニメーションなどを使っていますか。
 教員 4 動画やアニメーションなどのデジタル教材を活用して、児童が学習者用デジタル教科書を使っていると感じていますか。
 保護者 4 動画やアニメーションなどの学習者用デジタル教材は、お子さんの学習の理解に役立っていると感じていますか。



調査質問4の問題
 肯定的な回答が6割から7割を維持しており、動画やアニメーションなどのデジタル教材は理解につながっていると考えられるが、デジタル教材を見るだけにとどまっている可能性がある。
調査質問4の問題に対する対応
 児童が学習者用デジタル教科書の動画やアニメーションを効果的に活用できる事例等の資料を学校に情報提供して継続して指導をする。

質問4 学習者用デジタル教科書の動画やアニメーションの使用(中学校 外国語)
 生徒 4 学習者用デジタル教科書の動画やアニメーションなどを使っていますか。
 教員 4 動画やアニメーションなどのデジタル教材を活用して、生徒が学習者用デジタル教科書を使っていると感じていますか。
 保護者 4 動画やアニメーションなどの学習者用デジタル教材は、お子さんの学習の理解に役立っていると感じていますか。



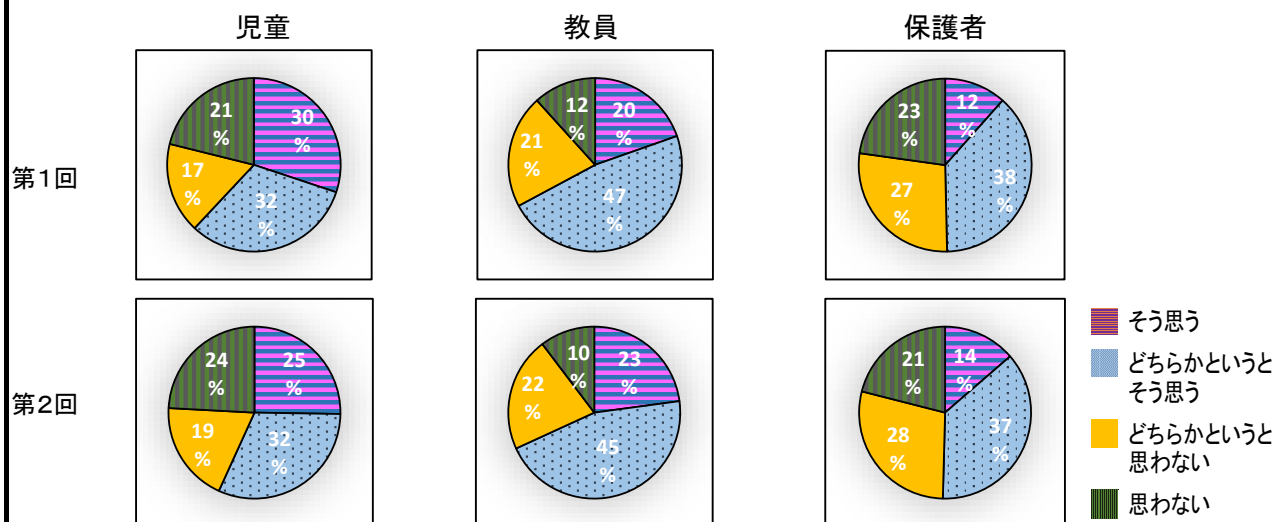
調査質問4の問題
 肯定的な回答が6割から7割を維持しており、動画やアニメーションなどのデジタル教材は理解につながっていると考えられるが、デジタル教材を見るだけにとどまっている可能性がある。
調査質問4の問題に対する対応
 生徒が学習者用デジタル教科書の動画やアニメーションを効果的に活用できる事例等の資料を学校に情報提供して継続して指導をする。

質問5 学習者用デジタル教科書を使用した課題の取組(小学校 外国語)

児童 5 家庭学習で学習者用デジタル教科書を使った音読の課題に取り組むことで、英語に興味をもって学習できるようになってきたと感じていますか。

教員 5 家庭学習で学習者用デジタル教科書を使った音読の課題を設定することで、児童が意欲的に取り組み、学習効果があると感じますか。

保護者 5 家庭学習で学習者用デジタル教科書を使った音読の課題に取り組むことで、お子さんは英語に関心をもって学習をするようになってきたと感じていますか。



調査質問5の問題
 肯定的な回答が児童では6割弱、教員では7割弱あるにもかかわらず、保護者の否定的な回答が5割程度あり、音読等の家庭学習が行われていない場合があると考えられる。

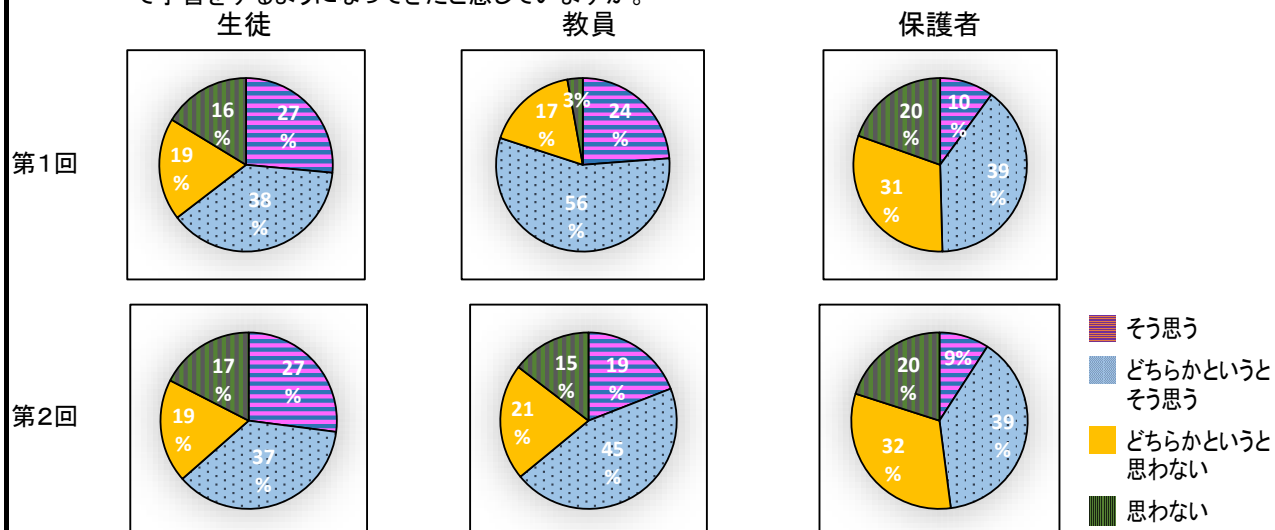
調査質問5の問題に対する対応
 学習のねらいに応じて個別に学習者用デジタル教科書の音声を活用する実践事例を提供し、家庭学習では、学習者用デジタル教科書の音声等を活用した音読の課題を設定するよう継続して学校に指導する。

質問5 学習者用デジタル教科書を使用した課題の取組(中学校 外国語)

生徒 5 家庭学習で学習者用デジタル教科書を使った音読の課題に取り組むことで、英語に興味をもって学習できるようになってきたと感じていますか。

教員 5 家庭学習で学習者用デジタル教科書を使った音読の課題を設定することで、生徒が意欲的に取り組み、学習効果があると感じますか。

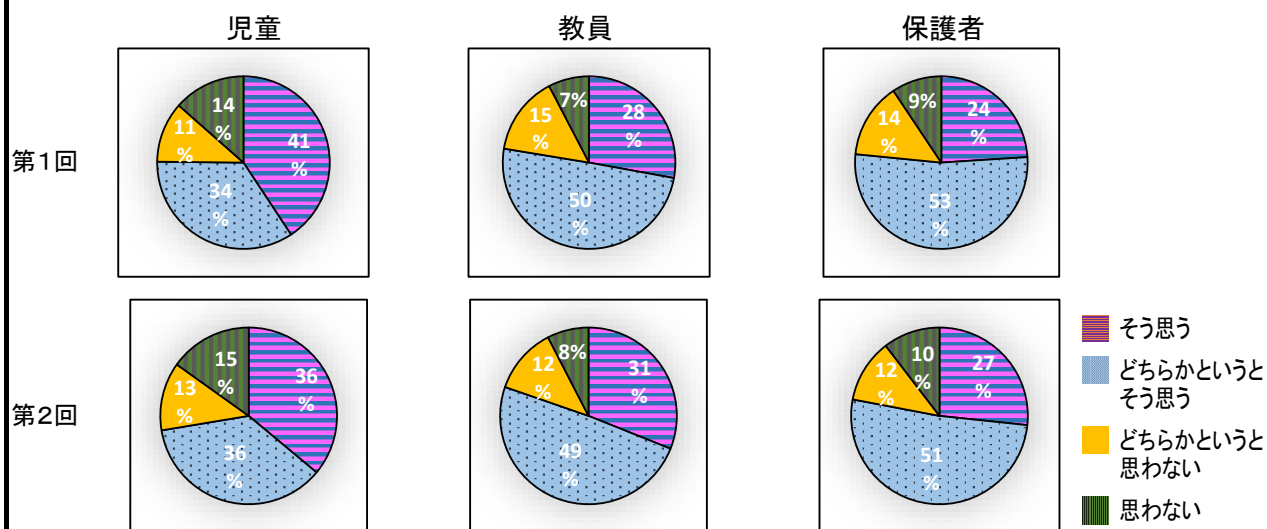
保護者 5 家庭学習で学習者用デジタル教科書を使った音読の課題に取り組むことで、お子さんは英語に関心をもって学習をするようになってきたと感じていますか。



調査質問5の問題
 教員の肯定的な回答が16ポイント減少しており、家庭学習で音読に取り組むことが難しい生徒がいると考えられる。

調査質問5の問題に対する対応
 学習のねらいに応じて個別に学習者用デジタル教科書を活用する実践事例を提供し、その効果を生徒に伝えとともに家庭学習では、学習者用デジタル教科書のコンテンツを活用した音読の課題を設定するよう継続して学校に指導する。

質問6 学習者用デジタル教科書を使うことによる学習内容の理解度(小学校 算数)	
児童	6 学習者用デジタル教科書を使うことで、学習の内容についてわかると思うことが増えましたか。
教員	6 学習者用デジタル教科書を使うことで、児童の学習内容の理解に効果は見られますか。
保護者	6 学習者用デジタル教科書をお子さんが使うことで学習の理解への補助的な役割があると感じますか。



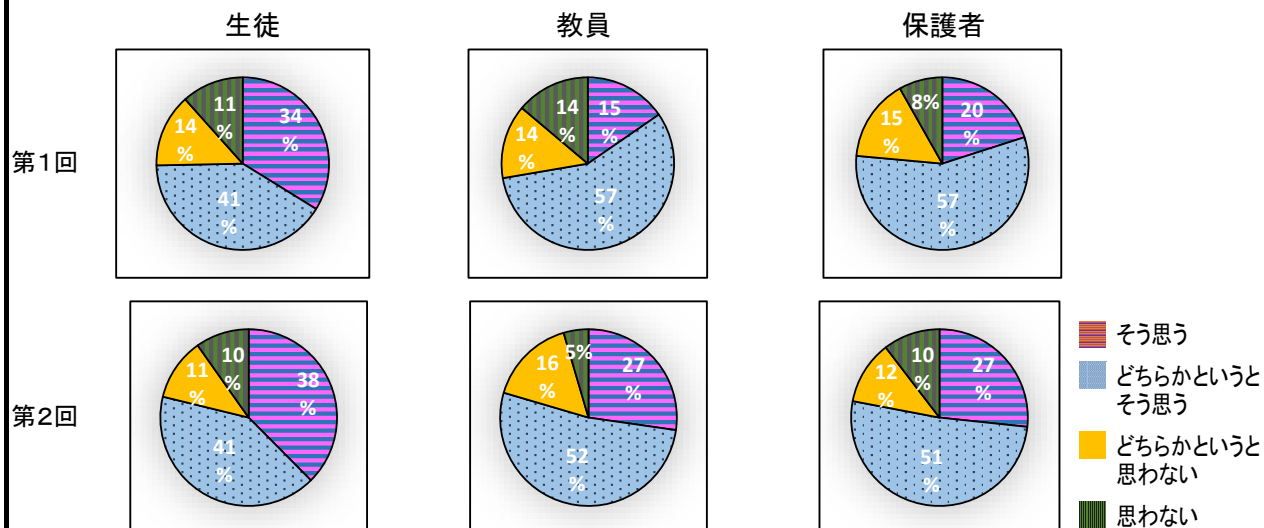
調査質問6の問題

教員と保護者の「そう思う」の回答がそれぞれ3ポイント増加しており、算数において、学習者用デジタル教科書を効果的な場面に絞って活用ができてきていると考えられる。

調査質問6の問題に対する対応

教員が学習者用デジタル教科書の使用について、学習場面を選んで効果的に活用できるよう引き続き使用方針について周知し、学校に指導をする。

質問6 学習者用デジタル教科書を使うことによる学習内容の理解度(中学校 数学)	
生徒	6 学習者用デジタル教科書を使うことで、学習の内容についてわかると思うことが増えましたか。
教員	6 学習者用デジタル教科書を使うことで、生徒の学習内容の理解に効果は見られますか。
保護者	6 学習者用デジタル教科書をお子さんが使うことで学習の理解への補助的な役割があると感じますか。



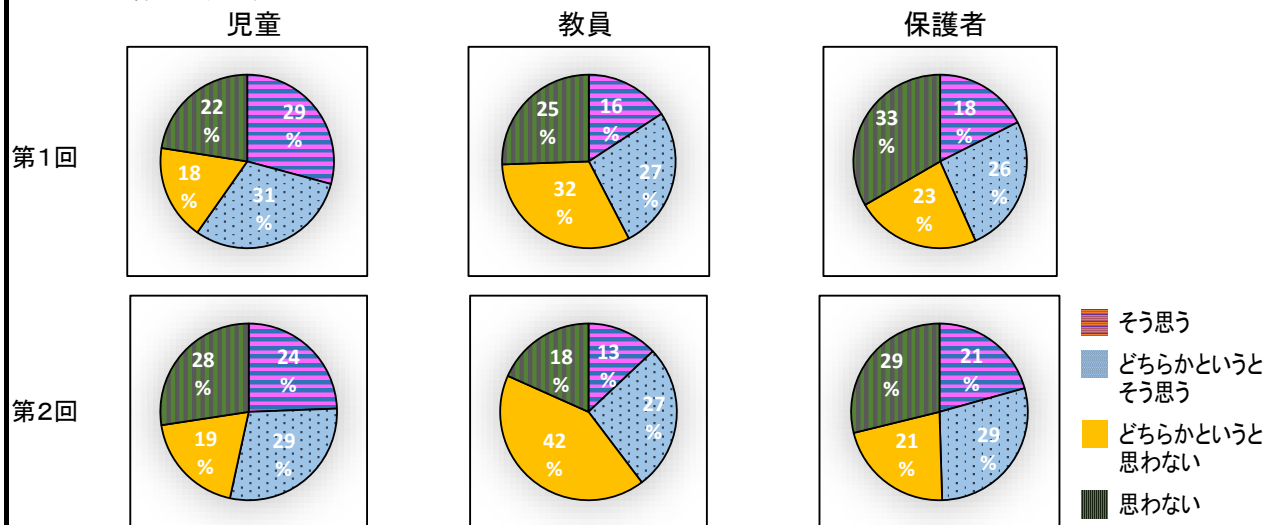
調査質問6の問題

教員と保護者の「そう思う」の回答がそれぞれ12ポイント、7ポイント増加しており、数学において、学習者用デジタル教科書を効果的な場面に絞って活用ができてきていると考えられる。

調査質問6の問題に対する対応

教員が学習者用デジタル教科書の使用について、学習場面を選んで効果的に活用できるよう引き続き使用方針について周知し、学校に指導をする。

質問7 学習者用デジタル教科書の自主的な使用(小学校 算数)
 児童 7 わからないことを調べるときや、学習内容をもう一度確かめるために学習者用デジタル教科書を使っていますか。
 教員 7 児童は、自主的に学習者用デジタル教科書を使っていますか。
 保護者 7 お子さんは、ご自宅で学習者用デジタル教科書を使って学習をしている、もしくは、学校で使っていることを話しますか。



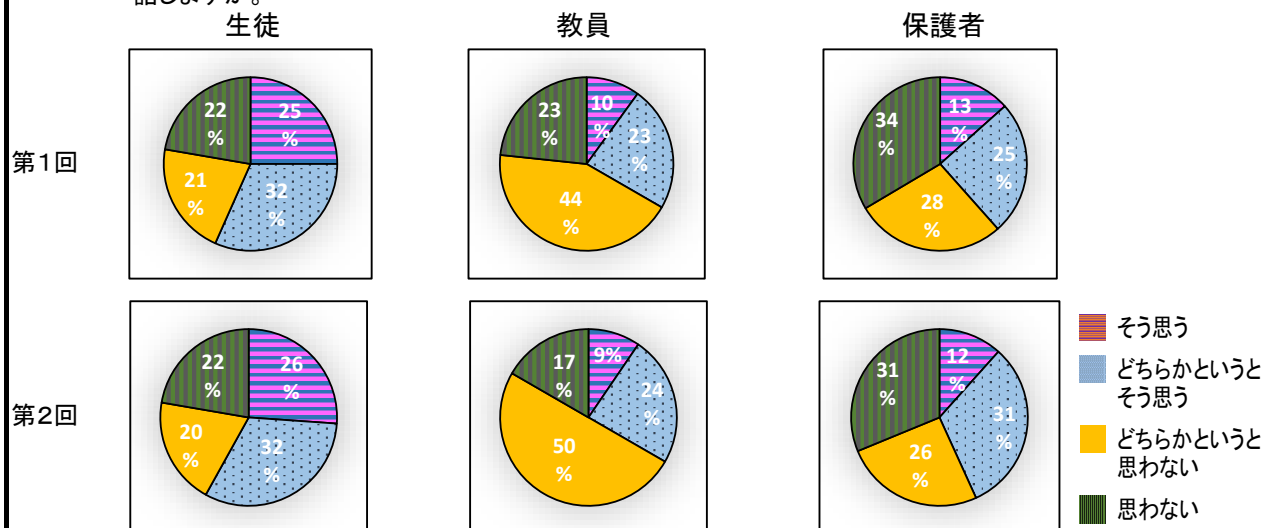
調査質問7の問題

児童、教員の肯定的な回答がそれぞれ7ポイント、3ポイント減少しているが、保護者の肯定的な回答は6ポイント増加している。学校や家庭での学習者用デジタル教科書の使用が増えているが、児童が紙の教科書と学習者用デジタル教科書を場面によって使い分けし始めていることが考えられる。

調査質問7の問題に対する対応

児童が学習者用デジタル教科書の使い方のわかる資料を提供し、学習等でわからないときは学習者用デジタル教科書の活用を促し、場面に応じて紙の教科書と併用していくことを継続して学校に指導する。

質問7 学習者用デジタル教科書の自主的な使用(中学校 数学)
 生徒 7 わからないことを調べるときや、学習内容をもう一度確かめるために学習者用デジタル教科書を使っていますか。
 教員 7 生徒は、自主的に学習者用デジタル教科書を使っていますか。
 保護者 7 お子さんは、ご自宅で学習者用デジタル教科書を使って学習をしている、もしくは、学校で使っていることを話しますか。



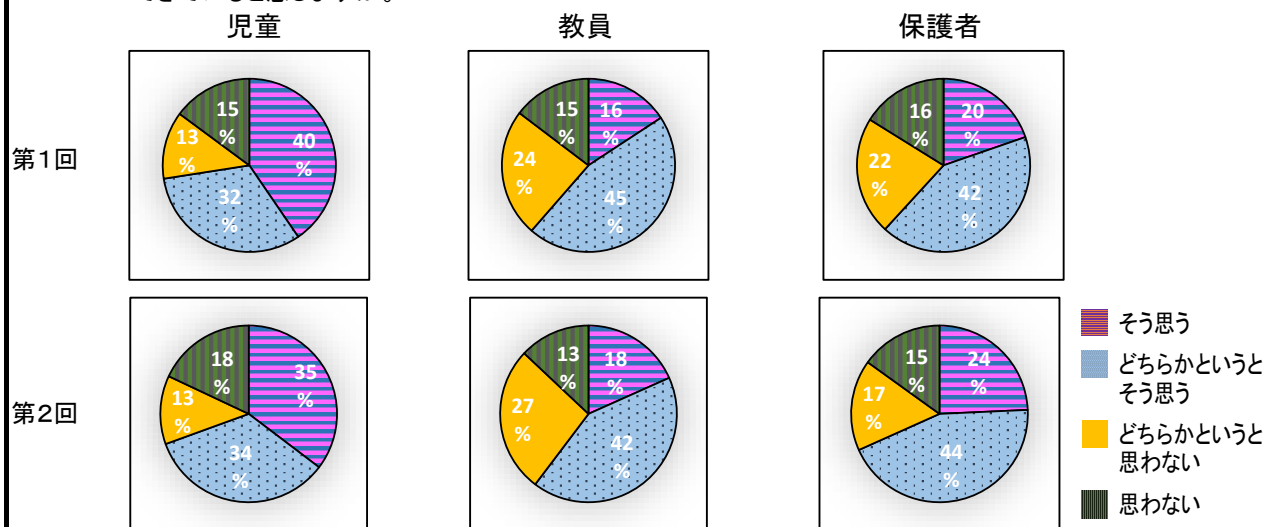
調査質問7の問題

保護者の肯定的な回答が5ポイント増加しており、学校や家庭での学習者用デジタル教科書の使用が増えていると考えられる。

調査質問7の問題に対する対応

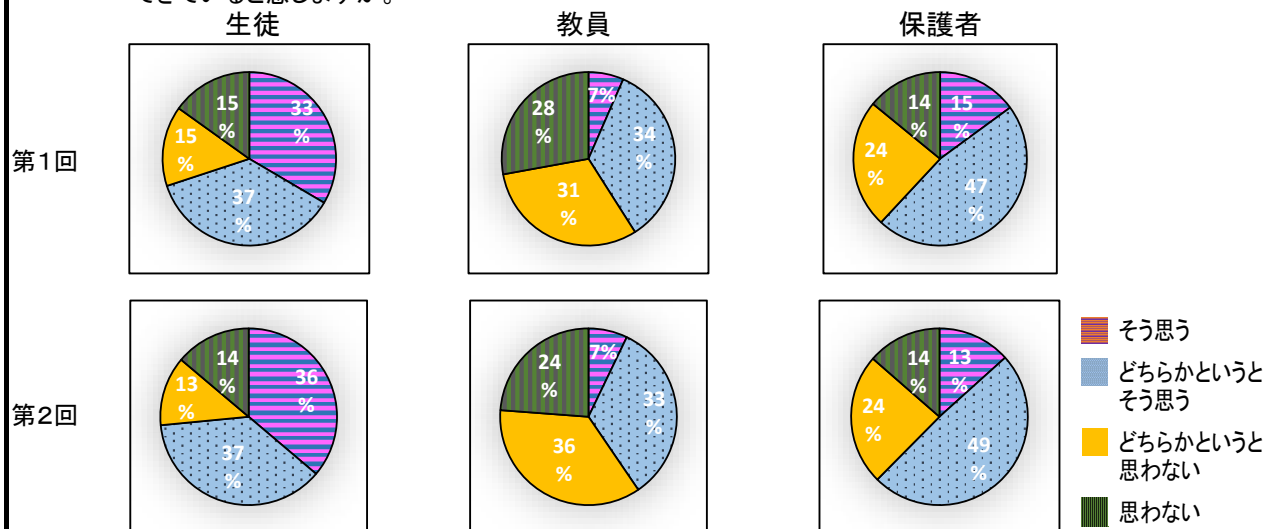
生徒が学習者用デジタル教科書の使い方がわかる資料を提供し、学習等でわからないときは学習者用デジタル教科書の活用を促し、場面に応じて紙の教科書と併用していくことを継続して学校に指導する。

質問8 学習者用デジタル教科書の書き込み機能の効果(小学校 算数)
 8 学習者用デジタル教科書の書き込みは、消して書き直すなど簡単にやり直すことができるので、書き間違いを気にせずに学習することができていますか。
 8 学習者用デジタル教科書に書き込む活動をする中で、児童は間違うことを恐れずに学習に取り組んでいますか。
 8 学習者用デジタル教科書に書き込むことで、簡単にやり直すことができ、お子さんは間違いを恐れずに学習できていると感じますか。



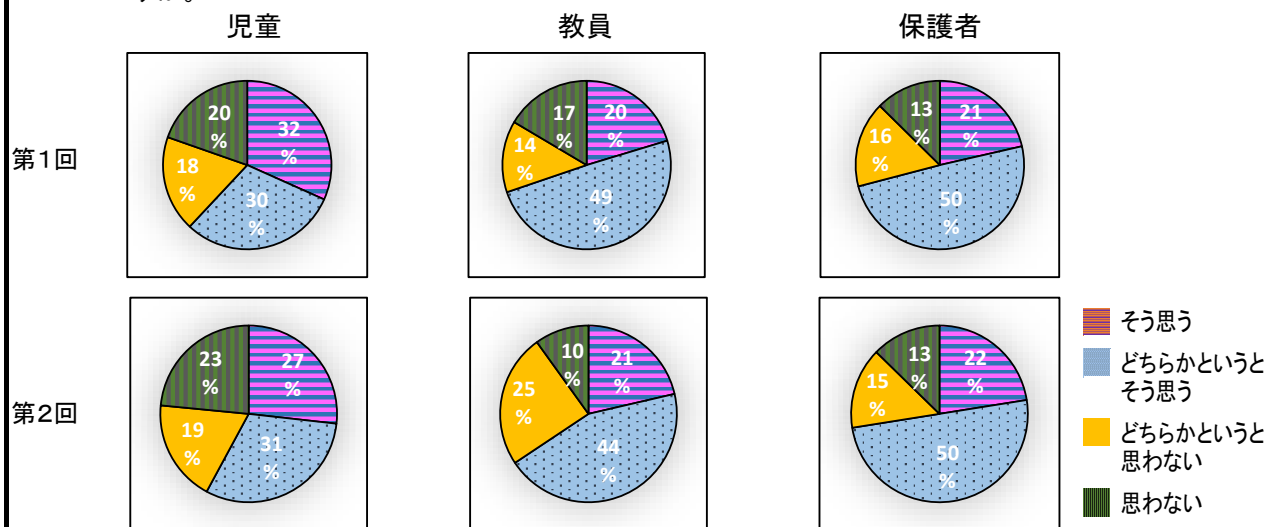
調査質問8の問題
 保護者の肯定的な回答が6ポイント増加しており、算数において、一人1本導入されたペンが活用されていると考えられる。
 調査質問8の問題に対する対応
 学習者用デジタル教科書への書き込みには、一人1本導入されたペンを活用することを継続し、デジタルとアナログを使い分け、学習課題にあった教材を使用するよう学校に指導する。

質問8 学習者用デジタル教科書の書き込み機能の効果(中学校 数学)
 8 学習者用デジタル教科書の書き込みは、消して書き直すなど簡単にやり直すことができるので、書き間違いを気にせずに学習することができていますか。
 8 学習者用デジタル教科書に書き込む活動をする中で、生徒は間違うことを恐れずに学習に取り組んでいますか。
 8 学習者用デジタル教科書に書き込むことで、簡単にやり直すことができ、お子さんは間違いを恐れずに学習できていると感じますか。



調査質問8の問題
 生徒の「そう思う」の回答が3ポイント増加しており、数学において、一人1本導入されたペンが活用されていると考えられる。
 調査質問8の問題に対する対応
 学習者用デジタル教科書への書き込みには、一人1本導入されたペンを活用することを継続し、デジタルとアナログを使い分け、学習課題にあった教材を使用するよう学校に指導する。

質問9 学習者用デジタル教科書の動画やアニメーションの使用(小学校 算数)
 児童 9 学習者用デジタル教科書の動画やアニメーションなどを使っていますか。
 教員 9 動画やアニメーションなどのデジタル教材を活用して、児童が学習者用デジタル教科書を使っていると感じていますか。
 保護者 9 動画やアニメーションなどの学習者用デジタル教材は、お子さんの学習の理解に役立っていると感じていますか。



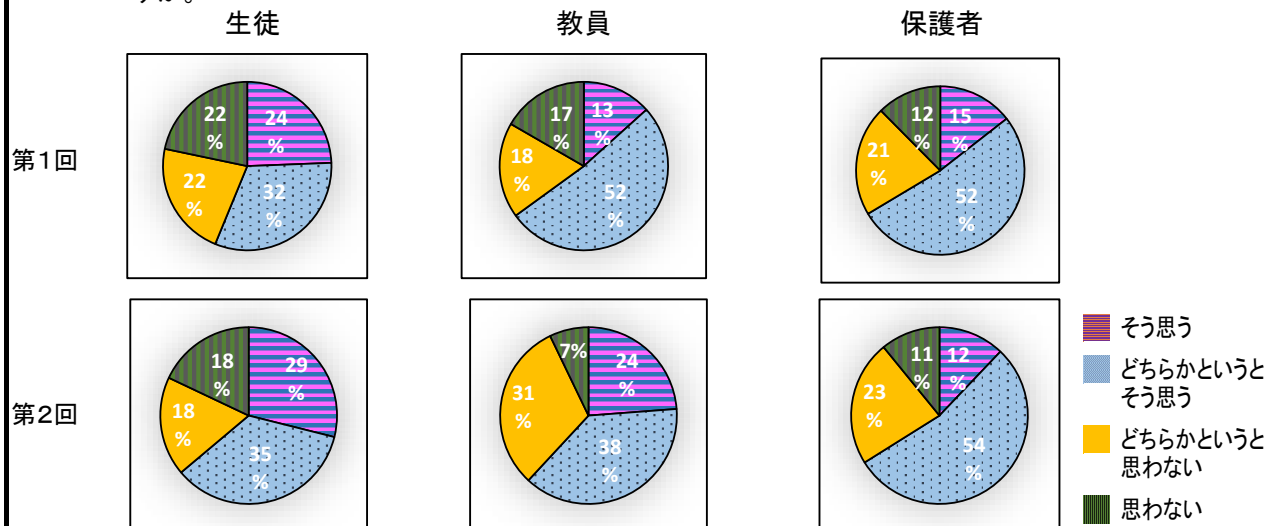
調査質問9の問題

教員の肯定的な回答が4ポイント減少しており、動画やアニメーションなどのデジタル教材は理解につながっていると考えられるが、デジタル教材を見るだけにとどまっている可能性がある。

調査質問9の問題に対する対応

児童が学習者用デジタル教科書の動画やアニメーションを効果的に活用できる事例等の資料を学校に情報提供して継続して指導をする。

質問9 学習者用デジタル教科書の動画やアニメーションの使用(中学校 数学)
 生徒 9 学習者用デジタル教科書の動画やアニメーションなどを使っていますか。
 教員 9 動画やアニメーションなどのデジタル教材を活用して、生徒が学習者用デジタル教科書を使っていると感じていますか。
 保護者 9 動画やアニメーションなどの学習者用デジタル教材は、お子さんの学習の理解に役立っていると感じていますか。



調査質問9の問題

生徒の肯定的な回答は8ポイント、教員の「そう思う」回答は11ポイント増加しており、動画やアニメーションなどのデジタル教材を効果的に活用できていると考えられる。

調査質問9の問題に対する対応

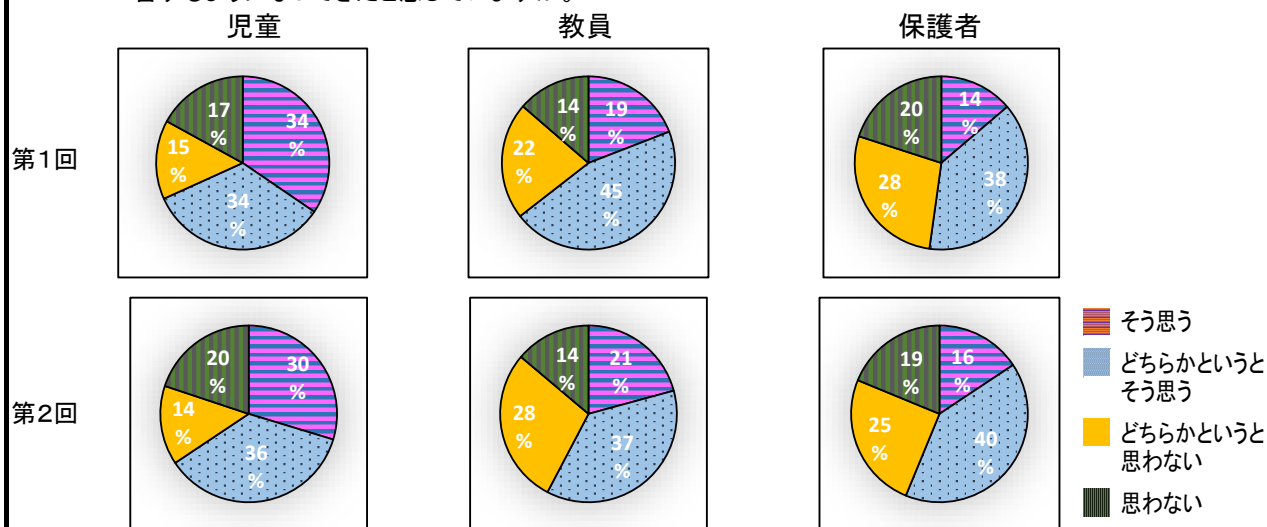
児童が学習者用デジタル教科書の動画やアニメーションを効果的に活用できる事例等の資料を学校に情報提供して継続して指導をする。

質問10 学習者用デジタル教科書を使用した課題の取組(小学校 算数)

児童 10 家庭学習で学習者用デジタル教科書を使った課題に取り組むことで、算数・数学がわかるようになってきたと感じていますか。

教員 10 家庭学習で学習者用デジタル教科書を使った課題を設定することで、児童が意欲的に取り組み、学習効果があると感じますか。

保護者 10 家庭学習で学習者用デジタル教科書を使った課題に取り組むことで、お子さんは算数・数学を主体的に学習するようになってきたと感じていますか。



調査質問10の問題

保護者の肯定的な回答は4ポイント増加しているが、教員の肯定的な回答は6ポイント減少している。家庭学習において、学習者用デジタル教科書を使った課題は設定しているが、教員が課題の設定に難しさを感じていると考えられる。

調査質問10の問題に対する対応

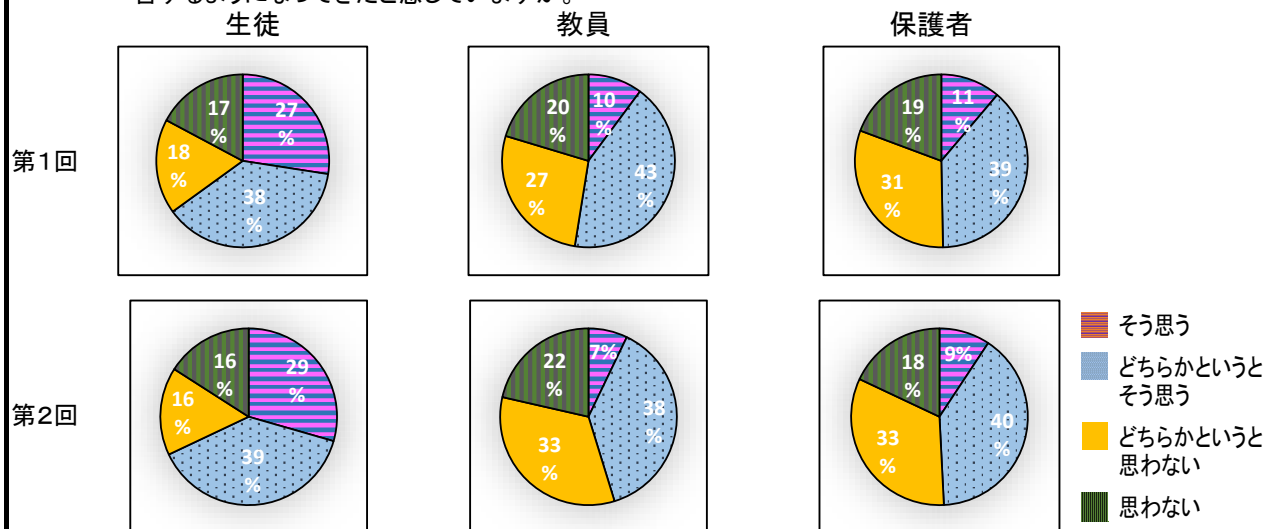
学習のねらいに応じて個別に学習者用デジタル教科書を活用する実践事例を提供し、家庭学習では、効果的に活用できる場面において、学習者用デジタル教科書のコンテンツを活用した課題を設定するよう継続して学校に指導する。

質問10 学習者用デジタル教科書を使用した課題の取組(中学校 数学)

生徒 10 家庭学習で学習者用デジタル教科書を使った課題に取り組むことで、算数・数学がわかるようになってきたと感じていますか。

教員 10 家庭学習で学習者用デジタル教科書を使った課題を設定することで、生徒が意欲的に取り組み、学習効果があると感じますか。

保護者 10 家庭学習で学習者用デジタル教科書を使った課題に取り組むことで、お子さんは算数・数学を主体的に学習するようになってきたと感じていますか。



調査質問10の問題

家庭学習において、学習者用デジタル教科書を使った課題は設定しているが、教員が課題の設定に難しさを感じていると考えられる。

調査質問10の問題に対する対応

学習のねらいに応じて個別に学習者用デジタル教科書を活用する実践事例を提供し、家庭学習では、効果的に活用できる場面において、学習者用デジタル教科書のコンテンツを活用した課題を設定するよう継続して学校に指導する。

教 育 委 員 会 報 告

令和6年2月9日

件 名	図書館を使った調べる学習コンクール 全国コンクールの結果について		
所 管 部 課 名	教育指導部教育指導課		
内 容	1 審査結果 () は昨年度実績		
	(1) 入賞		
	足立区受賞者数		全国受賞者総数
	1 (0)		33 (32)
	(2) 入選		
		足立区受賞者数	全国受賞者数
	優良賞	5 (5)	135 (134)
	奨励賞	15 (20)	266 (258)
	佳作	155 (148)	1,319 (1,256)
	(3) 作品一覧 (優秀賞1作品、優良賞5作品、奨励賞15作品)		
	賞	作品名	学 校
	優秀賞 (日本児童教育振興財団賞)	発達障害について考える。	西新井中2年
優良賞	日焼けからエネルギー！？ ～この夏、太陽を追いかけてみた～	西新井第一小4年	
	わくわく左利きのなぞを解く	千寿桜小4年	
	体温の世界へようこそ	舎人小5年	
	ぼくのみみ 小耳症と片耳難聴について調べる	長門小5年	
	反抗期×思春期×喧嘩	第九中2年	
奨励賞	古生物学者になるために	東湊江小2年	
	カマキリの「かま」ってどんなカマ？ ～カマキリの食事について調べたよ～	西新井小2年	
	日本人の食事の歴史 (知れば知るほど大切さが分かる！日本人にとってのお米)	千寿本町小3年	
	くも膜下出血について	中川小3年	
	時間と時間を計る道具「時計」について	千寿桜小3年	
	私のまちの災害対策 ～避難所ってどんなところ？～	宮城小4年	

奨励賞	私たちの世界にはオノマトペがいっぱい！	千寿第八小 4 年
	のびろ體大調査	千寿第八小 4 年
	手あれの原因は何だろう？	花畑第一小 4 年
	アマガエル先生に学ぶ「泳ぎ方」	西新井小 4 年
	昆虫は減少している！？	千寿常東小 5 年
	みんなは知っている？感染症のこと ～病原体・微生物・ワクチン～	弘道第一小 5 年
	古墳の大研究	東伊興小 5 年
	知ることは希望になる 海とウニと僕	新田小 6 年
	校歌って何だろう？ ～綾瀬小学校の校歌を作詞した土岐善磨さんの真っ直ぐな生き方～	綾瀬小 6 年

2 今後の方針

- (1) 入賞（優秀賞）及び入選（優良賞、奨励賞、佳作）の児童・生徒については、作品名、学校名等を足立区ホームページ上で紹介する。また、特に優良な作品については、作品の内容を紹介する。
※ 西新井中 2 年生の優秀賞受賞作品については、生徒名及び作品名のみを足立区ホームページ上に掲載し、内容については公表しない。
- (2) 区小中研や区立図書館等との連携をさらに深め、よい作品を周知するとともに教員の指導力向上に努め、作品の質の向上を図る。
- (3) コンクール開催の通知を早めたことで、テーマ決めや調べ学習に時間をかけて取り組む作品が多く見られた。次年度も同様に通知を早め、授業における調べ学習への取組の向上を図る。

教 育 委 員 会 報 告

令和 6 年 2 月 9 日

件 名	令和 5 年度足立区立学校卒業式における「足立区長及び教育委員会 告辞」の実施方針について				
所管部課名	教育指導部教育指導課				
内 容	令和 5 年度足立区立学校卒業式における「足立区長並びに教育委員会告辞」（以下「告辞」という。）の実施方針について報告する。 1 令和 5 年度の実施方針 告示の読み上げはせず、全校共通の告辞を「区長・教育委員会のお祝いのメッセージ」として 1 枚作成する。このメッセージを小・中学校の学事報告の中に挟み込む（または、児童・生徒に手渡しする）ことをもって、告辞とし、区からの参列はしない。 2 令和 4 年度までの実施方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>コロナ禍前</th><th>コロナ禍</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足立区役所の管理職が区立小・中学校卒業式に来賓として出席し、「告辞」を読み上げた。</td><td>共通の文面を各学校に送付し、掲示することをもって「告辞」とした。</td></tr> </tbody> </table> 3 教育委員からの意見 令和 5 年度の実施方針に賛成である。しかし、学事報告の中に挟み込むだけでは保護者は手にとるが、児童・生徒は読まないことが考えられるので、教員が児童・生徒に告辞の内容を知らせる場を設けてほしい。 4 校長会からの意見 挨拶、式次第を簡略化し、卒業生の出番を増やすことは学校としては歓迎したい。 5 告辞についての根拠資料 告辞を行わなければならないという法的根拠はない。	コロナ禍前	コロナ禍	足立区役所の管理職が区立小・中学校卒業式に来賓として出席し、「告辞」を読み上げた。	共通の文面を各学校に送付し、掲示することをもって「告辞」とした。
コロナ禍前	コロナ禍				
足立区役所の管理職が区立小・中学校卒業式に来賓として出席し、「告辞」を読み上げた。	共通の文面を各学校に送付し、掲示することをもって「告辞」とした。				

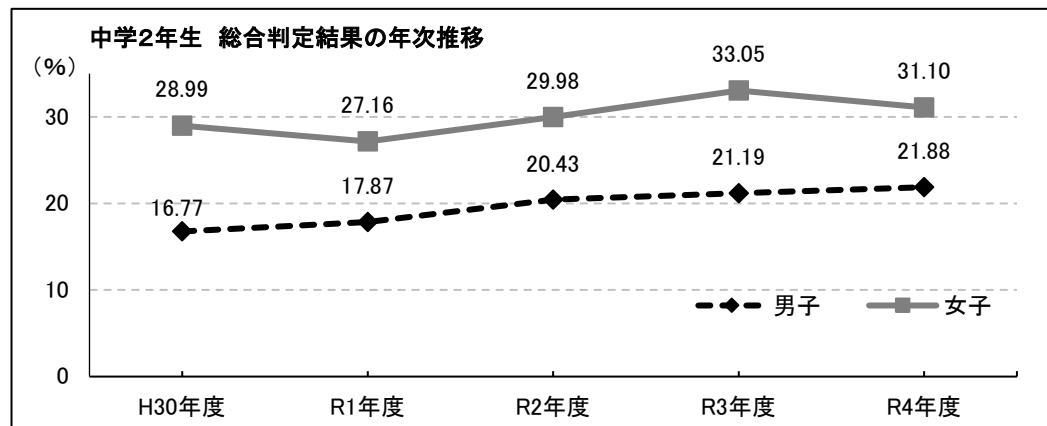
教 育 委 員 会 報 告

令和 6 年 2 月 9 日

件 名	足立区学校保健統計書（令和４年度実績）の概要について																																																										
所管部課名	学校運営部学務課																																																										
内 容	令和４年度健康診断等の集計結果の概要について、以下のとおり報告する。 １ 統計書の主な内容 （１）児童生徒の発育状態 （２）貧血・小児生活習慣病予防健診結果 （３）定期健康診断疾病異常調査結果 （４）脊柱側弯症検診結果 （５）就学時健康診断結果 （６）児童生徒の感染症り患状況 （７）学校管理下における災害発生状況 ２ 概要 （１）児童生徒の発育状態 肥満傾向（肥満度２０％以上）の割合は、過去５年間、微増で推移している。また、すべての学年で肥満傾向の割合が全国・東京都を上回っている。 肥満傾向(肥満度20%以上)割合年次推移【男女合計】 <table><thead><tr><th>年度</th><th>小学生 (%)</th><th>中学生 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>H30年度</td><td>9.07</td><td>10.34</td></tr><tr><td>R1年度</td><td>9.22</td><td>10.77</td></tr><tr><td>R2年度</td><td>12.33</td><td>13.37</td></tr><tr><td>R3年度</td><td>10.87</td><td>12.57</td></tr><tr><td>R4年度</td><td>12.21</td><td>13.52</td></tr></tbody></table> 肥満傾向児（２０％以上）出現率【男女合計】 <table><thead><tr><th>学 校</th><th>全国 (%)</th><th>東京都 (%)</th><th>足立区 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>小1</td><td>5.67</td><td>5.67</td><td>5.67</td></tr><tr><td>小2</td><td>9.52</td><td>9.52</td><td>9.52</td></tr><tr><td>小3</td><td>11.90</td><td>11.90</td><td>11.90</td></tr><tr><td>小4</td><td>14.85</td><td>14.85</td><td>14.85</td></tr><tr><td>小5</td><td>15.09</td><td>15.09</td><td>15.09</td></tr><tr><td>小6</td><td>15.78</td><td>15.78</td><td>15.78</td></tr><tr><td>中1</td><td>13.80</td><td>13.80</td><td>13.80</td></tr><tr><td>中2</td><td>13.65</td><td>13.65</td><td>13.65</td></tr><tr><td>中3</td><td>13.10</td><td>13.10</td><td>13.10</td></tr></tbody></table>	年度	小学生 (%)	中学生 (%)	H30年度	9.07	10.34	R1年度	9.22	10.77	R2年度	12.33	13.37	R3年度	10.87	12.57	R4年度	12.21	13.52	学 校	全国 (%)	東京都 (%)	足立区 (%)	小1	5.67	5.67	5.67	小2	9.52	9.52	9.52	小3	11.90	11.90	11.90	小4	14.85	14.85	14.85	小5	15.09	15.09	15.09	小6	15.78	15.78	15.78	中1	13.80	13.80	13.80	中2	13.65	13.65	13.65	中3	13.10	13.10	13.10
年度	小学生 (%)	中学生 (%)																																																									
H30年度	9.07	10.34																																																									
R1年度	9.22	10.77																																																									
R2年度	12.33	13.37																																																									
R3年度	10.87	12.57																																																									
R4年度	12.21	13.52																																																									
学 校	全国 (%)	東京都 (%)	足立区 (%)																																																								
小1	5.67	5.67	5.67																																																								
小2	9.52	9.52	9.52																																																								
小3	11.90	11.90	11.90																																																								
小4	14.85	14.85	14.85																																																								
小5	15.09	15.09	15.09																																																								
小6	15.78	15.78	15.78																																																								
中1	13.80	13.80	13.80																																																								
中2	13.65	13.65	13.65																																																								
中3	13.10	13.10	13.10																																																								

(2) 貧血・小児生活習慣病予防健診（中2）

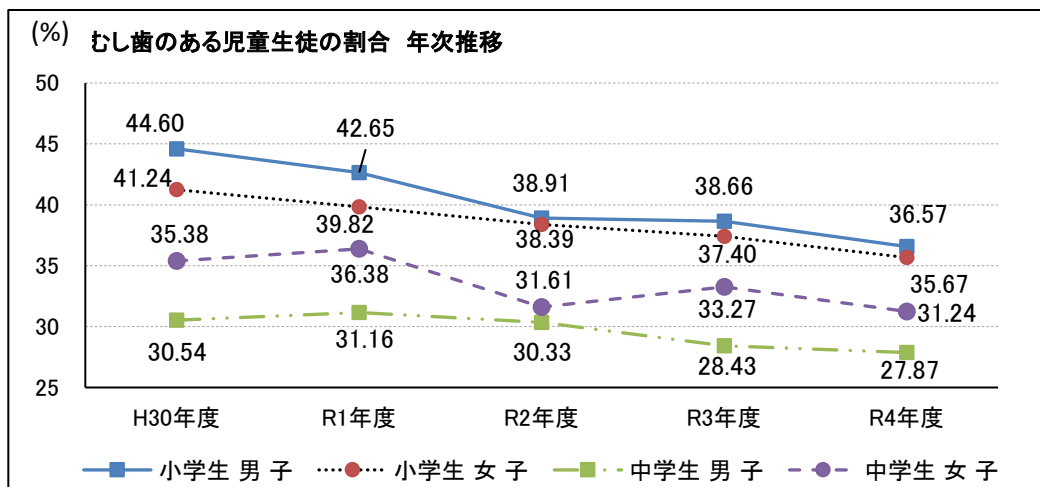
総合判定結果は、男子の4.6人に1人、女子の3.2人に1人が有所見者である。なお、前年度と比較して男子は横ばい、女子は減少している。



※ 有所見とは正常・管理不要以外の診断だったもの

(3) むし歯

むし歯のある児童生徒の割合は、小学生・中学生ともに減少傾向にある。また、すべての学年でむし歯のある割合が東京都平均を上回っている。



乳歯または永久歯のむし歯（治療済みのむし歯も含む）のある児童生徒の割合

<単位: %>

		小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
男子	足立区	28.57	35.27	42.77	45.69	36.64	30.21	26.19	28.60	28.82
	東京都	22.46	30.25	36.22	39.23	35.10	26.68	24.20	24.78	27.68
		小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
女子	足立区	26.57	34.47	43.03	42.82	35.21	31.83	28.77	32.21	32.79
	東京都	21.28	28.48	34.58	36.87	31.48	26.03	26.33	29.24	32.20

3 今後の予定

- (1) 令和6年3月の文教委員会で報告し、区ホームページで公開する。
- (2) 各学校及び関係部署と共有し、児童・生徒の健康教育に活用していく。

教 育 委 員 会 報 告

令和 6 年 2 月 9 日

件名

物価高騰による学校給食費の増額について

所管部課名

学校運営部学務課

内容

学校給食費（以下「給食費」という。）に関する近年の物価高騰分については、保護者負担額は変更せず、区が負担してきた。

令和5年度からの給食費無償化（区立小学校は令和5年10月から）により保護者負担がなくなったため、予算案の議決が得られた際には、給食費単価を適正価格に増額し、学校給食の質の低下を防ぐ。

1 現状（令和5年度）

	学年	給食費 (1食単価)	物価高騰分 (給食費に上乘せ)	食材経費 (合計)
小学校	1・2年	247円	10.84円	257.84円
	3・4年	265円		275.84円
	5・6年	281円		291.84円
中学校	1～3年	334円	12.57円	346.57円
	夜間学級	348円	12.63円	360.63円

2 令和6年度以降

	学年	令和6年度の給食費 (R6物価高騰による増額分) ※
小学校	1・2年	271.94円 (14.10円の増額)
	3・4年	289.94円 (14.10円の増額)
	5・6年	305.94円 (14.10円の増額)
中学校	1～3年	362.69円 (16.12円の増額)
	夜間学級	376.8円 (16.17円の増額)

※ 食材業者の価格表（令和5年度中）を参考にしながら、令和6年度の牛乳やパン・麺の高騰見込み分も含めて積算。

教 育 委 員 会 報 告

令和 6 年 2 月 9 日

件名	令和6年度ジュニアリーダー研修会の宿泊キャンプ参加費用について																																										
所管部課名	子ども家庭部青少年課																																										
内 容	令和6年度のジュニアリーダー研修会（※1）修了者等が参加する宿泊キャンプの参加費について、当初予算（案）の議決が得られた際には、以下のとおり自己負担額を減額し、その差額分を公費負担額として増額することで手当とする。あわせて就学援助の方は参加費無料として実施する。 ※1 ジュニアリーダー研修会 基本的に子ども会を中心に地域活動を行う中高生（ジュニアリーダー）を育てるための小学生向け研修会 1 自己負担額を減額する目的 金銭的な理由で子どもたちの体験活動の機会を失うことが無いよう、自己負担額を減額し多くの参加資格者が参加申込みをしやすくすることを目的とする。 2 宿泊キャンプ（2泊3日） （円） <table><tr><th></th><th>主な経費</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>①</td><td>食材費（食事代）</td><td>5,000</td><td>5,000</td></tr><tr><td>②</td><td>Tシャツ、教材費等</td><td>5,000</td><td>5,000</td></tr><tr><td>③</td><td>貸切バス代</td><td>5,000 (内 2,000 公費負担)</td><td>6,000</td></tr><tr><td>④</td><td>宿泊費（※2）</td><td>0</td><td>1,200</td></tr><tr><td>⑤</td><td>人件費・物品運搬</td><td>20,000</td><td>19,000</td></tr><tr><td></td><td>合 計</td><td>35,000</td><td>36,200</td></tr><tr><td></td><td></td><td style="text-align: center;">↓</td><td style="text-align: center;">↓</td></tr><tr><td></td><td>自己負担額</td><td>①+②+③ 13,000</td><td>② 5,000 (就学援助の方は無料)</td></tr><tr><td></td><td>公費負担額（委託）</td><td>22,000</td><td>31,200</td></tr></table> ※2 宿泊費 令和6年度から宿泊費（国立中央青少年交流の家）が無料から有料（1人当たり高校生以下600円・大人2,500円／1泊）となった。なお、足立区立鋸南自然の家については、宿泊費はかからない。				主な経費	令和5年度	令和6年度	①	食材費（食事代）	5,000	5,000	②	Tシャツ、教材費等	5,000	5,000	③	貸切バス代	5,000 (内 2,000 公費負担)	6,000	④	宿泊費（※2）	0	1,200	⑤	人件費・物品運搬	20,000	19,000		合 計	35,000	36,200			↓	↓		自己負担額	①+②+③ 13,000	② 5,000 (就学援助の方は無料)		公費負担額（委託）	22,000	31,200
		主な経費	令和5年度	令和6年度																																							
	①	食材費（食事代）	5,000	5,000																																							
	②	Tシャツ、教材費等	5,000	5,000																																							
	③	貸切バス代	5,000 (内 2,000 公費負担)	6,000																																							
	④	宿泊費（※2）	0	1,200																																							
	⑤	人件費・物品運搬	20,000	19,000																																							
		合 計	35,000	36,200																																							
			↓	↓																																							
		自己負担額	①+②+③ 13,000	② 5,000 (就学援助の方は無料)																																							
	公費負担額（委託）	22,000	31,200																																								

	3 日程・場所・対象（予定）		
		日程	場所
	①	8月10日（土） ～12日（月・休）	国立中央青少年交流の家 （静岡県御殿場市）
	②	11月2日（土） ～4日（月・休）	足立区立鋸南自然の家 （千葉県鋸南町）
	4 今後の方針 事業の実施にあたっては、委託先である足立区少年団体連合協議会と詳細を協議していく。		

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和 6 年 2 月 9 日

件 名	令和 5 年度明海大学連携事業の実施結果について												
所管部課名	教育指導部学力定着推進課												
内 容	令和 5 年度の明海大学連携事業について、実施結果を報告する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>実施状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明海大学あけみ英語村 2023 ー小学生異文化交流プロジェクトー</td><td> ① 島根小(10/24) 4 年生 81 人 留学生 17 人、日本人学生 43 人 ② 花畑第一小(11/6) 6 年生 56 人 留学生 17 人、日本人学生 43 人 </td></tr> <tr> <td>留学生との交流事業</td><td> ① 扇中 (6/23) 1・2 年生 142 人、留学生 11 人 ② 第十四中 (7/7) 3 年生 246 人、留学生 12 人 ③ 千寿桜堤中 (11/22) 2 年生 169 人、留学生 7 人 ④ 谷中中 (12/13) 2 年生 148 人、留学生 9 人 ⑤ 第十中 (1/30) 2 年生 160 人、留学生 11 人 </td></tr> <tr> <td>英語教育アドバイザーの 指導育成</td><td> ① 授業観察 11 回 (5～12 月) ② 全体研修 1 回 (12/19) </td></tr> <tr> <td>区民対象『海外で役立つ 「初級英会話講座」』 5 日制</td><td> ① 第 1 クール 5/21・6/11・6/25・7/16・7/30 ② 第 2 クール 10/1・10/8・10/15・10/29・11/5 </td></tr> <tr> <td>Katsuura camp (小・中若手教員の宿泊研修)</td><td> ① 夏季 (8 月)、冬季 (1 月) で 宿泊研修を実施 小・中学校ともに 2 日 ② 小・中若手教員の通年での授業 研究を、明海大学教授が授業観 察し指導・講評 小学校 1 回、中学校 4 回 </td></tr> </tbody> </table>	事業名	実施状況	明海大学あけみ英語村 2023 ー小学生異文化交流プロジェクトー	① 島根小(10/24) 4 年生 81 人 留学生 17 人、日本人学生 43 人 ② 花畑第一小(11/6) 6 年生 56 人 留学生 17 人、日本人学生 43 人	留学生との交流事業	① 扇中 (6/23) 1・2 年生 142 人、留学生 11 人 ② 第十四中 (7/7) 3 年生 246 人、留学生 12 人 ③ 千寿桜堤中 (11/22) 2 年生 169 人、留学生 7 人 ④ 谷中中 (12/13) 2 年生 148 人、留学生 9 人 ⑤ 第十中 (1/30) 2 年生 160 人、留学生 11 人	英語教育アドバイザーの 指導育成	① 授業観察 11 回 (5～12 月) ② 全体研修 1 回 (12/19)	区民対象『海外で役立つ 「初級英会話講座」』 5 日制	① 第 1 クール 5/21・6/11・6/25・7/16・7/30 ② 第 2 クール 10/1・10/8・10/15・10/29・11/5	Katsuura camp (小・中若手教員の宿泊研修)	① 夏季 (8 月)、冬季 (1 月) で 宿泊研修を実施 小・中学校ともに 2 日 ② 小・中若手教員の通年での授業 研究を、明海大学教授が授業観 察し指導・講評 小学校 1 回、中学校 4 回
事業名	実施状況												
明海大学あけみ英語村 2023 ー小学生異文化交流プロジェクトー	① 島根小(10/24) 4 年生 81 人 留学生 17 人、日本人学生 43 人 ② 花畑第一小(11/6) 6 年生 56 人 留学生 17 人、日本人学生 43 人												
留学生との交流事業	① 扇中 (6/23) 1・2 年生 142 人、留学生 11 人 ② 第十四中 (7/7) 3 年生 246 人、留学生 12 人 ③ 千寿桜堤中 (11/22) 2 年生 169 人、留学生 7 人 ④ 谷中中 (12/13) 2 年生 148 人、留学生 9 人 ⑤ 第十中 (1/30) 2 年生 160 人、留学生 11 人												
英語教育アドバイザーの 指導育成	① 授業観察 11 回 (5～12 月) ② 全体研修 1 回 (12/19)												
区民対象『海外で役立つ 「初級英会話講座」』 5 日制	① 第 1 クール 5/21・6/11・6/25・7/16・7/30 ② 第 2 クール 10/1・10/8・10/15・10/29・11/5												
Katsuura camp (小・中若手教員の宿泊研修)	① 夏季 (8 月)、冬季 (1 月) で 宿泊研修を実施 小・中学校ともに 2 日 ② 小・中若手教員の通年での授業 研究を、明海大学教授が授業観 察し指導・講評 小学校 1 回、中学校 4 回												

業名	実施状況
スピーチ・プレゼンテーションコンテスト (英語マスター講座修了生が対象)	① コンテスト (11/3 明海大学) 9人参加 ② 明海大学学生によるデモンストレーションスピーチ ③ 外国人講師の英会話特別講座 ④ 明海祭 (大学学園祭) 見学
教員向け外国人等児童の日本語指導研修会	令和5～6年度に全4回で計画の1年度目 (各年度2回ずつ) ① 第1回 (6/2) 8人参加 ② 第2回 (11/24) 10人参加
【協力事業】 令和5年度教員養成機関等との連携による専門人材育成・確保事業 (文部科学省からの単年度受託事業)	① 検討委員会 2回実施 ② オンライン講座 15回 (5～10月) 区内教員延べ524人受講

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和6年2月9日

件 名	英語マスター講座の定員の変更について
所管部課名	教育指導部学力定着推進課
内 容	区立中学生を対象とした英語マスター講座について、令和6年度は定員を変更して実施する。 1 定員の変更 変更前：90名（令和5年度まで） 変更後：120名（令和6年度から） 2 変更理由 従来のチラシ配布に加え、各校における英語の授業での案内等を促した結果、令和5年度の受講希望者が倍増した（定員90名のところ、241名の応募があった）ため。 3 実施内容 ① ネイティブ講師と日本人講師による対面でのレッスン講座 ② 海外の講師によるオンライン英会話レッスン 4 委託事業者 株式会社ボーダーリンク 5 概要 （1）実施期間等（予定） 令和6年7月から令和7年3月まで 週1回、全30回、午後6時20分から午後8時30分まで （2）実施場所 梅島小学校

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和6年2月9日

件 名	保健関係書類のオンライン化について						
所管部課名	学校運営部学務課						
内 容	保健関係書類のオンライン化について、以下のとおり報告する。 1 目的 年度当初に保護者が学校へ提出する書類の一部をオンライン化し、保護者及び学校の負担軽減につなげる。 2 オンライン化予定の調査票 結核検診問診票、運動器問診票 3 回答方法 保護者は、C4th Home&School でオンライン入力し、回答する。 4 令和6年度パイロット校 まずは、地域や学校規模から選定した10校で試行実施を行う。 (1) 小学校 千寿第八小学校、扇小学校、鹿浜第一小学校、栗原小学校、北三谷小学校、中島根小学校、六木小学校 (2) 中学校 第四中学校、第十二中学校、伊興中学校 5 スケジュール（予定） <table border="0"> <tr> <td>令和6年2月～3月</td><td>事務説明会（パイロット校対象）</td></tr> <tr> <td>令和6年4月</td><td>オンライン調査実施（パイロット校のみ）</td></tr> <tr> <td>令和7年4月</td><td>オンライン調査実施（全校）</td></tr> </table> 6 今後の方針 (1) 保健調査票については、項目が多くシステムの関係上、新年度からの試行が困難なため、準備が整い次第、実施していく。 (2) パイロット校での実施結果及び課題を検討した上で、令和7年度の全校実施を目指していく。	令和6年2月～3月	事務説明会（パイロット校対象）	令和6年4月	オンライン調査実施（パイロット校のみ）	令和7年4月	オンライン調査実施（全校）
令和6年2月～3月	事務説明会（パイロット校対象）						
令和6年4月	オンライン調査実施（パイロット校のみ）						
令和7年4月	オンライン調査実施（全校）						

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和6年2月9日

件 名	令和5年度「あだち子ども将棋大会」の実施結果について
所管部課名	子ども家庭部青少年課
内 容	令和5年度「あだち子ども将棋大会」を開催したので、結果を報告する。 1 日程 令和6年1月27日（土） 午後1時30分～午後5時20分 2 会場 千寿本町小学校体育館 3 主催・協力 （1）主催 足立区教育委員会 （2）協力 公益社団法人日本将棋連盟 4 対象 区内在住・在学の小学生 5 当日参加者数 59チーム（170人） 【内訳】 ① 学校代表チーム 45チーム（130人） ② 地域チーム 14チーム（40人）

事業実施報告（１月）

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	7 日（日） 14（日） 21 日（日） 28（日）	新田地域学習センター他	15 人
科学体験講座	21 日（日） 27（土） 28 日（日）	ギャラクシティ	22 人
家庭教育支援講座	20 日（土）	ギャラクシティ	9 人
ジュニアリーダー スーパー研修会	14 日（日）	梅田地域学習センター	46 人
あだち日曜教室	14 日（日）	梅田地域学習センター	24 人
令和５年度 「あだち子ども将棋大会」	27 日（土）	千寿本町小学校	170 人

事業実施予定（２月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
中高生の居場所づくり	4 日（日） 11（日） 18 日（日） 25（日）	新田地域学習センター他	30 人
科学体験講座	11 日（日） 18（日） 24 日（土）	ギャラクシティ	40 人
家庭教育支援講座	17 日（土）	勤労福祉会館	20 人
ジュニアリーダー スーパー研修会	4 日（日）	ギャラクシティ	59 人
あだち日曜教室	11 日（日）	梅田地域学習センター	31 人
0からENGLISH	12 日（月・祝）	文教大学東京あだちキャンパス	50 人
ときめき！未来教室	17 日（土）	帝京科学大学	15 人

教育委員会情報連絡

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業実施報告(1月)

行事名	実施日	会場	参加者数
あだち放課後子ども教室 安全管理講習会	1/11(木)	竹の塚地域学習センター	36 人
	1/16(火)	興本地域学習センター	14 人
	1/24(水)	西新井ギャラクシティ	11 人
あだち放課後子ども教室 体験プログラム 「スポーツスタッキング」	1/16(火)	六木小学校	9 人
	1/26(金)	舎人小学校	20 人
あだち放課後子ども教室 運営委員会	1/19(金)	生涯学習センター	147 人
おりがみサポーター交流会Ⅱ	1/24(水)	生涯学習センター	50 人
足立ジュニア吹奏楽団 プラスキッズ 1/27(土)～3/24(日) 計 6 回	1/27(土)	島根小学校	5 人
あだち放課後子ども教室安全管理員研修会 「子どもとの接し方」(11/30(木)実施) 動画配信中			

事業実施予定(2月)

行事名	実施日	会場	予定人数
あだち放課後子ども教室 体験プログラム 三菱総研 DCS(株)「ロボットプログラミング入門」	2/5(月)	西保木間小学校	10 人
あだち放課後子ども教室 安全管理講習会	2/9(金)、2/26(月)	生涯学習センター	各 40 人
スポーツ指導員スキルアップ講習会 子どもの運動あそび	2/10(土)	総合スポーツセンター	30 人
足立ジュニア吹奏楽団 プラスキッズ 1/27(土)～3/24(日) 計 6 回	2/10(土)、2/24(土)	島根小学校	5 人
子どもの未来応援アウトリーチコンサート	2/15(木)	東湊江小学校	115 人
安全管理員研修 「子どもとの接し方」	2/16(金)	西新井ギャラクシティ	60 人
スポーツ指導員スキルアップ講習会 後期高齢者の運動指導	2/23(金・祝)	生涯学習センター	30 人
子どもの未来応援アウトリーチコンサート	2/27(火)	子育てサロン千住大橋	46 人